

平成 1 2 年予算特別委員会会議録

開 会 平成 1 2 年 3 月 7 日

閉 会 平成 1 2 年 3 月 2 2 日

新 得 町 議 会

第 1 日

予算特別委員会会議録
平成12年3月7日(火)第1号

○付託議案名

議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について
議案第19号	家族介護手当支給条例の制定について
議案第20号	新規就農者支援育成条例の制定について
議案第21号	公園条例の制定について
議案第22号	町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	介護保険条例の制定について
議案第26号	介護給付費準備基金条例の制定について
議案第27号	公共下水道受益者分担金条例の制定について
議案第28号	平成12年度新得町一般会計予算
議案第29号	平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第30号	平成12年度新得町老人保健特別会計予算
議案第31号	平成12年度新得町介護保険特別会計予算
議案第32号	平成12年度新得町営農用水道事業特別会計予算
議案第33号	平成12年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第34号	平成12年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第35号	平成12年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(17名)

委員長	吉川幸一君	副委員長	黒澤誠君
委員	川見久雄君	委員	藤井友幸君
委員	千葉正博君	委員	宗像一君
委員	松本諫男君	委員	菊地康雄君
委員	斎藤芳幸君	委員	廣山麗子君
委員	金澤学君	委員	石本洋君
委員	古川盛君	委員	松尾為男君
委員	渡邊雅文君	委員	高橋欽造君
委員	武田武孝君		

○欠席委員(なし)

○委員外(1名)

議長 湯浅 亮 君

○職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐々木 裕二 君
書 記 桑野 恒雄 君

議会事務局長（佐々木裕二君） 初の予算特別委員会でありますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であります石本 洋委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（石本 洋君） 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

臨時委員長（石本 洋君） ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

（宣告 15時27分）

臨時委員長（石本 洋君） これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

臨時委員長（石本 洋君） 暫時休憩いたします。

（宣告 15時27分）

臨時委員長（石本 洋君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 15時28分）

臨時委員長（石本 洋君） それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。

それでは、委員長に吉川幸一委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。

よって、吉川幸一委員が委員長に選ばれました。

臨時委員長（石本 洋君） それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代いたします。

(委員長就任あいさつ)

委員長(吉川幸一君) これより、副委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

副委員長の互選については、委員長の指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(吉川幸一君) 異議なしと認めます。
よって、委員長の指名推選の方法によることと決しました。

委員長(吉川幸一君) 暫時休憩いたします。

(宣告 15時29分)

委員長(吉川幸一君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時29分)

委員長(吉川幸一君) それでは、副委員長に黒澤 誠委員を指名いたします。
ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(吉川幸一君) 異議なしと認めます。
よって、黒澤 誠委員が副委員長に選ばれました。

委員長(吉川幸一君) なお、平成12年3月21日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております議案第17から議案第35号についての審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

委員長(吉川幸一君) これをもって本日の予算特別委員会は散会いたします。

(宣告 15時30分)

第 2 日

予算特別委員会会議録
平成12年3月21日(火)第2号

○付託議案名

議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について
議案第19号	家族介護手当支給条例の制定について
議案第20号	新規就農者支援育成条例の制定について
議案第21号	公園条例の制定について
議案第22号	町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	介護保険条例の制定について
議案第26号	介護給付費準備基金条例の制定について
議案第27号	公共下水道受益者分担金条例の制定について
議案第28号	平成12年度新得町一般会計予算
議案第29号	平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第30号	平成12年度新得町老人保健特別会計予算
議案第31号	平成12年度新得町介護保険特別会計予算
議案第32号	平成12年度新得町営農用水道事業特別会計予算
議案第33号	平成12年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第34号	平成12年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第35号	平成12年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(17名)

委員長	吉川幸一君	副委員長	黒澤誠君
委員	川見久雄君	委員	藤井友幸君
委員	千葉正博君	委員	宗像一君
委員	松本諫男君	委員	菊地康雄君
委員	斎藤芳幸君	委員	廣山麗子君
委員	金澤学君	委員	石本洋君
委員	古川盛君	委員	松尾為男君
委員	渡邊雅文君	委員	高橋欽造君
委員	武田武孝君		

○欠席委員(なし)

○委員外(1名)

議長 湯浅 亮 君

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤 敏雄 君
教育委員会委員	長	高久 教雄 君
監査委員		吉岡 正君 君
助役		鈴木 政輝 君 君
収入役		清水 輝男 君 君
総務課	長	畑中 栄和 君 君
企画調整課	長	長尾 正君 君
税務課	長	秋山 秀敏 君 君
住民生活課	長	西浦 茂君 君
保健福祉課	長	浜田 正利 君 君
建設課	長	村中 隆雄 君 君
農林課	長	斉藤 正明 君 君
水道課	長	常松 敏昭 君 君
工商観光課	長	貴戸 延之 君 君
児童保育課	長	富田 秋彦 君 君
老人ホーム所	長	長尾 直昭 君 君
屈足支所	長	高橋 昭吾 君 君
庶務係	長	武田 芳秋 君 君
財政係	長	佐藤 博行 君 君
教 育	長	阿部 靖博 君 君
学校教育課	長	加藤 健治 君 君
社会教育課	長	高橋 末治 君 君
農業委員会事務局	長	小森 俊雄 君 君

○職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局	長	佐々木 裕二 君
書	記	桑野 恒雄 君

委員長（吉川幸一君） 本日は全員の出席であります。
ただいまから予算特別委員会を開きます。

（宣告 9時59分）

委員長（吉川幸一君） 予算特別委員会の審議に先立ち町長から発言の申し出がありますので、これを許します。斉藤町長。

町長（斉藤敏雄君） このたび、新聞テレビ等のマスコミによりまして報道されました、収入役並びに職員の国有林内への雪上車の乗り入れ行為につきましては、法的強制力がないとはいえども、道森林管理局、財団法人林野弘済会が入林者の注意事項で規制された事項を守らず、新得事務所長より厳重注意を受けたことは、まことに遺憾なことであります。

私ども町の立場といたしましても、これが判明した時点で関係者に厳しく厳重注意をいたしたところであります。

公務員としてのモラルと、公職上の信用を損ねまして、議会並びに町民各位、関係機関、団体にたいへんご迷惑をおかけいたしまして、ここに深くお詫びを申し上げます。

私ども、自治体が置かれている今日的厳しい環境下でありまして、今後二度とこのような事態が起こらないように、いっそうモラルの徹底と指導を図りまして、町の発展のため気を引き締めて努力していく所存であります。

重ねて、この間おかけいたしましたご迷惑に、心からおわびを申し上げさせていただきます。

貴重な時間たいへんありがとうございました。

委員長（吉川幸一君） これから議事に入ります。議案第17号から議案第35号までの審査を行います。

本予算特別委員会に付託されました、議案第17号から議案第35号までを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、別紙お手もとに配付いたしました、予算審査次第書のとおり審査してまいりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） 異議なしと認めます。

よって、別紙、予算審査次第書のとおり、順次、審査することに決まりました。

審査に入る前に委員長よりお願いをいたします。

質疑答弁の発言は簡明、簡潔に行うよう。また、質問は1項目につき3回までとして進めたいと思いますので、皆様がたのご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

委員長（吉川幸一君） それではまず総括的な質疑、ご意見はございませんか。宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっと直接予算に関係していることではないんですけども、お知らせしんとくこの3月1日発行の新得八景募集の関係のお知らせ版が載っていたんですけども、これはちょっと資料がないと思いますんで、これは実行委員会が商工観光部会でやっているという関係もありますんで、そのときにいったときにちょっとお尋ねしたいなと思いますもんですから、その資料を後ほど用意しておいてほしいなとかように思います。

委員長（吉川幸一君） 川見委員。

委員（川見久雄君） 私は予算編成にあたって財政の状況が厳しくなればなるほど、既存の事務事業の徹底的な効果測定と、それを踏まえた予算査定の精度を高める、生かしていくことが肝要であると常々考えておりまして、その取り組み方について昨年12月の定例会におきまして、町長にお尋ねをいたしたところでもあります。

そういった観点から、他の自治体に先駆け10年度から導入された事業アセスメントを高く評価するとともに、大きく期待をしている一人でもございます。

そこで平成12年度の予算編成において、この事業アセスを継続されるとともに、更に拡大されたものもあるかと思えますけれども、どのようにこの予算に反映をされたのかお尋ねをいたします。

委員長（吉川幸一君） 長尾企画調整課長。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

事業アセスメントにつきましては、平成10年度に初めて取り組んだところでございます。

12年度の新規見直し分といたしましては、15件で1,400万円となっております。なお11年度からの継続分も含めると、79件で6,100万円でございます。

委員長（吉川幸一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって総括的な質疑を終了いたします。

委員長（吉川幸一君） それでは、議案第28号、平成12年度新得町一般会計予算の審査に入ります。

なお発言される際は「何ページの何々」ということを併せて申し出てください。

予算書の40ページをお開きください。第1款、議会費の審査を行います。40ページから41ページまでの議会費全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第1款、議会費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に、条例の審査に入ります。議案第17号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[総務課長 畑中 栄和 君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第17号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

提案理由であります。職員の給与水準の上昇を抑制するとともに、給与配分の適正化を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、1、昇給の停止でございますが、改正前は56歳に達した日以後の昇給にあつては18か月、その後の昇給にあつては24か月。いわゆる56歳以降、昇給延伸であつたものを、改正後は55歳を超える職員は昇給停止とするものであります。

2、職務の級の最高号俸に達したものの昇給、いわゆる給料表の枠外昇給でございますが、改正前は職務の級の給料幅の最高額に達した職員及び最高額を超えている職員は、36か月昇給であつたものを、改正後は職務の級の給料幅の最高額に達した職員は18か月昇給、最高額を超えている職員は24か月昇給に改正するものであります。

条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、1、施行期日。

2、昇給停止に関する経過措置といたしまして、平成12年4月1日において、55歳を超えている職員の昇給については従前の例による。50歳を超え55歳を超えない職員については、別に定めるところにより昇給させることができると規定してございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中栄和君 降壇]

委員長（吉川幸一君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を願います。高橋委員。

委員（高橋欽造君） この文の中にですね、良好な成績で勤務したものとこういう具合に書かれているんですが、なにもなかったものが良好なのか、なにか特別なことをしたから良好なのか、その辺のなにかよくわからないんですけども、この良好な成績の勤務というのはどういう状態を言うのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

条例の本文の中に良好な成績と、下の方に特に良好な成績っていう表現も出てきております。

良好な成績の判断につきましては、役場の中に賞罰委員会というのがございまして、その中で毎回昇給時に併せまして、賞罰委員会を開催いたしまして審査し、その結果町長が決定するというふうになっております。

委員長（吉川幸一君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 懲罰委員会、賞罰委員会ですか。

（「賞です」の声あり）

賞ですね、褒めるほうとだめだよというほう。この委員会で決めてそれを町長に報告して、町長が最終的に判断されると、こういうことなんですね。

そこで、賞罰委員会もですね、どういうことが賞になって、どういうことが罰になるのかっていう、なんていうのか基準があるんでしょう。その辺がちょっとね、私どうも

読んでいてよくわからなかったんですけども、それはどうでしょうね。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長

総務課長（畑中栄和君） 非常に難しい質問なんですけど、賞罰委員会の中では、罰につきましては字のごとく、例えば勤務成績が不良であるとか交通違反を起こしたとか、いろいろあると思うんですけど、その辺によって判断しているわけですが、ほかにつきましては勤務成績良好ということで判断をいたしております。

委員長（吉川幸一君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） 2、3お尋ねをいたしたいと思いますけれども。

53年の5月に訓令で定数外臨時職員取扱要綱ができていますけれども、その関係については今の職員のこの条例と、どのように関わるのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、55歳を超える職員は現在何人ぐらいいらっしゃるのか。また、最高額に達している職員は何人ぐらいいるのかお尋ねをしたいと思います。

また、定数条例が制定されておりますけれども、非常に職員が減っていると思います。この定数条例の改定ということは、今後するのかどうかお尋ねをいたします。以上です。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

定数外臨時職員取扱要綱の関係でございますが、今回の条例の改正に伴いまして、改正があるのかということでございますが、直接的ではないわけでございますが、定数外臨時職員取扱要綱の中で準職員の関係について定めております。

準職員の定年制の関係なんですけど、現在63歳です。それをこの4月から61歳に引き下げる予定をいたしております。この準職員の定年の引き下げにつきましては、2年前から職員組合とも交渉を重ねてきたわけですが、そもそも準職員の定年制が63歳というのは、20年ほど前から続いていたわけですが、当時は準職員も中途採用者が多く、また、年金受給権が満たなかったというそういうこともありまして、現在は皆年金制になっておりますので、そういうことで61歳に変更をしたいというふうに考えております。

そしてなおかつ、雇用の場の確保、若年労働者の雇用を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから準職員の昇給停止の関係でございますが、現在運用方針で57歳を超えるものは18か月、その後24か月の延伸になっておりますが、停止とはせず、現行のまま準職員については取り扱っていききたいというふうに思っております。

それから昇給停止の関係で、経過措置で年齢55歳以上につきましては16名、53歳から55歳につきましては、55歳未満ですね、につきましては5名、50歳以上52歳が17名のかたがいらっしゃいます。

それから枠外的人数でございますが、給料表の6級の枠外のかたが6名、7級が2名、現在合わせて8名いらっしゃいます。

それから定数条例の関係ですが、この4月1日現在で職員数は134名になる予定であります。定数はたしか158名でなかったかなと思っておりますが、定数条例の関係の見直しにつきましては、今後の推移と実態を見極めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって議案第17号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の42ページをお開きください。第2款、総務費の審査を行います。42ページから56ページまでの第1項、総務管理費、第2項、徴税費についてご発言ください。菊地委員。

委員（菊地康雄君） 51ページ、19節、補助金の中の夢基金事業ですけれども、これも前年と同じ金額であっております。たしか平成11年度には1件だったかと思うんですけれども、この事業の取り組みに対する応募情勢が厳しい中で、なかなかこれに当てはまるような事業を考えることが、難しくなってきたということもあるとは思いますが、これを運用していくにあたってですね、もっと運用しやすい方法を考えていかなければ、この応募件数が増えていかないのではないかという気がするんですけれどもいかがでしょうか。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 夢基金の関係でございますけれども、昨年採択になった分は1件でございますけれども、応募につきましては4件ございます。

審査の方法やなんかもあるんですけれども、なんていうんですか、ちょっと計画性が足りないとか、そういうことで3件については却下になっておりますけれども、応募そのものは例年と大した変わっておりません。

委員長（吉川幸一君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） 却下が3件というお話でしたけれども、その中には自らの取り下げということも、たしかあったはずでないですかね。

その審査の段階で、もう少し今のやり方をよりスムーズな審査ができるように変えていかないと、なかなかそのすそ野が広がっていかないような気がいたしますので、ぜひ、運営委員会ですか、運営委員会の中の審査をよりスムーズにできるようなかたちで、ぜひ、見直しを一緒にして、予算を有効にまちづくりに活用できるように考えていただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） その辺も十分検討しながら進めたいというふうに思います。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

43ページの3節。職員手当の勤勉手当の件なんですが、昨年から導入されたわけですが、そのときの説明では民間企業の賞与的なものだと、そして勤務成績に応じた報酬的意図であるということで、昨年は12月の期間率を算出したということでありましたが、今回はいちおう6月の関係を入れての予算だと思っております。6月、12月のね1年分の、そういうことなんですが、その項目の中に成績率も運用されるというかたちの中が入ったが、そのときは当分の間はそれを見合わすというかたちの、当分の間というかたちはいつごろであるかという問題と、それから本町には出勤簿っていうんですか、タイムカードの機械もないんですよ、そういったかたちの中で職員の管理はどこ

でどのように指定されているのか、それから監査はもちろんしているわけですが、監査委員さんはその点どのようなチェックをしておられるのかという件で、ちょっとお尋ねしたいなとかように思います。

それとですね、47ページの13節の委託料ですね。これがちょっと減額になっているわけです。昨年からみるとね。

それで特殊委託保守というかたちの中で、いろいろあげられているわけなんですけれども、大きく委託料が減ったのはどういうかたちを見てなのかなと、いろいろ項目別に見てもそれほど変わっていないんですけれども、委託料の総額が減っているということなんで、ちょっとお尋ねしたい。

それから、50ページ。50ページのこれも19節で、いちばん下のほうなんですけど、異業種交流事業ということで10万円出費しているんですが、異業種交流事業ってどんなものなのかちょっとごめんなさい、教えてください。

それとですね、52ページ、バスの購入の関係なんですけど、備品購入費でバス購入ということで、町長の執行方針の中にもうたわれているわけなんですけど、その中の執行方針の中で、各種団体からの強い要望がありましたと、それで町有バスを更新しますというかたちで、書かれているんですけれども。

私ども文教福祉常任委員会をお願いしていることは、どうも、私は聞いていることはバスが足りないと、なんとか増車をしていただけないかというかたちで聞いていたんですが、どうも執行方針の文字と違うような気がするもんですから、その点でひとつお尋ねしたいと思います。以上です。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

まず、勤勉手当の関係でございますが、昨年議決いただいたときに成績率と期間率というのでご説明したかと思うんですが、成績率の関係でございますが、当分の間、導入はしないということでたしか話したかとは思いますが、導入しないというのは全道的に見ても管内的に見ても、全国的に見ても規定は設けても導入している町村というか、自治体は非常に少ない状況であります。

全道的、管内的の状況を見据えてですね、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、出勤簿の関係につきましては、従前は出勤簿というのを付けていたんですが、それを廃止いたしております。それに代わるタイムカードも現在は実施いたしておりません。職員の管理といいますか、それにつきましては各課長が責任をもって、その辺のチェックをしているということですので、ご理解をいただきたいなと思います。

それから、委託料の関係ですが、従前庁舎の自動ドアの保守を年3回やっておりましたが、1回でも可能でないかということで回数を減らしておりますので、その分予算を減額いたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 長尾企画調整課長。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

異業種交流事業でございますが、若者を対象にした交流会でございますが、過去2回実施いたしております。新年度から実行委員会を組織していただきまして、そこへ補助金を出していきたいというふうに考えております。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） バスの更新の関係でございますけれども、今回予算に計上しております42人乗りのバスにつきましては、購入は昭和61年購入でございます、15年経過しております、各種団体の利用の場合にでも3号車が新しく大きいバスなんですけれども、それと見るとかなりの格差がございます、もう少し乗りやすいものというご要望もございましたので、そういう関係で町政執行方針のほうにはそのように載せております。

それからバスの増車の関係なんですけれども、今申し上げましたように、この42人乗りバスにつきましては、昭和61年に購入しておりますし、それからもう1台ございますけれども、これは元年に購入しております、そろそろ耐用年数にきておりますので、これらのバスを更新した後に増車については検討したいということで、従来お答えしているかと思えます。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） いちばん最初にした成績率の関係なんです、これそうするとさっき条例変えましたよね。ああいうかたちの中で、職員のそういった昇給を見るときにあれしていくというかたちをうたっていて、その運用するになかなか難しいというかたちではないと。取りあえず全般的にどこもやっていないので、うちもやるつもりは今のところないという解釈でよろしいわけですね。

それから、タイムカードの関係も、そういったことで各課長管理しているということであれなんですけれども、そこら辺のもので監査関係をやっている、そこら辺のもののチェック関係はどうなのかな、ちゃんとできているのかなということでしたんですが、うちの議会からも出ている人がいますから、そこら辺はできているということで信用させてもらいます。

どうも私らのところだったら、なんぼちっぽけなところでも出席簿付けたり、いろいろなかたちがあるんですけれども、そういったことがないものですから、どういうふうな管理をしているのかなと思ったもので、ちょっと質問させていただきました。

それからバスの関係ですね、バスの関係そうすると当分の間は増車する予定はないと、現在あるものを入れ替えしながら、なんとか対応していくというかたちでいくということなんです。

そうですか、わかりました。それではいちおう、それぞれの課長さんに聞いて、自分で納得しましたのでこれで私終わります。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 51ページの19節、補助金関係なんですけれども、町連合町内会の補助金が多少になりとも増えておりますけれども、これはなにに増えたのか中身なんですけれども、それと後、1町内会にどれだけプラスされたのか、お伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 連合町内会の補助金につきましては、1戸当たり今のところでは3月末に各町内会から戸数の集計等を行うわけなんですけれども、今のところ私どもの試算しているところでは、1戸当たり80円ほどの増額になるかと思っております。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 増えることで活動費に活用できるということは非常に有り難い

ことなんですけれども、毎年ですね町内会から会費を出して、そしてまた更にそういう補助金をいただきながら運営するんですけれども、その中に上納費というんですか、負担金がかかなりあるんです。

11から12の負担金がありまして、おおかた3千400円か3千500円、1戸についてですね、そういった中で町内会から出す収入の中の支出の部分が、おおかたこれが半分以上いくんですね、この負担金というのが。

そういった中で、なかなか町内会の運営にたいへんさを感じている町内会がたくさんあると思うんです。大きければ大きいなりに、小さければ小さいなりに、活用がなかなかたいへんな町内会がいっぱい抱えていると思うんです。

今年のように雪がどっと降りまして、町内会の除雪関係ですね、なかなか難しく考えているところは、公営住宅を多く持っている町内会、一人暮らしの高齢者がいたり、夫婦2人暮らしがいたり、更に若い人の一人暮らしが多いんです。

そうなりますとね、雪が降ってもなかなか除雪の関係が家の前の除雪だけでも、広くあけているところもあれば、一人暮らし、若い人の一人暮らしであれば、ほんとうに自分の歩くところしかあけてなかったり、そういったかたちを見ますときにね、町内会の中でなにか手だてをしたいと思いましても、お願いしたら10万円以上かかるということですね、なかなか町内会の会費では手だてはしていけない。

それと例えば救急車、なにかあったときに救急車が入っていけるかといったら、そのうちまで入っていけない状況がいまだにあります。

それと同時に屋根の雪下ろしですね、一人暮らし高齢者、70歳以上の高齢者については、除雪ボランティアというのが福祉サービスの中にありますけれども、屋根の雪下ろしについては、危険が伴うからやらないということですとずっときてます。

町内会も、そのことに手だてができるかとなったら、なかなか一人暮らし高齢者夫婦世帯、そして一人暮らし若い人の世帯の町内会であれば、なかなか屋根の雪下ろしも難しいんですね。

そういった中で、危険が伴う中でなにかをしなくてはいけないと思っても、それにはそれなりのお金がかかるわけなんです。ですからそういうことも含めてね、この町内会の上納費負担の在り方の問題、そういった今、置かれている個々の町内会の状況も把握しながら、今後に向けてこの町内会の補助金関係考えていただきたいなと思います。

今年については唯一補助金の、大きな補助金の中に納税奨励金というのがありましたよね、これは今年廃止されるわけですね載っていないところをみると。そういったものもね今度減になるわけですので、町内会の補助金態勢、考えていただく機会あると思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 今の町内会の負担金の関係でございますけれども、各団体の負担金につきましては、私のほうからその団体にどうのこうのということは申し上げられませんが、町内会の各種負担金はそれぞれの団体からそれぞれご要望があるというふうに思ってますけれども、そちらのほうでなにかの機会に話ししていただければなというふうに思いますし、私らのほうからもそういうご意見があった旨はお伝えしたいと思います。

それから、町内会の町からの助成金なんですけれども、十勝管内的にいえば新得町の現在の助成金は中の下というぐらいのところにありますから、決して他の町村から見て

極端に少ないというわけではございません。

今年各種団体の中で、連合町内会については補助金の増額ということになっておりますので、今後の課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

委員長（吉川幸一君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） 47ページですね、13節の委託料のことについてちょっとお伺いしたいと思います。これは53ページの委託料とも関連しますし、最後のほうですね、公民館のところにも関連するんですが、警備業務についてお伺いします。

今度、警備員会社がですねなにか替わるということを知っているんですが、これですね町側で2月の14日だと思いますけれども、入札に関するいわば仕事の内容の説明だと思いますけれども、それが行われたかと思えます。

その後ですね、即2月の17日18日にはですね、新たなと言うのか、まだ入札もなにもしていませんけれども、新たな会社のかたがですね、現場いわゆる公民館それから役場の当直室などに来まして、名刺を出してですね、今度仕事ももらいましたからよろしくということで、2日間にわたって大体全員にあたったようであります。

これはその説明会のときに、業者が回ってこいということは町側では言ってないと思えますけれども、そのような雰囲気でないのかなとこのように思えます。

なおかつ、現場にはですね職員が案内をしているわけです。ですから、まだ、入札もしていない、それから業者も決定していないという段階で、そういった回る業者についてですね注意かなにかなされたのか、なおかつそういう雰囲気を与えたのかちょっとお伺いします。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

夜警業務につきましては、従来帯広の業者と契約を20年近くにわたって実施していたわけですが、町内で2業者のかたが免許を取られて、請負ができるということになりましたので、この4月から町内業者に請け負っていただくということで、今お話のありましたように2月の14日に説明会を実施して、町といたしましては現在働いている人を最優先に雇用してもらいたいと、帯広の業者で働いている現在の人を最優先で雇用してもらいたいということで、お話をしたところであります。

ただ、今お話のあった行き違いといいますが、町のほうでそのように今、働いている人を最優先に使ってもらいたいという話をしたものですから、業者のほうは早とちりというか、職場を訪れてうちの会社にぜひ来てくださいという話をしたみたいです。

それに職員が案内というか、したという誤解を招いているようですが、その職員に聞きましたところ、たまたま公民館なんです、公民館の管理人室に職員が用事が入っていったら、その業者のかたが後ろからついてきてさっと名刺を出したという、あたかも職員が案内したように取られてるんだというふうに私は聞いております。

実際は、そういう雰囲気を与えてしまったんでないかなというふうに理解しているわけですが、ご理解いただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） なかなかうまい答弁するなと思って聞いていたんですけれども、新しい会社ですね、そのかたはまだ新得に来て日が浅いと思います。通勤かな、鹿追のね。従って誰にお話ししたらいいかわからないものですから、職員に紹介してもらったと、僕はそう理解しているんですけれども、それは実際に当事者に聞いた話なんです

けれども。

そもそもですね、今、総務課長がおっしゃったように、皆さん新しい会社に来ていただきたいということは一言も言ってないんですよ、ただよろしくということだけで。

そして、2月の22日になってから、初めて所属をする会社から解雇通告を受けているんですね11名全員が、その後ですね、それらしき話がですね電話で一方的にどうでしょうかと言ってですね、後ぼつんと切れた、切っているようです。それが実態なんですよ、皆さんを雇うというのは。それがひとつのいちおう勧誘ということでは、一方的だけれども、やっているよということなようです。

なおかつですね、皆さんは所属の会社のほうからですね、今度は替わりますからということでは言われれば納得するということですよ。しかし、全然違う会社のかたからですね、今度は仕事もらいましたからよろしくと言われるのは、このことでかなり憤慨はしているのが実態なんですよ。

ですから多分に、そういうようないい話をしてもいいような雰囲気づくりをやったんじゃないかなと、このように思ってますけれどもどうでしょうか。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

その名刺を持って行ったというのは、確かに解雇通知の前の話でありまして、その件につきましては、働いているかたも勤務時間中だから、ここには来ないでくれという話もしたそうですし、町のほうにも抗議がありましたので、町としましても町内業者2社に勤務時間中は接触しないでくれと、接触するんであれば勤務時間外にして欲しいということで、お話をいたしております。

その後2月の25日に、解雇通告があったわけですが、そういう話が町のほうから勤務時間中は接触しないでくれという話をしたものですから、逆に3月のはじめ10日前後だと思いますが、それぐらいまで働いている人とは接触は一切とってなかったみたいですね、そんな状況で一部では感情的にというか、そういうふうになったのかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなと思えます。

委員長（吉川幸一君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） 今、お答えになったですね、既存の会社も含めてですね、呼ばれまして注意を受けたと、これは事実なんですよ。

これもまた問題なんですよ。既存の会社はですね、一切そんな行為はやってないんですよ。やる気もないし、やってないんですよ。従来からずっと町の仕事をやってますからね。呼ばれて既存の会社はまた怒っているんですよ、疑惑をかけられたと。これもまたね、謝っておいたほうがいいんでないですか。

委員長（吉川幸一君） 鈴木助役。

助役（鈴木政輝君） お答えをしたいと思います。

今回の委託の問題につきましては、基本的に町内の企業を育成するという観点で、今まで十数年続いておりました町外の業者については、4月以降改めさせていただきたいという話を、現在の会社のほうにお話をいたしました。地方財政も厳しい、あるいは民間の企業の皆さんがたも厳しいということについては、その会社も十分理解をいただきまして、この間たいへんお世話になったということになったわけでございます。

そのときに出向している職員がおりますので、できれば地元の業者で雇用していただけるように、強く要請をしていただきたいとの当時の支店長さんからお話を受けまして、

私どもはそれを受けて2社の説明会のときに、絶対条件ではありませんがそういった趣旨を申し上げて、雇用について頼んだというのが実態でございます。

当然、町としましては現在の会社の責任者のかたが雇用しているかたに、それぞれそのことをきちんと要請をしているというふうに我々判断しておりますから、当然のことながら、地元の2社の業者のほうは、そういった接触を持ったのではないかと考えおります。

その段階で、解雇通知が来たというお話を私どものほうに電話がありました。これは解雇通知を出すという話をしておりましたから、当然、解雇通知をするときには、その会社が責任をもって後の指導をきちんとしていれば、この問題はなかったと思います。

ところがその説明を全くされないまま、一方的に解雇通知をいただいたということで、相当激怒されて私のほうに電話が来ましたが、私どもとしては責任者のかたから強い要請を受けておりますので、2社には等しく雇用していただけるように、強い要請を2回ほどいたしましたし、そのことについては一定程度誠意を示していただいたわけでございます。

今の業者のかたについてきちんとしていければいいというお話をしましたし、直接出向している元の会社についても、いちおうお話を聞きしましたが、最終的にはこの件については、たいへんご迷惑をおかけしたということで、理解をいただいたというふうに考えております。

委員長（吉川幸一君） ほかに。川見委員。

委員（川見久雄君） 関連して別な視点から1点お伺いをしたいと思います。

聞くとところによりますと、新年度から新しい会社が引き受けるということになるんでしょうけれども、その入札が4月の1日というふうに聞いております。

新年度予算であるわけですから、今予算の審議中ございまして、そういう事情もあるかも知れませんが、また別途ですね、早期に入札ができる手だてもあるのではないかなと思うんですよね。今回は日時もたいへん迫っておりますんで、今回についてはとやかく申し上げても致し方ないのかなというふうに思うんですけれども。

例えばですね、引き受ける業者の立場になりますとね、いずれにしても2業者のうちの1業者が落札をするわけですが、私も詳しくはわかりませんが、果たしてですね余剰人員を抱えているのかどうか、現在の従業員を優先的に雇用する、していただきたいという要請はしているようだけれどもね、それと同時にですね、これが単年度契約になるようですね。

そういうことになりますとですね、毎年毎年ですね、一年ごとに従業員についても、今とれていた会社が落札できなかつたら首になるかってね、それがいつになるかなっていうと、今の例でいきますと、4月1日にならないとわからないという問題もあるわけですね。

ですから、今回については致し方ないかなとは思いますが、来年度以降についてはですね、やっぱりそれなりのもう少し早めのと云いますかね、複数年の契約ができないのであればですね、そういった、やはり手だてと云いますか、方法を探られるべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

入札の関係ですが、新年度始まるのが4月1日でございますので、予算執行は4月1

日からしかできませんので、4月1日入札ということで設定をいたしているわけですが、方法的には債務負担行為を採るとか、そういう手だてはあったのかなというふうには思いますが、今年度につきましては4月1日で実施させていただきたいというふうに思っております。

それから単年度契約の関係ですが、今、川見委員さんお話しのように人の関係があります。できれば、決定はいたしておりませんが、できれば随契で、例えば3年スパンとか5年スパンとか、そういう契約をしていきたいなというふうに現在考えてますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。金澤委員。

委員（金澤 学君） 44ページから45ページにわたる、負担金補助及び交付金について質問します。

今回初めて予算書いただいたんですけれども、その中でいろいろな団体に補助や会費を払っているんですけれども、その中で金曜会ってありますよね。この団体はどのような団体なんですか。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

金曜会ですが、町内関係機関、団体の長の集まりの会と申しますか、双方連携をとりながら、全町的に機関団体が相互発展又はコミュニケーションの場として、しいては、町の発展に寄与していくような団体でございまして、会員につきましては現在、町内の事業所の長のかた三十数名のかたがいらっしゃいます。

委員長（吉川幸一君） 金澤委員。

委員（金澤 学君） そうすると、いろいろな情報交換をする会ということですか。

（「はい」の声あり）

なるほど、私はこれを見ましたら、あちこちに金曜会って出てくるんですね予算書の中にね、会費がね。これは私は公費ではなくて、個人で負担すべきだと思うんですけれどもいかがでしょうか。

委員長（吉川幸一君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

金曜会の町の関係者は、町長と議長、それから教育委員長が会員になっていると思いますが、あくまでも職場の長のかたの集まりでございまして、町の関係者も町長、議長、教育委員長ということで、職場の長として加入いたしておりますので、会費につきましては個人でなく、やはり公用になるのかなというふうに考えております。

委員長（吉川幸一君） 次に進みます。

委員長（吉川幸一君） 56ページから60ページまでの第3項、戸籍住民基本台帳費、第4項、選挙費、第5項、統計調査費、第6項、監査委員費についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第2款、総務費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に、条例の審査に入ります。議案第18号、ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

[保健福祉課長 浜田正利君 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第18号、ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、本年4月1日からの介護保険制度施行に伴い、ホームヘルプサービス条例で実施していたサービスについては、介護保険の制度の中で訪問介護として、サービス事業者が実施していくということになりました。

もって、この条例の目的が終わったので、本条例を制定し廃止するものです。

なお、介護認定においての、自立し及び介護保険対象外の重度の身体障害者についてはですね、町の事業として現状のサービスを基本に、継続したサービスを提供していきたいと考えています。

附則によりまして、この条例は12年4月1日から施行します。よろしくご審議のほどをお願いします。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

委員長（吉川幸一君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。
（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第18号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 次に、議案第19号、家族介護手当支給条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

[保健福祉課長 浜田正利君 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第19号、家族介護手当支給条例の制定についてご説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして、介護保険制度との整合性をかんがみ、町内に居住されている在宅の要介護者を介護するものに対して、介護の負担軽減を図るため支給対象者を定め、介護手当を支給し、もって在宅福祉の推進を図ることを目的に本条例を制定するものです。

本文に戻っていただきます。

第1条は条例の目的でございます。

第2条につきましては、要介護者及び介護するもの並びに介護等についての説明をしています。なお、要介護者については6ページにあります別表の中で詳しく掲げております。介護認定の結果、要介護度の3、4、5の判定を受けたかた、並びにですね、身体上及び精神の障害により、日常生活の介護を受けているものと定めております。

第3条は、支給対象者ですが、別表に定めかたが町民税の所得割がかからない人と定め、そのかたを介護しているものを支給対象としています。

第4条は、支給額を1人当たり2万円ということで定めております。

第5条は、この制度については申請から始まりますということを定めております。

第6条は、支給の決定ですが、介護の実態を把握するにあたり、地区担当の民生委員

さんと協議したうえで決定することという予定をしております。

第7条から第10条までは省略させていただきます。

次に11条ですけれども、これについては細かな点については規則への委任ということになっております。なお、この規則の中にはですね、国及び道の介護手当に類した制度によって支給を受けた場合については、内払いということをしてしております。

附則といたしまして、第1項で本年の4月1日からの施行を定めております。

第2項においては、現在ある寝たきり者等介護手当支給条例の廃止を定めております。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

委員長(吉川幸一君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。
(「なし」の声あり)

委員長(吉川幸一君) これをもって、議案第19号の質疑を終結いたします。

委員長(吉川幸一君) 暫時休憩をいたします。11時15分まで休憩をいたしたいと思います。

(宣告 10時58分)

委員長(吉川幸一君) 休憩を解き再開をいたします。

(宣告 11時15分)

委員長(吉川幸一君) 予算書の60ページをお開きください。第3款、民生費の審査を行います。60ページから72ページまでの第1項、社会福祉費についてご発言ください。藤井委員。

委員(藤井友幸君) 2、3お尋ねをいたします。

65ページの民生委員協議会がございまして、負担金補助でございましてけれども、昨年はたしか301万円かと思っておりますけれども、今年は596万1千円、したがって295万1千円の増でございまして。

これはどのような関係で、約倍近い負担金補助金になったのかお伺いをいたします。

また、第2点目でございますけれども、現在民生委員は何名いらっしゃるのか私、今日の議案も見てもなかなか出てないので、その辺をお知らせいただきたいと思います。以上です。

委員長(吉川幸一君) 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長(浜田正利君) 1点目の負担金の増なんですけれども、民生委員さん3年の任期がございまして、その中で道外視察ということで3年に1回やっております。その関係で12年度予定をございまして、取りあえず今の段階で22名の予算で打ち切り15万円ということで措置をしております。その分が増えていると思っております。

それから人数ですけれども、民生児童委員という人数でいきますと、24名が新得町あります。ただ、福西さんが亡くなっております。現在23名ということになってます。

委員長(吉川幸一君) 藤井委員。

委員(藤井友幸君) この民生法ではですね、26条に協議会等の負担は都道府県がこれを負担するということになっておりますけれども、道の関係からは12年度につき

ましては158万6千円ということでございます。したがって33万7千500円は、全額町ということになるのかお伺いをいたします。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） そのとおりでございます。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） それに関連して、ちょっと前のページの63ページ。

報酬で4万2千円あるわけなんですけど、これ民生委員さん推薦委員会の委員ということとは、さきほど言われました民生委員さんがそれぞれ二十何名いる、そういう人たちの推薦する委員会だという解釈でいいんですか。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 今、現在欠員ということで1名ですけれども、今後民生委員の代表とも協議をしているんですけれども、その欠員を埋めるかどうかということでこの費用が関わってくるんですけれども、欠員が出て埋めるべきだということになれば、ここの報酬を使ってですね、新得町で推薦をしていくというための費用でございます。

委員長（吉川幸一君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 僕の顔じっと見るもんだからいいんだと。どうもすみません。

民生費全般にかかることだと思うわけですが、来月4月1日から成年後見制度というのが発足いたしますね。これは従来の禁治産、準禁治産というものが廃止されて、それに代わるものとして出てくるわけですが、この禁治産、準禁治産が廃止されるという根底にはですね、要するに財産をちょっと悪い考えをする人がおって、財産をもらうために禁治産にすると、あるいは準禁治産にするといったことが、全国的なデータでいくと約9割でございます。だからほとんどがそういうこと。

そういうことで、今度は成年後見制度に代わったと、こういうことなわけなんです。

そういうかたちの中で、要するに成年後見は金銭なんかの出し入れやなんかについても、やっていくことができるわけなんですけど、重度身体障害者の施設だとかあるいはひまわり荘、ましてや、またわかふじ寮のああいう施設の中にもですね、当然、自分で金銭を出し入れできない人たちというのがそれなりにいると思うんですよね。

そういうような成年後見の設定にあたってですね、配慮すべきものがあるだろうと、当然施設を抱えている町村としてはですね。また、一般的にもですねPRをしていかないと、がらっと代わってしまうものですからたいへんなわけなんですけど、予算書の中身を見る限りにおいては、成年後見制度についてのものはひとつも出ておりません。

これは介護保険と同じように、介護保険と同じような考え方で、この成年後見制度というのが発足しているという意味合いもありますのでね、ひとつご憂慮をいただきたいなと思うわけなんですけど、対応は今どのようになっておりますか。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 成年後見制度っていうのは、民法の一部改正で今年の4月1日施行ということで聞いております。

この背景にあるのは、高齢化社会それから地方の高齢者の増加といったものが時代背景にあると。石本委員から言われたように重度の身体、知的障害者等についても当然対象になってくる制度なんですけれども、今までの民法でいう禁治産者なり準禁治産者というのは、かなり利用をするうえで制限がありました。そういった意味で90パーセン

トのかたが意図的なものということも、裏返せばなんとなくうなずけるかなというふうに思ってます。

それで今回の成年後見制度なんですけれども、あくまでも本人がまだしっかりしているうちに、将来自分がそういう状態になったときに、Aさん若しくはBさん、若しくは法人、施設等に後を頼むというのが成年後見制度ということ。

それで、今、石本委員が気にされているのは、PRを含めたバックアップという意味かなと思うんですけれども、実をいうと私自身もまだ勉強不足でなんとも言えない部分があるんですけれども、今勉強している中ではですね、石本委員が言われるように、実際の運用にあたってやはり危くされる部分、当然出てくるかなとそういう認識を持っています。

これはですね、新得町だけが、一自治体だけがですね、やれるかどうかといえば難しい部分もあるかなという感じはしてはいますけれども、介護保険の保険者としてのやはり新得町の姿勢もあるかなと思うので、その辺も含めてですね、契約にあたってはお互い異論のないように、なんらかの措置っていいでしょうか、どういうことが考えられるかというのはですね、改めて勉強していきたいというふうに思っています。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 64ページから65ページにかけての13節なんですけれども、生きがい活動支援通所事業だとか、生活管理指導員派遣事業、これが介護保険の中の自立者に対する事業だと思うんですけれども、4月からスタートに向けての介護保険事業に、今のところ認定の状況をお話お伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 今現在というか、ちょっと2月末でしか、申し訳ないですけれども把握してないんですけれども、2次判定いわゆる最終判定という状況でお話申し上げます。

総数がですね調査が終わって、2次判定が終わったのは129名おります。そのうちですね、いわゆる自立ということで判定されたかたについては7名。支援が35名。介護度1が27名、2が21名、3が10名、4が20名、5が9名という状況になります。これについては施設も含めてという状況にあります。

なおですね3月、まだ最終集計終わってないんですけれども、更に約40名のかたが2次判定まで終わってます。たいへん申し訳なんですが、そこまでまだちょっと集計しておりませんけれども。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） その中でね、この12年度の予算の生きがい活動事業、これ生きがいデイサービスだとか、ホームヘルプ事業ですね、この中身を説明していただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 高齢者だけではなくて身体障害者も含めてご説明申し上げます。

制度的には、あくまでも65歳を超えれば、障害であろうとどういう状態であろうと基本的には介護保険が基本と、そのうえでですね、それから漏れたかたについて身体障害者、それから高齢者の自立ということで予算措置をしております。

それで、まずデイサービスの関係なんですけれども、身体障害者ではデイサービスと

ということでカタカナの名前で載せてございます。

それから、高齢者につきましては生きがい活動支援通所事業ということで、日本語といたしましょうか、こういうかたちで載せてございます。

それで、身障のほうについてはですね、屈足の療護施設をデイサービスということで予定をしております。

それから、生きがいのほうについては、保健福祉センターのほうで予算をみています。人数的な問題は現実にならぬのかというのは、今まだ集計中なのでなんともいえない部分があるんですけども、利用にあたってはですね、あくまでも介護保険制度との整合性をもってということで、この間何回か話しているとおりなんですけれども、今現在ですね生きがい型のほうについては、いわゆる高齢者のほうについてはですね、事業主体が自ら利用料の基本部分については、10パーセントを5パーセントにするということで、今進めています。加算についてはそのままらうということになります。

それで数字を具体的に比較しますとですね、千円を超えていたものですね、高齢者の自立については千円を切るというふうになるのかなというふうに思っています。

それから障害のほうについてはですね、今の段階食事込みの800円ということで予定をしております。

それから、次にいわゆるヘルパーさんの問題になると思うんですけども、これについてはですね、利用料についてはこれも介護保険との整合性を考えてということで、今現在介護保険の対象のかたについては、身障を含めて3パーセントで今組んでます。いく予定をしております。自立のかたについては、6パーセントということで考えております。

これはですね当初話していた数字よりも、かなり押さえたものというふうに思っています。以上です。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 一番先に出ていた、初めからの試算からみたらほんとうに減額になったので、利用者もそれなりの閉じこもりにならないようなかたちの中で、出ていけるかなと思うんですけども、まだ、管内の状況を見ますと、ほんとうに閉じこもりにならないように、今までのとおり500円なり600円で自立のかたも含めて、その対策を講じるということが出てますのでね、まだまだ、そういった意味からしたらね、今まで500円で行けた人が千円を出さないで行けるにしても、倍近くになっていますので、今後に向けてそういった福祉面の対策をしながらね、閉じこもりにならないようなかたちの中で、この地域の中で住み続けられるような状況をしていただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 私ども閉じこもり対策という意味では、かなり懸念を持っている部分があります。そのうえでですね、やはり介護保険という一つの制度と、この制度の中でどうするかというのが、今のやはり基本的な考え方かなと思っています。

そのうえでですね、本年度については、政策的に支援をするということで措置をしておりますし、デイのほうについても事業者自らが利用軽減にあっているというのが現状です。

それで、今後の問題かなとは思いますが、政策的にどこまでいけるかというのは、あくまで推移を見てみないと、今の段階ではなんともいえない部分があるとい

うのが正直なところなんで、これは行政それから事業者それぞれがですね、どこまでいっしょうけんめいやれるかっていうふうになるかなと思ってます。

そういうことを踏まえてですね、今の委員からの話については、今後も頭の中に十分おいておきたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 斎藤委員。

委員（斎藤芳幸君） 64ページの13節ですけれども、配食サービスってありますけれども、へき地とかあるいは農村地帯でもこの事業で受けることができているのか、それとも今受けている人いるのかお聞きしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 配食というのは社会福祉協議会が、結果的に町の委託を受けてやっている事業です。今現在、週2回実施をしております。それで今のお話にある農村部ということになるのかなと思うんですけれども、基本的には市街地が中心ですけれども、今現在トムラウシそれから新屈足を除いた以外はですね、配食の供給は可能かなというふうに思ってます。

それで今現在の数字はですね、ちょっと後で、申し訳ございません。

委員長（吉川幸一君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） 64ページのですね8節の報償費ですけれども、これは一般的に議員はですね禁句になっていると思いますけれども、敬老金の問題です。

昨年ですが議員協議会の中で多少、考え方を出されましたけれども、今年は例年どおりということで予算組みされました。

これのですね今後の見直しといいますか、いわばほんとうに喜ばれるっていうか、これは今の制度ですと全体に660名のかたに全部あたるということなんですけれども、ほんとうに喜ぶ人と、言っちゃなんなんですけれどもね、もらってももらわなくてもいいようなかたもいるんですよ。年金がですね、年額300万円ももらっている彼らがね、年額2万円ももらっても大した有り難くない。

これをですね、今年高齢者福祉計画策定委員会でも1回あげました。しかし、委員のですね3分の1はもらっているかたなんですよ。従って自分がもらっているやつをですね、違うかたに直すということはですね議論はできないですよ。そのかたたちがね、ちょっとね今までであるのについていう発言がありましたら、ほかの委員はもう全然発言できないというかっこうなわけですよ。

ですから、これはじっくりですね検討されまして、そして時間といいますか、よく皆さんが理解できるようなかたちで、見直しをしていったほうがいいんじゃないだろうかと思えますんで、見解だけお聞きしておきます。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 敬老金につきましては今年からですね77歳ということで、1歳上げました。

この年齢の問題については、10年間で80歳までに上げていくということで今進んでいるんですけれども、今松尾委員言われた制度本来のほうに入ることになるとですね、さきほど言ったように策定委員会の中でももめた部分もあります。

それで我々担当者内部でも意見が分かれたところがあると、これはまた実態であります。そのうえでですね、管内の動向等の中を聞く中ではですね、やはり敬老金自体の見直し、それから金額の見直し、制度の見直しといろいろあるようです。

それで、もう少し状況を把握したうえでですね、最終的に町として今後どうするかということ、決めていきたいというふうに思ってますけれども、これについてはですね、執行方針の中でも一部ふれて、ある意味では制度全般の見直しの中から、敬老金についても見直しをしていかなければならないかなというふうに今考えております。

それと配食なんですけれども、40食40人でございます。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。宗像委員。

委員（宗像一君） ちょっと66ページの19節の補助金の関係になるんですけれども、社会福祉協議会の関係です。

本町の福祉事業を社会福祉協議会に非常に託している面があるわけなんですけれども、これからのそういう状態に向かって、事務局長も配置されいろいろと取り組みをされていることとは思いますが。

それで今後ですね、そういった福祉向上をですねやっていくうえにおいて、どんな補助団体である福祉協議会でね、果たしてうまくやっていけるのかどうかということがちょっと心配なのと、それから何人ぐらいの職員を選任して、そしてボランティア活動関係もですね含めて、もし聞かせていただければと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 社会福祉協議会自体の在り方といいたいまいしょうか、ある意味では、地域福祉の担い手という意識を持っております。そのうえでですね、去年の10月から事務局長の専任の配置をいただきまして、事務かたについては今3名ということで臨んでおります。

それで後、先に職員体制もちょっとお話申し上げますけれども、ヘルパーについてはですね、今まで5名おりました。これについては、やはり社会福祉協議会自身が組織的にどうあるべきか、なおかつ、財政的にどう確立していくかという視点の中でですね、5を4にして配置替えを予定しております。

ただですね、配置替えにしてもサービスの提供については当然落とさないというのが前提であります。

それからですね、後、今回介護保険ということが4月から出てきます。理事者との間にはですね、介護保険にかかるとはあくまでも事業者ということで、自主自立ということで、ある意味では経営的な中で生きていくというのが一つです。

それからそれ以外については町の委託事業と、いわゆる補助事業の中で担っていくという、2本立てになろうかなというふうに思ってます。そういったことを含めてですね、財政的な問題についてはこの間、社協の事務局長中心になってかなり練っております。

そういう意味では4月以降というのは、ある意味では替わった社会福祉協議会の体制かなというふうに思ってます。

それからボランティアのほうなんですけれども、ボランティアについてはこの間、各議員からもいろいろお話をいただいております。やはり介護保険、それから地域福祉を考えるとですね、どうしてもやはり行政だけでも限界あるし、それから社協だけでもやはり限界があると、そういった意味では、やはりボランティアというのは重要なかなという認識を持っております。

そういった事務局との窓口という意味で、社会福祉協議会が今後とも担っていくということで、ある意味ではやっと手を付けたばかりかなというのが今の現状です。今後ですね、なんとかそういう町内にあるボランティア団体、個人も含めて連絡体制をとっ

ていく中心的な役割ということを、改めて担っていくように努力していきたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっとそのボランティア関係のでは、それではまだ立ち上げ式やなんかはきちんできていないというので理解していいんですか。そこら辺のこれからやっていくというふうなもんですから、ちょっと心配な面があるんですけども、そこら辺の状態をちょっと。

それからそれに対しての指導体制やなんかも、こういうふうにとっていこうと思っっているんだというようなことがあれば、聞かせていただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 今まででもですね、社会福祉協議会の事業についてはですね、ボランティア団体のかたのお手伝いをいただきながらですね、例えば、ちょっと忘れましたが、ここの前でやったふれあい広場ですか、ああいったものも各団体をお願いをしてやってきていると。それはですね、あくまでも社協のほうからのボランティア団体に対するお願いというのが今の現状です。

それで私が言っているのは、さきほどから言っているのは、そういったかたをですね、あくまで有機的にどう結び付けるのかっていうのが、やはりこれからかなという意味で、そういう意味では宗像委員の言ったように、まだ、これからというのが現実の姿かなというふうに思っています。

これからですね、何回もしつこいかもしれませんが、なんとかお力を借りれるような、そういう結び付きを強めていきたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 次に進みます。

委員長（吉川幸一君） 予算書の73ページから78ページまでの、第2項、児童福祉費についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第3款、民生費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の78ページをお開きください。第4款、衛生費の審査を行います。78ページから82ページまでの第1項、保健衛生費についてご発言ください。高橋委員。

委員（高橋欽造君） 82ページの19節、この中で公衆浴場運営費240万円というの出ているわけですが、かつて私はこれのことについては発言をさせていただいているわけですが、これはたしか屈足の岩の湯さんだと思うんです。

現在の岩の湯さんの営業状況はどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 岩の湯さんの経営状態でございますけれども、向こうのほうからこの補助金を受けるにあたって出てきております試算表を見ますと、年間1,800人ほどで、入浴料金の収入が約65万円程度というふうになっております。

委員長（吉川幸一君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） それでですね、1,800人というのと大体1日5、6人でしょうか、そういうことになりますね。

それで、前にお話ししましたようにですね、たいへん苦勞はされているのではないかなと思うんですよ。私申し上げたいことは、この所にこうやって、6人のかた毎日というわけではありませんでしょうけれども、格差はあるんでしょうけれども、そういうかたがたをですね、あれだけりっぱなレイク・インという所があるわけですから、そういう所にですね運んで、運んでって言ったらかおかしいですね、車を出してあげてやるとですね、恐らく私はこの240万円かからないと思うんですね。

そういうようなことをお考えになったほうが、よろしいのではないのかなというふうに思うんですがいかがですか。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 屈足のレイク・インのほうに送り迎えの関係なんですけど、既にレイク・インのほうでも週1回程度はそのような方法をとっておられるとは思いますが、いずれにいたしましても、岩の湯さんが営業を続けていく限りにおいては、私らのほうからそういう送り迎えをしてですね、経営を窮地に陥れるっていうんですか、そういう方法はしていきたくないなと思いますし、この方法でいければ、そのまま民間で経営していただくのが、いちばんよろしいのではないかなというふうに思います。

そういうことで、人口の減やなんかもあって、経営そのものがたいへんな時期だと思いますけれども、できれば民間で町が補助しなくてもできていけるような、経営状態になっていただければと思っております。

委員長（吉川幸一君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 課長さんのご答弁はそのとおりなんですね、民間でやれるようになって、行政のほうでなんの負担もしないでやっていただくというのは理想的なんです。

ところが今はですね、こういう公衆浴場というのは、斜陽産業の最たるものなんですね、それは言うまでもなく人口が少ないからです。

同時に新しい家を建てますというと、日本人というのはお風呂が好きな人種ですから、そうするとみんな自家ぶろを持つわけですね。そうすると今おっしゃられるようなことには将来、絶対にと行っていいぐらいならないんですね。

そういう観点から私は、今いろいろと財政の厳しいときですから、そういうところも考え直す必要があるのではないかなということから、質問をさせていただいているわけなんですけど、課長のおっしゃられるですね、自立していつてもらえるということは絶対はないと、私は断言できるんですがどうですか。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 確かにこれからの経済状態や、各人がそれぞれ家の新築等でぶろを造る状況からいえば、さきほど申し上げましたような方法は、なかなか難しいというふうに思いますけれども、いずれにしましても現在、これで営業していただくことによりまして、高齢者のかただとか車に乗れないかただとか、そういう人たちが利用しているわけでございますので、私らのほうから経費削減するというございますけれども、それを切ってしまうと、言い方があれですけども、倒れる状況に導くというのはどうかなというふうに、私は思っておりますけれども。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） 次に進みます。83ページから86ページまでの第2項、清掃費についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第4款、衛生費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の86ページをお開きください。第5款、労働費の審査を行います。86ページから88ページまでの労働費全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第5款、労働費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に条例の審査に入ります。議案第20号、新規就農者支援育成条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤農林課長。

〔農林課長 斉藤正明君 登壇〕

農林課長（斉藤正明君） 議案第20号、新規就農者支援育成条例の制定についてご説明いたします。

次の次のページの11ページ。提案理由でございます。

提案理由、新たに農業を営もうとするものの支援育成及び農業の担い手の確保を図るために本条例を制定しようとするものであります。

なお、本町において新規就農に強い希望を持っているかたが、町内町外にたくさんおられます。これらの意欲ある就農をスムーズに図るためのものであります。

本文に戻っていただきまして、8ページでございます。

新規就農者支援育成条例、第1条目的。提案理由を加えまして、地域の農業の振興と農村地域の活性化に資することを目的とするものでございます。

第2条、新規就農者の定義でございますけれども、町内において農業実習等2年以上行い、かつ年齢がおおむね45歳未満で配偶者を有するものであって、次に該当するものをいう。

- 1、新たに町内において個人で農業を営もうとするもの。
- 2、新たに町内において、2名以上で農業を共同で営もうとするもの。

第3条、対象でございますけれども、新規就農者がこの条例に基づく支援を受けるためには、次に該当する経営規模を確保しなければならない。

- 1、畑作経営は経営面積が10ヘクタール以上。ただし、野菜経営は経営面積が2ヘクタール以上、酪農経営は搾乳牛30頭以上、肉牛経営は繁殖牛30頭又は育成牛200頭以上、しいたけ経営はホダ木3,000本以上。

- 2としまして、前条前項にかかわらず、町長が特に必要と認めたものは、支援の対象

とすることができる。

第4条、認定申請でございますけれども、認定申請書それから営農計画書と一緒に、次に掲げる推薦書を町長に提出しなければなりません。

1、畑作、酪農、肉牛経営は新得町農業協同組合代表理事組合長の推薦書を受けること。しいたけ経営につきましては、しいたけ生産組合長の推薦書を受けることとさせていただきます。

第5条は認定。

それから、第6条、事業の実施支援でございます。新規就農者は次のとおり補助する。1でございますけれども、畑作経営3年間、1年間100万円の補助を受けることができます。それから肉牛経営も同様3年間、1年間100万円でございます。しいたけ経営が2年間、1年間50万円でございます。

2としまして、酪農経営につきましては、搾乳牛導入支援として搾乳牛10頭を無償譲渡いたしまして、譲渡から2年以内に同頭数の雌の又レ子を返納することを条件といたします。

3番目といたしまして、新規就農資金は次のとおり貸付けとする。ただし、農業共同経営については、貸付限度額を3,000万円とする。

次のページをお開きください。就農資金でございますけれども、貸付限度額それぞれ畑作経営が500万円、それから野菜経営が300万円、酪農経営が1,000万円、肉牛経営が1,000万円、しいたけ経営が300万円でございます。

貸付期間は10年以内、据置きは3年以内、利率は無利子でございます。

4としまして、農用地保有合理化促進特別事業及び農業リース事業等から貸付けを受けたものは、5年を限度として賃借料の3分の1を補助する。ただし、年70万円を限度とする。

これにつきましては最大、事業費1億円リース事業、その利率を2パーセントを想定しております。

それから第7条、事業の申請。

第8条、相続等に対する措置。

それから第9条、5号まで補助金等の取消し、減額及び返納でございます。

第10条として規則への委任でございます。

附則といたしまして、この条例は平成12年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[農林課長 齊藤正明君 降壇]

委員長(吉川幸一君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。黒澤委員。

委員(黒澤 誠君) たくさんおられるということですが、何名くらいおられるんですか。

委員長(吉川幸一君) 齊藤農林課長。

農林課長(齊藤正明君) 今のところ8件でございます。

というのは、ご夫婦のかたがおられますので、そういう夫婦も含めて8件ございまして、まだ1名希望のかたが追加するようでございます。

委員長(吉川幸一君) 黒澤委員。

委員(黒澤 誠君) この貸付限度額は、このとおりわかるんですけれども、10年

以内ってこれ返済できるものなのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

今農業経営は非常に厳しい中で、そのような返済ができるのかどうかお尋ねします。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） 農業情勢はほんとうに厳しいわけでございますけれども、できればうちのほうとしましても、貸付期間を引き延ばしてもよろしいんですけれども、そうなりますとかえって営農意欲っていうんですか、かえって10年間くらい貸付期間を区切ったほうが、本人も営農意欲があると思ひまして、そういう具合に10年間で区切ったしだいでございます。

それから貸付限度額につきましては、それぞれの恐らく酪農経営が1,000万円、肉牛経営が1,000万円でございます、しいたけ経営が最低の300万円ということで、大体これを10年に割りますと、大体所得を除いて、返せる可能性がある金額かなということで想定しております。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） まず目的、新たに農業、しいたけ経営というのは農業ではないですね、林業でありますけれども、この辺の件について。

それから初妊牛10頭、これはいいんですけれども、これはこのことにつきましては、次の予算で説明を求めますけれども、譲渡から2年以内に同数の雌子牛を返納する条件と。2年以内ということは、初妊牛借りた牛から返すことは不可能なんです。

というのは、初妊ですから1年目は10頭産まれます。2年目は10頭産まれないです。平均値からくれば、7頭から8頭ということなんです。

ということは、せっかくこういう制度を作っているんですから、2年ということではなく、もう1年延ばして3年くらいに、やっぱり借りた牛から返すというふうに、そういうような考え方をもってもらうのが、いちばん望ましいのではなからうかと思うんですけれども、その点についてお聞きします。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） 第1番目のしいたけは農業ではないのかなというご質問ですけれども、分類としては特用林産物ということであげられておりますけれども、そこで我々も条例を制定するときに、いろいろ協議したわけでございますけれども、ここで、新得町だけの条例でございますから、あえてしいたけを農業ということに含めたわけでございます。

それから第2点目の初妊牛を10頭、2年以内に産まれるのは不妊牛もいますから7頭8頭ということでございます。

そこら辺も承知しておりますけれども、次のかたの新規就農のためにも10頭雌子牛をまず町に返していただくということで、産まれなくてもその不足分は、本人が買っていただいて町に返していただきたいと考えております。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 支援というかたちをとっているんですから、やはりね、貸し付けた牛の中から戻ってくるような方法というのが、いちばんの支援ということなんです。

これから買ってきて返せっていったらね、それは支援からちょっとはずれていくのかなと、このように考えるのでね、もう一度考え直していただきたいと思ひます。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） さきほどちょっと説明不足でしたけれども、2年以内に7頭

か8頭しか産まれないということですが、それは雄も雌も産まれるわけですのでね。

雄の産まれる率が多うございますから、そういうことを考えると、全部雄で返してくれる人もいるでしょうし、また、雌で返すようなことが考えられますのでね、今千葉議員さんがおっしゃるようなことでしたら、だから、平等に合わせて10頭分を雌で返していただきたいという考えでございます。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 私の質問が悪かったのかもしれませんが、1年目は10頭ってというのは、平均的雄雌でいえば5割の確率です。そうすると1年目10頭産まれても、5頭しか雌が産まれないと。2年目は7頭から8頭ってということは、不妊だとかいろいろ障害があるので、これ一般的そういうデータに基づきますけれども、そうすると7頭から8頭、8頭生まれても、その平均というのは9頭です。2年間で9頭しか返せれないというのが実態であります。

そういったことから、2年間で雌10頭を返納することは無理だと、借りた牛からは、ですからもう少し延ばしてほしい。外から買ってくるとか、あるいは違う自分の牛をね返すということもあろうかと思えますけれども、支援という立場をとった場合は、もう少しならかな、3年間ぐらいおけば大体3年間で13頭ぐらいの雌が、平均値からいえば生産できるのではなからうか。そこで3年という言葉を出しているんですけども。

委員長（吉川幸一君） 暫時休憩をいたします。

（宣告 11時58分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 12時02分）

委員長（吉川幸一君） 答弁は1時まで休憩をいたしまして、1時以降に千葉委員の答弁をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

（宣告 12時02分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 12時59分）

委員長（吉川幸一君） 答弁を求めます。斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） さきほどの件でございますけれども、条例の一部を訂正させていただきたいと思えます。

委員長（吉川幸一君） ただいま、議案第20号について、提案者から町議会規則第20条の規定により、議案の訂正があります。

お諮りいたします。ただいまの件について、提案どおり本委員会に諮りたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） 異議なしと認めます。

訂正の提案を求めます。斉藤農林課長。

[農林課長 斉藤正明君 登壇]

農林課長(斉藤正明君) 議案第20号、新規就農者支援育成条例の一部を訂正させていただきます。

9ページの事業の実施の第6条の2号、酪農経営のうんぬん等のところの「譲渡から2年以内」を「3年以内」に訂正させていただきたいと思います。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[農林課長 斉藤正明君 降壇]

委員長(吉川幸一君) お諮りいたします。ただいま提案者から議案の訂正が出されました。

これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

委員長(吉川幸一君) これをもって、議案第20号の質疑を終結いたします。

委員長(吉川幸一君) 次に予算書の88ページをお開きください。第6款、農林水産業費の審査を行います。88ページから100ページまでの、第1項、農業費についてご発言ください。千葉委員。

委員(千葉正博君) 92ページ、畜産業費貸付金、酪農経営負債整理貸付金利子補給、大家畜経営体質強化資金利子補給、大家畜経営活性化資金利子補給とございますけれども、これに対する負債総額がどのようになっているかお願いいたします。

それから何件に対しての利子補給を行っているのか、それぞれ重複されているかともあろうかと思っておりますけれども。

それから93ページ18節、備品購入費、新規就農者支援用。さきほどの条例でもありましたけれども、400万円初妊牛10頭。現在この初妊牛は四十二、三万円しております。そうした中で、400万円の予算措置では若干足りないのではなからうかと、平均価格ですから。その点についてご説明求めます。

それから、家畜ふん尿処理施設奨励事業281万2千円、昨年、私は一般質問で家畜排泄物法に対する質問をいたしました。その中では、これは農家の責任でやってもらうという答弁でありました。また、それぞれの対策は講じていくということでしたけれども、個々の事業との整合性についてお聞きいたします。

それから95ページ15節、工事請負費、佐幌18号線改良舗装これは共同経営に対する町の支援対策として、道路整備を行うものと考えておりますけれども、特にここで考えられるのは過去に例のない支援態勢なのかなと、決して悪いということではなく高く評価されるものかなと思っておりますけれども、ただ、現在まだ完全に事業がクリアされているとは考えられないわけですが、そういった中でいち早く町として対策を講じていると、今後ともこういった対策方法を、特にお願いしたいということで取り上げておきます、以上。

委員長(吉川幸一君) 斉藤農林課長。

農林課長(斉藤正明君) 1点目の畜産関係の利子補給でございますけれども、トータルの集計しておりませんが、個別的には借入額はちょっと押さえております。

酪農経営負債が借入額が1億9千万円です。それから、大家畜経営体質強化利子補給の借入金額が3億2,400万円、それから大家畜経営利子補給が5億2,400万円ほどでございます。

これいろいろ年度ごとに重複しておりますので、詳しい戸数は知りませんが、今のところたしか最大戸数で14戸かなと思っております。もしあれでしたらもう一度詳しく調べてみたいと思います。

それから、新規就農者の備品購入費の件でございますけれども、確かにF1の関係でホルスタインが少なく43万円でございます。去年がたしか37万円ということでございます。

そして、この辺もいろいろと話したんですけれども、相場がいろいろと高いときと安いときがあるということで、いちおう下牧が終わった段階でいちばん乳牛が減っておりますので、乳牛価格ですね市場価格が減っておりますので、そこら辺を想定して購入したいなと考えております。もし、それでも足りない場合は、いろいろちょっと検討していきたいなと考えております。

それから、18号線の95ページの関係ですが、まず1点目に事業がクリアされていないかという話でございますけれども、道庁それから関係機関に聞きますと、国庫予算につきましては、既に予算計上されて国会に審議とっておりますので、計画書の整備さえ整えば事業採択は間違いのないものと思っております。

それからこの事業だけ優遇されて、今後とも引き継いでいきたいということがございますけれども、うちのほうはルールにのって支援してやっておりまして、前回の大型酪農のほうも号線敷地の整備を道営草地でやっております。今回も町道の号線ということで整備しておりますので、ルールに従って支援しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。すみません。

家畜ふん尿処理の件でございますけれども、さきほど一般質問で家畜ふん尿処理施設法ですか、去年の11月できたときに質問されたかと思っておりますけれども、本質的には農家の廃棄処理施設ということでございますけれども、うちのほうはそれはともかくとして、それは農家の自主努力ということでございますけど、町のほうとしても、側面的に昭和63年ですか、昭和63年度以降ということで、町独自で家畜処理施設事業、それから全体事業費のですね6.8パーセントをやっております。

その引き続いての事業でございますので、これにつきましては畜産環境リース事業でやっております。10年度が2件で、平成11年が3件、これらの家畜ふん尿処理施設の補助金でございます。

リース事業でございますので、引き続いて12年間、この部分は利子補給っていうんですか、奨励補助をやっていく考えであります。以上でございます。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 要するに新規就農の初妊牛10頭は状況を見極めたうえ、あるいは秋まではあたらぬというふうに解釈されるのでしょうか。下牧の安い時期というふうに今答弁されてますけれども。

それから家畜ふん尿処理整備事業、これは63年よりやっているということになれば、町としても今までずっとやっているということなんです。

特に今年あたりも環境リース事業で、新得町には8戸の申し込み受け付けというふう

に伺っておりますし、今後これがどこまで続くかわかりませんが、5年間の排泄法に基づく猶予期間の中で、毎年8戸ずつ行っていけば、ほぼおおかたの処理施設が整備されるのかなと、このようにも考えておりますがどうでしょうか。

以上2点について、再度お願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） 新規就農者の10頭の子牛の件でありますけれども、新規就農用10頭の乳牛プレゼントということでございますけれども、本質的な考え方は、30頭以上の新規就農の規定がございますね、そして更新は大体3年に1度ということでございますので、その10頭分が更新ということで計上してございますので、それはそのときに1頭が例えば体細胞が多いたとか、乳房炎がなかった段階でそれぞれ購入して補助していきたいと考えておりますので、家畜市場の平均どうのこうのということではございません。

そして、私たちとしても考えておりますのは、とにかく公共牧場の下牧のときがいちばん安いということで考えておりますので、なるべくそこで買いたいということでございますので、さきほどもお話ししたように、それでもどうしても間に合わないということでしたら、ほんとうに検討していきたいと思っております。

それから家畜ふん尿処理事業の関係でございますけれども、63年度からやっているわけでございますけれども、今道営草地事業のほうにつきましては、ほとんど限度額を超えておりますし、12年度で終わりでございますので、補助事業としましては畜産環境リース事業しかないわけでございますけれども、これも限度額がございまして、十勝管内で何億何億って枠が決まっておりますので、多分、やっても年間1件か2件、大型になればほんとうに1件ということになると思います。

そこでうちのほうも、それに代わるべき補助事業については国、道に引き続き要請しておりますので、そこら辺のところをご理解いただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） 93ページ19節、新得山ドサンコ牧場管理費ということに関してお聞きしたいと思いますけれども、なかなか当初のもくろみであった観光事業にもこれを活用するということには、なかなか本来の目的が見いだせないままに今まできているような感じがいたします。

予算としては前年と同じということで管理するということですが、これの運営意義にですね、最初のもくろみから外れてきているようなことがないのか、今後においてどのような方向性を見いだしていけるのか、お聞きしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） お答えいたします。

ドサンコ牧場につきましては当初観光牧場、それから子どもの動物の触れ合い、それからもう一つには、これも重要なことなんですけれども、新得山スキー場の草刈りということもございました。

その3点で進んでございまして、観光につきましては車窓の景観だとか何とか、それなりの効果が上がっていると思います。問題は草刈り、当時70万円かそれ相当の草刈り代がかかったと考えておりますけれども、ドサンコを産まれた子馬で運営費をちらにするというような当初考えでございましたけれども、ドサンコの子馬が非常に安いということで、町の持ち出しがずっと多くなってございますけれども、最近ですね、ドサンコ

の子馬の値段が上がっておりまして、今150万円でございますけれども、去年でしましても、実績大体135万円ぐらいで終わってます。まんどにはいっておりません。それで、少しずつ運営費は少し落ちてくるかなと、ドサンコの馬が売ったおかげで補てんするということ。

そういうことで、引き続き車窓からの景観も定着しておりますので、子馬の値段が上がってくればいいかなと思って考えて、引き続き今後とも運営を考えていきたいと思っております。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。松本委員。

委員（松本諫男君） 90ページの13節、委託料ですけれども、ここに農作物展示ほということで、414万7千円ですか、出ているんですけれども、これ展示ほというのは町内に何か所あって、そしてこれはどのように使われているのかちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） 去年までは11年度までは、試験展示ほというのが2か所ございました。1か所は半田商店の所が1か所と、もう一つ、東2線の所に1か所ございました。それで2か所で運営してございまして、半田商店のほうは事業主体が営農対策協議会ということでございます。それから東2線のほうは、帯広開発建設部の委託でやって、高収益だとか増収作物のでやったやつが、それで2件ございます。

それで関係機関としても2か所あるというのは好ましくない、効果も上がっていないのではないかとということで、半田商店の近くのほうの試験センターにつきましては12年度から廃止をいたします。それで、1本目で東2線のほうの帯広開発建設部の試験委託ほでやっております。

こちらのほうは高収益作物だとか、増収作物とか従来のやつとはちょっと違うところがございまして、大型展示の小麦だとかジャガイモにつきましては、農家のフィールドでやっていきたいなと考えております。取りあえず、12年度から1か所でやりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（吉川幸一君） 松本委員。

委員（松本諫男君） これは恐らく、改良普及所あたりが関連したりしてやっておると思うんですけれども、そちらのほうからの補助とかなんとかということはあるのか。

実際ほんとうにこれ利用されておるのか、これ必要あるのかないのかって、農家やっておいてこんなこと言ったら、ちょっと裏切りもんにも聞こえたりと、ちょっと考える点があるのかなと思うんですけれども、いかがですか。

委員長（吉川幸一君） 斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） 実際、今まで2か所でやっておりまして、普及所の先生がたも非常にとまどってしまっていて、どちらのほうに力を入れるかちょっとわからない面がございましたけれども、今回一つになりましてですね、試験作物も絞るということで、今まで十なんぼやりまして、業者の試験もやっておったんですけれども、それもなくしましてね、ほんとうに小麦だとかバレイショ、地元に着して地元の要望する試験展示ほってということで考えておりますので、理解していただきたいと思っております。

それから普及所からの補助金は一切いただいておりません。今回の農作物展示ほにつきましては全額、帯広開発建設部の委託費と一部補助金で賄っております。

委員長（吉川幸一君） 松本委員。

委員（松本諫男君） この主に委託ってことなんですけれども、これ四百何万円そっくりですかこれ。

委員長（吉川幸一君） 斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） 非常に大きな金額で私もびっくりしているんですけれども、1か所目のやつはですね、大体120万円で半田商店で120万円ですけれどもね、そしてさきほど言いましたように、東2線のやつが400万円ということでやりまして、今までこの金額どうしてたのかといいますと、荒れ地、雑種地でございましたので、その農用地造成だとか、それからたい肥だとか、それからビニールハウスも2棟建てておりまして、それらの造成費に今までかかっております。

したがって、これからは濃密的に試験展示ほをやっていきたいと考えております。

委員長（吉川幸一君） 次に進みます。予算書の100ページから105ページまでの、第2項、林業費、第3項、水産業費について発言ください。松尾委員。

委員（松尾為男君） 101ページですね、8節の報償費ですが、この林業振興費の中の特定財源ですね、補助金としてエゾシカ個体数の管理事業ということで、道から補助が出てますが、もしくは有害鳥獣駆除巡回委託料の中に入っているのでしょうか。

なおかつ生息数もですね、実態についてわかりましたら教えてください。

委員長（吉川幸一君） 斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） エゾシカ個体管理数の補助金につきましては、有害鳥獣駆除巡回等の業務には入っておりません。それは切り離して考えていただきたいと思います。それは8の報償費の、有害駆除のほうに収入として繰り入れしております。

それから生息数につきましては、これ道東の全般的なことを言わせていただければ、平成9年度で12万頭いたということで道のほうで報告しております。それを向こう3年で6万頭に減らすということで、平成9年度から逐次有害駆除プラス、シカの駆除ということでやってございまして、ちなみにうちの捕獲頭数のことを言わせていただければ、平成7年度で、これは有害駆除の関係ですけれども、平成7年度で127頭、それから平成8年度で451頭、そして平成9年度で687頭、平成10年度で872頭ということで、これがいちばんピークでございました。

そしてこのときも、陸別だとか足寄それから浦幌でも、調査平均で1,800頭ほどの有害駆除がございました。ただし、平成11年度はこれ見込みでございましてけれども、去年の実績より200頭ほど減りまして640頭ほどかなと考えております。

それで、道のほうでエゾシカライトセンサス、先般もお話ししましたけれども、エゾシカライトセンサスというのを12月にやっておりまして、そのときは、生息頭数は平成10年度の約半数しかいなかったということで、相当シカの生息頭数は減少しているのではないのかなと考えております。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 101ページ委託料、それから102ページこれはしいたけ生産団地についてお聞きしますけれども、このしいたけ生産団地の概要についてのご説明を求めます。

それから同じく120ページの負担金及び補助金の北斗林業振興会、これの発足の経過と、それから補助金の事業効果についてお伺いいたします。併せてどれぐらいの会員

がいるのか。

委員長（吉川幸一君） 齊藤農林課長。

農林課長（齊藤正明君） 13の委託料の有害鳥獣巡回業務の関係でございますけれども、これにつきましてはどちらかといえば、シカというよりクマですか、クマのほうのやつを。

（「しいたけのほう」の声あり）

失礼いたしました。

しいたけ生産団地の関係でございますけれども、いちおう面積は2.1ヘクタールということで、新規就農のほうで申し上げましたけれど、そういう希望者がございますと大体4団地ですか、ということで考えております。

町としましては、測量だとか後、道路整備、用地補償、用地の取得だけは町がいたしまして、それ以外の機械の購入あるいはビニールハウス、それから軽トラックにつきましては、しいたけ生産組合並びにこの団地に入ったかたがやっただくことになってます。計画的には平成12年度で新得町のほうで道路整備だとか、団地を造成いたしまして、平成13年度までに生産者がすべて整備をすると、そういうような計画であります。

北斗林業の関係でございますけれども、発足が42年ということでございますので、大体33年目でございます。当時新得農協さんの土地にですね、離農者が木を植えたという経過がございます。その面積が大体5.3ヘクタールですけれども、それを地域のかたがたに委託をしたと、木の育成を委託をしたと、そういうことで発足したのが北斗林業でございます、会員が現在10名ございます。そして、植林の面積も農協さんの5.3ヘクタール含めて、約今のところ10ヘクタールということでございます。

それで会員さん10名ですけれども、中には町外のかたも離農しておるわけでございますけれども、土曜日日曜日ですね除伐だとか下草刈りに地域に来ていただいて、地域づくりっていうんですか、地域の密接に、地域の持続っていうんですか、地域社会の持続に密接に関わりもっております。

それから効果でございますけど、北斗林業というのは民間林業グループということで位置付けられまして、けっこう、林業指導所だとかほかの団体グループから視察も来ますし、優良林業グループということで認められておりまして、町としても今後ともある程度維持管理ですか、運営管理に補助していきたいと考えております。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第6款、農林水産業費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の106ページをお開きください。第7款、商工費の審査を行います。106ページから113ページまでの、商工費全般についてご発言ください。藤井委員。

委員（藤井友幸君） ちょっとお伺いします。昨年ですね屈足中央駐車場の便所の改築をお願いしていたわけでございますけれども、その後、今年の予算を見ますとなにも載ってございません。その後、経過はどうなっているのか。

またですね、昨年ですね予算で構造計算等をやるようになっていたわけですが、

この経過についても教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

中央駐車場のトイレの関連でございますが、昨年屈足市街地の商店街の集積事業ということで検討委員会が発足をいたしましたわけでございます。

そうした中に商業集積、商店の集積を図るとなると、その部分で駐車場なりトイレであるとか、そういった公共施設が必要になってくるだろうという判断がございます。そうした中で当初構造計算につきましては、専門的な機関に委託に出すというようなことで、それは現在の陶芸センターの前の駐車場を想定してございましたので、当初予算に載せたわけでございますけれども、そういった動きがございまして、現在検討中でございます。そうしたかたちで、補正をさせて減額をさせていただいたと。

現在、商店の集積につきまして、検討委員会の中でどういう形態になるか検討をいただいておりますので、当然その中には公共的な駐車場であるとか、トイレであるとか、そういったかたちが網羅された計画となるのではないかというふうに推測をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） 今、商業集積の関係ということでございますけれども、これが例えばですね、別な場所に遠くに行くとするれば、それは改築が望ましいと思いますけれども、いかがなもんですか。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 現在検討委員会の中では21号、道道の交差点周辺というようなかたちで検討が進んでいるようでございます。それを離れるようなかたちになりますれば、当然、現状の中央駐車場これの整備も必要になってくるかというふうに判断いたしております。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像一君） ちょっと私、冒頭に新得八景の募集関係の資料をとということであれしていただんですけれども、その前に、110ページの19節の補助金、新得町観光協会の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、本町の発展は一貫された観光資源を生かすことにあるんでないかなと、こう私も思っているわけなんです、予算はそれほど変わっていない。そして一昨年から見ると大幅に減っている。

そういうかたちの中で、なにか新しい発想関係の目新しいものはないのか、あるいはいろいろ観光協会ですらやってきたことで、見直しされた点があるかないか、その点まず1点お尋ねいたします。

それから実は、お知らせしんとくの3月1日発行の新得八景募集結果の記事が載っていたんですけれども、開拓100周年事業として2回にわたり町民の皆さんから、新得八景の募集をしたということで書いたんですよね。応募総数が89人14か所ということで応募されたと思うんですが、八景を選ぶのに14か所出てなんで足りないのか。その次が残念ながら予想を大きく下回る結果となりましたと、こういうことで書いてあるものですから、どのくらいの応募を見ていたのか、そしてどういうふうに期待しておられたのか、そこら辺がちょっと疑問に思ったんですよ。

それで、その下の語句にいきますと、したがってまして今回は、新得八景の選定を見送らせていただくことにいたしました。応募いただきました皆様には、たいへん残念な

結果となりましたが、町民が推奨する景勝地として選定にはあまりにも数が少ないと判断させていただきますと。

ですからこちらのほうでは、どのくらいの数を用意しておられたのかなど。応募していただいた皆様の中から、30人のかたに抽選で賞品を送らせていただきますということが書かれ、その抽選結果の発表にかえさせていただきますということになっているんですが、応募されたその89名のかたに、こういったかたちでこういったものが出たんだという、そういったことだとか、もう少し対処したものはあったのかどうかというようなことで、ちょっと疑問に思ったんですよ。

せっかく応募してくださったかたの身になると、どういう気持ちであるのかなど。それとこちらのほうで期待しているかたちが、果たしてどんなかたちを期待していたのかなというようなことで、お尋ねしたいと思います。以上です。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

まず第1点目、観光協会の関連でございますけれども、従来のイベント関連が主体になっているかなというふうに思っております。従来のイベントへの支出、こういったものが予算中の700万円以上がイベント関連の経費でございます。また、狩勝峠の公衆トイレの維持管理も観光協会で行ってございまして、大きなところではその狩勝峠が800万円あまりかかってございます。

そうした中で事業の見直し、そういったものをしなかったのかとお尋ねかと思っておりますけれども、従来からのやはり伝統的な行事、一部では見直しをする時期ではないかというようなご意見もあったわけでございます。ただ、それぞれの事業に経過なり伝統がございまして。そうした中で、その部分を考えながらも可能な範囲でですね、その中身を変えていこうというようなかたちで事業自体には取り組んでおります。そうした中が昨年あたりの春らんまん祭り、あるいはサホ口湖フェスティバル等に見直しと申しましうか、充実というようなかたちで反映できたかなというふうに考えております。

それから2点目の新得八景の関連でございます。

当初7月にお知らせ広報で一般周知をいたしまして、7月いっぱい、7月31日までの締め切りで募集をいたしました。その7月の第1回目の募集の段階では、74名で7か所の景観の応募でございます。この中の内訳を申し上げますと、そばロードそばの里関連が62名、屈足湖周辺をあげられたかたが6名、神社山をあげられたかたが2名、サホ口湖これが1名、それから新得発祥の地あるいはひまわり荘周辺、レディースファームスクール周辺、それぞれ1名でございます。

こうした中で、八景に満たないということで、引き続いて9月の15日から10月の15日まで、追加募集というようなかたちで周知を図ったところでございます。

その結果、15名のかたの応募がございました。そばロードそばの里周辺6名、サホ口湖1名、後屈足の展望台が2名、後屈足牧場からの眺望、狩勝峠、霧吹き、トムラウシ望岳台、十勝ダム、それから日高山脈と神社山、それぞれ1名でございます。トータルいたしまして、89名の14景観ということでございます。

当然こういった経過を踏まえまして、100年記念の事業でございますこの八景を制定をいたしますと、後々までこの景観というものが引き継がれていくというか、そういう状況になるわけでございますけれども、それでは1名が推薦をしたからといって、地域町民のかたが納得できる景観なのかどうかという、その辺がずっと私どももひっかか

っておりまして。

そうした中でトータル的に見ますと、複数の応募のあった、複数と申しまして2名の部分、6名、62名とこういったかたちで4か所しかございません。そうした中で、今回この新得八景については指定選定を断念したいと。また、別な機会にこういった新得八景というようなかたちの募集をしたほうがベターではないかと、このような判断をいたしたしだいです。

そうした処理関係もございましてですね、応募者の皆様には若干時期を遅れたわけでもございますけれども、2月に入りまして応募者全員の中から、当初予定をいたしました30名の入選者と申しましょるか、応募をいただいたお礼というかたちの中で、抽選をさせていただきまして、謝礼を送らせていただいたところでございます。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） やってきた経緯がよくわかりました。私もどうも、新得町のそういったかたちの八景というものに非常に期待をもたれて、そして応募してくださった89名の皆さんが、ほんとうにどういうかたちでいろいろとやってくださったのかなと、こういうふうに思ったときに、私も応募していませんのであれですけども、そういうかたちの中で、大きく下回る結果となりましたと言っても、8つ選ぶのに14か所もあげられて、それをいろいろと検討されたというかたちを、100年記念事業の中で実行委員会で検討されたんだなと。

そういうかたちのものは理解されるんですけども、その下のほうを見ていて、非常に大きな規模を考えておられたんだなということなんですけれども、この89名を出してくださった皆さんが、それぞれ自分はこういうふうに思うという意見を述べられているんですから、それを大事にするのがやっぱり当然だと思うんですよ。

それを抽選で30名のかたに賞品をやって、それでもう発表にかえさせていただきますというやり方が、果たしていいことかどうかということを、やはり考えなければいけないと思います。こんなことをやっていたらもう出す人もいないし、ほんとうにこういうことで出している人は、新得町に愛町精神を持ってやっている人だと思うんですよ。そういった人たちに、あまりにも軽率なやり方でなかったかと。

これはもう一度考え直して、詫び状なりそしてこういうかたちだったから、こういうふうにしてあなたの応募はできなかったと、そういう理由付けをきちっとして、そしてその応募したかたに、せめてそのぐらいのことをしてあげるのが本筋でないかとかように思うものですから、ちょっと早くやったほうがいいと思ったものですから、一般質問であげようかなと思ったんですが、それでは6月に出してするものと思って、この機会をちょっと借りてやらしていただいたんですが、その後の処置の仕方をどのように考えておられるのか、ひとつよろしくお願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

まず、7月の段階での募集の要項の関係でございましてけれども、募集期間が1か月間、選定の方法については応募数上位から8点を景勝地として指定をしたいと。そして応募をいただいたかた、全応募者の中から抽選により30名のかたに3千円分の商品券を贈呈いたします。発送をもって発表にかえますと、こういうような募集要項で一般周知をしたところでございます。

確かに関心のあるかた、そういった中で89名のかた応募をいただきました。正直申

し上げてまして、もっともっと反響があるのかなと、自分がほんとうに自慢したい場所がこういう所だっていうのが、もっともっと出てくるというふうに私ども考えておりました。

ただ、最終的にさきほど申し上げましたような結果になってございます。さきほど申し上げましたようにですね1名のかた、確かにそのかたにとっては思い出の場所でありあるいは記念すべき場所であるかもしれませんが。そうした中に当初計画といたしましては、その場所に景勝地の指定看板、あるいはパネルを設置をしようとか、そういったような計画を持ってございました。

ただそれが1名、決してそういう思い入れの地を否定するわけではございませんけれども、町民のあらかたのご理解を得られる状況なんだろうか、その辺の判断に私どもも苦渋をいたしております。

結果的にさきほど申し上げましたように、今回の新得八景の選定については見送りをしたい。そして次の機会に改めて新得八景を募集してはどうかという、そういう判断に立ち至ったということで、ご理解をいただければと思うんですけれども。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） それではいちおうですね、そういったこちらのほうの目的としてはそういうかたちで進んでいたもんですから、いちおうこういう結果だったんだというかたちのものが、けっきょく応募をされたかたに周知をされているんだと、それでなおかつ3千円なる商品券で、30名のかたを商品券で景品を与えたんだというかたちに理解していいわけですか。

そういうかたちならいいんですけれども、もしそういったかたちがなくて、応募をされたかたの30名の抽選で、発表にかえさせていただきますという書き方そのものから、この文書の書き方はちょっとおかしいのではないかと。八景をやるのに14か所出ていて、大幅に下回っているうんぬんって書き方して、一般の人見てどういうふうに見るかなとこう思って、ちょっとあれしたもんですから、今後やはりそういったかたちの中であれしたときには、応募をされた人の気持ちもよくわかるように、そしてそういうかたちが、こういう結果でこうなったんだというものを、もう少し見た人がわかるような方法を取っていただきたいなということでお願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 抽選の結果、賞品の発送の対象となりましたかたについては、個別に文書を添えましてですね既に発送をいたしております。

そうした中で、抽選に漏れたかたがた、そのかたがたの対象というようなかたちで、今回のお知らせ広報の掲載というようなかたちで、処理をさせていただいたところでございます。

ただ、どういう場所が一票だったのか、それを広報の中で一覧表にして発表されるのは、応募されたかたにもどうかなというような判断もでございます。そうした中でですね、いちおう直接的に残りの五十数名のかた、そのかたには応募の結果をお知らせしたいと思えます。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 簡単に質問をさせていただきます。107ページ補助金、商工会経営改善事業。

改善事業における内訳と改善効果について説明お願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。経営改善事業の関連に伴います町の補助でございますけれども、人件費関係それから各種事業関係がございます。その中で、道費負担の部分がございまして、それらの自己負担分と申しましょうか、道費負担を除いた差額が町の補助金というようなかたちで算定をいたしてございます。

経営改善普及事業費それから地域振興事業費、又は管理費というようなかたちでちょっと、町のほうから合計いたしますと2,100万円ほどですか、このようなかたちで入れてございます。

改善効果というようなかたちでございますけれども、当然、商工会事業の商工会の運営、そういった中での必要な経費ということでございますので、当然、人件費等の積算それから事業費、こういったものが対象となっているわけでございます。そうした中でその事業の成果あるいは指導職員、こういったかたちの人件費の不足分の補てんを通じましてですね、商業振興に寄与していくと。そういうような状況でございますので、一つ取り上げて改善効果はどうだと、ちょっとお答えにならないんじゃないかなと思っております。

委員長（吉川幸一君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） ここにうたっているのは改善事業と書かされているから、僕は改善効果を聞いたわけですがけれども、すなおに要するに人件費と受け止めてよろしいんでしょうか。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 人件費と、そのほか商工会が行います事業、こういったものに対する補助でございます。人件費等でまいりますと、経営改善普及事業職員設置費というようなことで職員5名分、経営改善普及事業の中で職員にかかる福利環境整備費、それから地域振興事業費の中では商工まつりとか商店街活性化事業、こういったものに対する補助も含まれてございます。

委員長（吉川幸一君） 金澤委員。

委員（金澤 学君） 2点ほどお聞きします。

まず1点目は、さきほど宗像委員もふれられましたが、新得町観光協会についてです。

さきほどの課長のお答えでは、狩勝峠のトイレの関係に800万円。そして、各種イベントに対する協賛金として、これまた700万円、800万円でしたか。ということでしたけれども、そうすると2,000万円、約2,000万円ですよ、1,900万円。

2,000万円近くの町からの補助をもらって、それをただトイレの運営とそれから補助金、各そういうイベントの補助金に右から左にやっているというような気がするんですよ。

それで、やっぱり新得町としては観光の町をうたっているわけですから、今現在の実態を見ると、各団体や企業がそれぞれ勝手にPRしているわけですよ。それをやっぱりまとめるのが観光協会の仕事だと思うんですけども、やはりその点を見直してやっぱり人事それから実態、運営の仕方、これを見直す必要があると思うんですけどもいかがでしょうか。

もう1点、商工会のポイントカード事業に対して。失礼しました。

107ページ、負担金補助金及び交付金について、ポイントカード事業に対して14

1万1千円の補助を出されるんですけれども、この事業全体の予算規模それを教えてください。以上2点です。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

さきほど主な予算というようなかたちでお答え申し上げました。このほか、ちょっと金額的に大きな部分で申し上げますと、観光宣伝費、駅前のイルミネーションの設置事業ですとか、各種パンフレットの制作、こういったかたちでおよそ400万円ほど予算を支出をいたす計画でございます。そのほかでまいりますと、十勝観光連盟あるいは北海道観光連盟等の負担金、これがおよそ100万円ほどございます。

そうした中で会員構成、あるいは職員の問題ご質問でございましたけれども、現行の会員構成の中で会費をいただいている会員、これにつきましては25事業者でございます。総額で今年度新たに2社を予定いたしてございまして、それらを含めると年の年会費といたしましては、42万5千円程度の予算になるわけでございます。そのほか、狩勝峠の公衆トイレの負担金というようなかたちで、70万円ほどいただいておりますけれども、その残りが町からの補助と、こういうようなかたちになってございます。

当面、将来的と申しますか、その中ではある程度法人化も視野に入れなければならないかなと。ただそうなりますと、その財源をどこに求めるかというかたちになるかと思えます。会員の事業者、大手とあるいは零細と、そういった中でこれらの活動経費がほんとうに確保できるのだろうか、そういったようなことも、いろいろこれから検討していかなければならないかなというふうに思っております。

そうした中で将来的な課題としては、法人化も視野に入れなければならないのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから後、ポイントカードの関連でございます。ポイントカードが商工会事業として取り組まれております。これにつきましては、サービス商店会が行ってございましたサービスシールを替えるというかたちで、新しいシステムに切り替えていきたいと、商工会が事業主体になりたいという状況でございます。

当初この予算編成にあたりまして、商工会のほうと協議をいたしてございました。当初の案といたしましては、総体で573万3千円の事業費を予定いたしてございました。ただその後、具体的に中を精査を進めまして、最終的に平成17年度までの収支状況についてシミュレーションかけました。そういったかたちの中で、各年度とも赤字を引き起こさない、そういった範囲内でもって、町の補助金を算定をしたところでございます。

最初のシミュレーションの中では当然赤字のシミュレーションが出されておりました。しかし、シミュレーションをし直すことによってですね、当然黒字運営ができるというそういう判断の基に、補助金の額を算定させていただいたところでございます。

委員長（吉川幸一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって第7款、商工費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に条例の審査に入ります。議案第21号、公園条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[建設課長 村中隆雄君 登壇]

建設課長（村中隆雄君） 議案第21号、公園条例の制定についてご説明いたします。
20ページをお開きください。

下段の提案理由ですが、拓鉄公園の完成に伴い新得町都市公園条例を廃止し、本条例を新たに制定しようとするものでございます。

12ページの条例本文に戻っていただきましてご説明いたします。

現在の都市公園条例と比較いたしますと追加が主になります。その主なものにつきましてご説明申し上げます。

第1条目的では、都市公園とその他の公園の設置及び管理について。

第2条では、定義の項目を設けて都市公園とその他の公園について説明しております。

15ページでございます。第9条、公園施設の設置又は管理の休止及び廃止を追加し規定してございます。

第10条使用料については、有料公園施設の項は削除しております。

第11条、権利譲渡禁止を追加し規定しております。

第16条では、使用料の還付を追加し全部又は一部の還付を規定しております。

第17条では、現状回復を追加し、その理由として使用が終わったときを規定しております。

第18条では、損害賠償を追加しております。

第19条、公園予定地及び予定公園施設についての準用を追加しております。この条例においては、その他の公園にも適用になるということでございます。

第20条と第21条の過料は、都市公園条例では1万円以下と5倍に相当する金額となっていましたが、地方分権一括法の施行に伴う地方自治法の改正により、それぞれ5万円以下と5倍に相当する金額が、5万円を超えないときは5万円と規定しております。

18ページ、第22条準用を追加し、その他の公園についても都市公園と同様に、許可の特例などの適用を受けると規定しております。

第23条、管理及び運営の委任につきましては、都市公園条例では規則に規定してありましたが、運動公園などの管理について、教育委員会など町の委員会への委任することができると規定しております。

次ページの別表第1について、1、都市公園は変更ございません。

2、その他の公園として名称、拓鉄公園。所在地、新得町拓鉄。主たる公園施設名称、広場、木道、トイレ、園路、四阿、展望台、池など。

次のページをお開きください。別表第2は第10条、使用料関係で、1、都市公園法、第5条第2項は公園管理者以外のかたが設置する、公園施設の許可にかかる使用料でそのつど町長が決めるとしております。

2、都市公園法第6条第1項若しくは第2項は、都市公園の占用の許可と変更の許可についての使用料で、1段目の道路占用料徴収条例別表にかかげる占用物件は、電柱・地下埋設物・標識などで、道路占用料と同額とするものでございます。

第2段目、第3段目は現行の都市公園条例と同様でございます。

3、第4条第1項の使用料につきましても、現行の都市公園条例と変更ございません。

18ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、1、この条例は公布から施行し平成12年4月1日から適用するものでございます。

2、本条例の施行に伴い、新得町都市公園条例昭和44年3月22日、条例第1号は

廃止といたします。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

委員長（吉川幸一君） 暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたし、質疑はその後にいたします。

（宣告 14時00分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 14時14分）

委員長（吉川幸一君） 村中建設課長から、さきほどの提案説明の訂正の申し出がありましたので、発言を許したいと思います。村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） さきほどの附則の説明を訂正させていただきます。

施行期日として、1、この条例は平成12年4月1日から施行すると、訂正お願いいたします。

委員長（吉川幸一君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。
（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって議案第21号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の113ページをお開きください。第8款、土木費の審査を行います。113ページから118ページまでの第1項、土木管理費、第2項、道路橋りょう費、第3項、河川費について、ご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） 次に進みます。

委員長（吉川幸一君） 118ページから122ページまでの第4項、都市計画費、第5項、住宅費についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第8款、土木費を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に予算書の122ページをお開きください。第9款、消防費の審査を行います。122ページから123ページまでの消防費全般についてご発言をください。宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっと消防に関連して、ちょっとお伺いいたします。

消防のかたには日夜地域住民の生命、財産を守ってくださっていることに対して敬意を表しているわけでございます。

概要を見せていただきまして、いろいろと見せていただいたわけで、非常に防火にし

ても緊急の医療体制にしてもよかったなど。しかも救急の医療体制、出勤時業務なんかは非常に昨年度から見ると、25件もマイナスであったということで、非常に喜んでいるところであります。概要のいろいろのかたちの中で、曜日別、それから時間帯関係が書いてないですね。非常に私ども見るときに、救急車の出勤の土日祭日に業務が多いような気もするのですけれども、そこら辺の状態がどうなっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

それから次にはですね、1日の勤務体制なんです。防火と救急車を含めての関係で、どういったかたちで交代制をとってやるんだらうと思うんですが、どういったかたちでやっているか、それから当直関係ですね、新得も屈足も分けて当直関係もどうやってやっておられるのかなど。

それから、3つ目には屈足わかふじ園の開設に備えまして、救急体制の検討をされたのかどうかと。

それから次には、いろいろと家庭の応急措置というものが大切であるということは、それぞれ認識するところがございますけれども、またそれに対して、教育だとか講習会などを開催されていることをたびたび見るわけがございますけれども、住民のかたの関心度はどうなのかなど、そういったことでお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長（吉川幸一君） 暫時休憩いたします。

（宣告 14時19分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時24分）

委員長（吉川幸一君） 加藤消防所長。

消防署長（加藤修三君） それではお答えをさせていただきます。

平成11年度の統計なんです。1月から12月までの統計で曜日のいちばん多い日が金曜日ということになっております。234件の出勤で、金曜日が41件。17パーセントを占めているということになります。それから、2番目には土曜日が36件、総体の16パーセント、このようになっています。

それから時間帯なんです。これは年度によって若干違いますけれども、おおむね午後から夕方6時くらいまで、この時間帯が非常に多いかなというように思っています。

それから屈足わかふじ園の救急出勤ってことですが、これにつきましては現在老人ホームを含めましてですね、年間大体3施設で25件ほど出ております。したがって総体の出勤件数からいまして、10.6パーセントということになっております。

それから、救急講習に関してですが、あらゆる機会をとらえてですね冬期技能講習会だとかあるいは町民大学、小中学校、町内会のほうに、私どもが出向いていまして、講習をやっております。

その中で3時間講習を受けますと修了証というものを交付しております。現在444名のかたが交付を受けております。町民の関心はということですが、非常に関心が高いというように感じておりますので、今後も更にいっそう続けていきたいという

ように考えております。以上です。

委員長（吉川幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、第9款、消防費を終わります。

委員長（吉川幸一君） ここで暫時休憩いたします。

ちょっと話がありますので、2時40分まで控室のほうで皆さんと相談したいと思います。よろしく願いいたします。

（宣告 14時28分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時37分）

委員長（吉川幸一君） 本日の予算特別委員会は、これをもって散会をいたします。

明日は午前10時より、引き続き予算特別委員会を開きます。よろしく願いいたします。

（宣告 14時37分）

第 3 日

予算特別委員会会議録
平成12年3月22日(水)第3号

○付託議案名

議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について
議案第19号	家族介護手当支給条例の制定について
議案第20号	新規就農者支援育成条例の制定について
議案第21号	公園条例の制定について
議案第22号	町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	介護保険条例の制定について
議案第26号	介護給付費準備基金条例の制定について
議案第27号	公共下水道受益者分担金条例の制定について
議案第28号	平成12年度新得町一般会計予算
議案第29号	平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第30号	平成12年度新得町老人保健特別会計予算
議案第31号	平成12年度新得町介護保険特別会計予算
議案第32号	平成12年度新得町営農用水道事業特別会計予算
議案第33号	平成12年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第34号	平成12年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第35号	平成12年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(17名)

委員長	吉川幸一	君	副委員長	黒澤誠	君
委員	川見久雄	君	委員	藤井友幸	君
委員	千葉正博	君	委員	宗像一	君
委員	松本諫男	君	委員	菊地康雄	君
委員	斎藤芳幸	君	委員	廣山麗子	君
委員	金澤学	君	委員	石本洋	君
委員	古川盛	君	委員	松尾為男	君
委員	渡邊雅文	君	委員	高橋欽造	君
委員	武田武孝	君			

○欠席委員(なし)

○委員外(1名)

議長 湯 浅 亮 君

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄	君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄	君
監査委員	員	吉 岡 正	君
助	役	鈴 木 政 輝	君
収入	役	清 水 輝 男	君
総務課	長	畑 中 栄 和	君
企画調整課	長	長 尾 正	君
税務課	長	秋 山 秀 敏	君
住民生活課	長	西 浦 茂	君
保健福祉課	長	浜 田 正 利	君
建設課	長	村 中 隆 雄	君
農林課	長	齊 藤 正 明	君
水道課	長	常 松 敏 昭	君
商工観光課	長	貴 戸 延 之	君
児童保育課	長	富 田 秋 彦	君
老人ホーム所	長	長 尾 直 昭	君
屈足支所	長	高 橋 昭 吾	君
庶務係	長	武 田 芳 秋	君
財政係	長	佐 藤 博 行	君
教 育	長	阿 部 靖 博	君
学校教育課	長	加 藤 健 治	君
社会教育課	長	高 橋 未 治	君
農業委員会事務局	長	小 森 俊 雄	君

○職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局	長	佐 々 木 裕 二	君
書	記	桑 野 恒 雄	君

副委員長（黒澤 誠君） 本日の欠席届出委員はございません。本日は全員の出席であります。

昨日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

（宣告 10時00

分）

副委員長（黒澤 誠君） 予算書の123ページをお開きください。第10款、教育費の審査を行います。123ページから134ページまでの第1項、教育総務費、第2項、小学校費、第3項、中学校費についてご発言ください。金澤委員。

委員（金澤 学君） 127ページ、いじめ不登校対策費として、20万5千円計上しておりますけれど、実際いじめにあった、又は不登校をしている生徒の数を把握していたら教えて下さい。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） お答えいたします。

現在、私どものほうで把握していますいじめについては、特に学校等から報告はございませんが、不登校の関係につきましては、4名ほどというふうに把握してございます。

副委員長（黒澤 誠君） ほかに、金澤委員。

委員（金澤 学君） 4名がいるということですが、これに対してどのような対策を行ったか、聞かせてください。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 実際には、学校が2校ございますが、担任のほう家庭訪問、それから親との接触、それから子どもの接触等で、登校を促進するといいますが、子ども自体にできるだけ学校にということで、推進をしているところでございます。

副委員長（黒澤 誠君） 金澤委員。

委員（金澤 学君） 私も子どもいますんで、自分の子がいつ明日から学校に行かないと言い出すか不安なんですね。子どもにいろいろな事情があって、対処するのは非常に難しいと思いますけれども、その辺の事情をよく察して対処していただきたいと思います。以上です。

副委員長（黒澤 誠君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） 134ページ、14節、使用料及び賃借料ということで、コンピューターの借上料。中学校のコンピューターはやっと更新されるということで、最初から入れるときにそのソフトの問題で、いろいろご意見は口に出してはいたわけですが、けれども、やっとな、現実に即したかたちになるのかなと思ってたいへん喜んでおります。

それで、今、既存のコンピューターなんですけれども、そのまま捨てるというのはもったいない話ですし、ただ、今にあうソフトではありませんけれども、これをキーボードとハードな部分というのはそんなに形は変わりませんので、どこかで再利用するなり、なにかの方策を考えているのかどうなのかお聞きしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） ただいまの質問だけで、14節ということでございま

すが、これはコンピューターの借上料、昨年といたしますか、今年度11年度で導入した分の継続費で計上したものでございまして、言われているのは、恐らく中学校費のほうの備品購入費の中で、新得中学校のコンピューターを今年、更新する予定になっておりますが、今までの機種について現在のところまだ方針を決めてございませんので、それらを参考にしながら決めていきたいと思っております。よろしく。

副委員長（黒澤 誠君） ほかに。菊地委員。

委員（菊地康雄君） この更新ということは、全国いろいろな学校で行われているわけですけど、全く使わないところもあるでしょうし、中にはそれを再利用するということで、幼稚園の子どもたちですとか、あるいは別のかたちで一般の人に、このキーボードの操作を覚えてもらうだとか、それがニーズになっているようなこともありますので、ぜひ、再利用して捨てることのないようなかたちで、考えていっていただきたいと思っております。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） ただいまの意見を参考にいたしまして実施したいと思っておりますが、実際に昨年、高校のほうにお貸ししていたコンピューターが2台戻ってまいりまして、学童保育所等にも使っていただいております。それらを踏まえまして、過去には、屈足中学校の分が南小学校、それから富村牛等に配付した例もございまして、それらを参考にしながら検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

副委員長（黒澤 誠君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっと2、3点お尋ねしたいと思っております。

124ページの関係で、2節の給料関係なんですけど、いちおう、昨年度はですねたしか14名体制だったと思うんですけど、教育目標の改定もいろいろ発表された関係で、今年は15名になったのかなと思うんですけど、なにか取り組みがあって、一人増やしたっていうかたちなのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

それから、125ページの8節、報償費の心の教室相談員の関係なんですけど、当初、いちばん初めの始まったときには80万円、一人の予算で、去年はたしか2名生まれ、今年また1名になっているんですけども、その関係で減となった理由。また、心の教室の効果。それから相談員の人選関係はどちらのほうから、今、こうやっておられるのかなということで、お尋ねしたいと思っております。

それから、今年からですね、4月から学校評議員制度というのが設けられるような方法になってますよね。そういった関係で本町の取り組みは、なにか考えておられるのかどうかと。

それから山村留学関係で、執行方針をみると1世帯4人と、新規に1世帯が入ったと、1世帯1人が入ったということで書いてあるんですけども、今、富村牛小中学校の生徒の規模ですね、どういうふうなかたちになっているのかなと、そういうことでひとつお尋ねしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

副委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

給料費の職員の数の関係ですが、昨年、予算計上のときに給食センターの場長の分、人事の絡みでその人の分を計上していなかったもんですから14名になっております。したがって、去年と今年、今年と来年ですか、実際的に人数は変わりありません。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 2点目の心の教室相談員でございますが、今年度3年目というふうになってございますが、最初から人数と時間については変わってございませんで、最初は420時間ということだったんですが、平成11年度からは400時間と。今回も400時間ということになってございまして、学校については中学校で4学級以上ということで、内容的には変わってございません。したがって、2校分でございます。1時間千円という単価でございまして、2校分の2名分で80万円というふうに計上してございます。

なお、人選につきましては、まだ今のところ進んでいない状況でございます。

それから、3点目の評議員制度でございますが、評議員制度につきましては、まだ管内的にも、あまり取り入れられてないというようなこともございまして、もう少し様子をみながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから4点目の山村留学関係でございますが、さきほど委員さんのほうからありましたように、富村牛に今年、中学校の3年生が大阪のほうからまいりまして、中学校につきましては、したがって学級が2学級でございますが、学年が1年生が1人、2年生が1人、3年生が1人というような状況になるようになってございます。

それから小学校の人数の関係でございますが、13名ほどになる予定でございますが、これは教員の異動等もございまして、若干、下がるかなというふうに考えてございまして、13から14名ぐらいかなというふうに考えてございます。

それから、さきほど一つ回答漏れございましたけれども、心の教室相談員の効果ということでございますが、実質的に今年、ちょっぴり400時間が新得中学校、屈足中学校、実施してございますが、相談件数で申し上げますと、友人関係の相談が、相談というかたちできたのが3件でございます。

ただ、相談件数というかたちで実績を残すというよりも、できるだけ私どものほうは、生徒と話をさせていただくということを重点に考えてございまして、特に相談件数で載ってこない部分も相当あるのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

副委員長（黒澤 誠君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） だいたい分かってきたんですけども、なんか去年の予算は心の教室ですか、その予算は倍額組まれていたと思うんですね。そんなことがあって、今年また80万円に落ちてるもんですから、あらっとう思ったんです。そういったことで非常に効果関係も、今、課長が言われるように生徒としては、そういう励みがあってやっておられるんだなということですから、続けることがいいんじゃないかなと思います。

それから、いちおう学校の評議員制度、これはもう小さい小規模な学校というのは、部落や町内会を挙げてやっていることがけっこう多いもんですから、これは少し、よく相談されて取り組まれてはどうかと、かように思います。その点でひとつ検討させていただきたいなと思うんですけども。

それから山村留学の関係ですね、こういって13名から14名、また中学生が3名おられるということだと、相当な増になってこれは期待できるなど。公民館の前に垂れ幕下げて、山村留学大歓迎だというかたちでやっているのが、よく効果が現われているなど評価はするけれども、教育方針の中で、一時的な家族転居型希望者の増加傾向にあるというふうに書かれているわけなんです。

それで本町のですね、今後の山村留学にあたっての取り組みというか、そういったこ

とがやっぱり考えておられるのかどうかということで、ちょっと再度質問したいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） お答え申し上げます。

1点目が、心の教室相談員の予算の関係でございますが、国の委託事業で道が受けて、町村にくるといようなことで当初、相当の金額で示されてたわけでございますが、それは年度の早い時期だったものですから、それで予算を計上させていただいたということで、実質的には、現在の額とほとんど変わらないぐらいに減額されてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、学校評議員制度の問題でございますけれども、取り組みをとということでございます。いろんな学校の事情というのございまして、今PTA活動の中でも相当、学校管理者のほうの校長、教頭のほうで、協力体制をひいていながら進めていただいているところでございますが、特に評議員制度が制度化されるというようなことで、校長のほうからもそういった要望ございませぬけれども、そういった点で前向きなかたちで検討していきたいなと思っております。

それから、3点目の山村留学の関係で、一時的なということで表現させていただいたんですが、非常に表現が難しいといひますか、最近の問い合わせといひますか、照会の中で不況の関係でリストラにあつて、そのリストラの職探しといひますか、そういった照会が非常に多くなつてきたと。したがひまして、私どものほうは親子留学ということでございますので、地域によっては、その職がないということになつてくると、そのまんましぼんでしまうというですね、そういった事情が非常に多くなつてきてございまして、職業を求めての山村留学といひましようか、そういったかたちが非常に多いというのが現状でございまして、さきほどの教育執行方針の中でふれさせていただいたことでございます。以上でございます。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 130ページ、15節、工事請負費の中のですね、屈足南小のソーラー設備撤去というところがございませぬけれども、これは設置して何年になるのかちょっとお聞きいたします。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） お答え申し上げます。この設備につきましては、南小学校が改築したときからこの設備でございまして、57年でございませぬか、からということでございませぬから、約17年経過したものでございまして、状況としては支柱の部分が相当腐りはじめているというようなことで、支柱そのものを取り替えなければならないという。そのときにパネルも見ていただいたんですが、パネルのほうも取り替えなければならないということがございまして、今回パネルを取り替えるという費用は相当な金額かかるものですから、それであれば撤去しよう。

ただ実際に使っているのが、給食室の手洗い場のお湯だとか、そういったところでございませぬので、それらに併せて給湯設備のほうで対応したいということで、撤去ということで考えたところでございませぬ。以上でございます。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） このソーラーシステムというのは、たいへん、この十勝は特にですね日照時間が長くて、私は環境にもやさしい、そういうことで、このソーラーシス

テムのですね導入というのが考えられたんでないかと思うんですね。

私もかつて、50枚ほど入れたことがあるんですけども、これは取り扱い上のミスです、撤去してしまわなければならなかったという経緯がございます。非常に私は残念に思っているわけでございますけれども。

今お聞きいたしますというと、そのパネルを押さえている支柱が腐ってきたということですね。これは17年もたてば、そんなことになっちゃうのかなと思うけれども、これはそれこそペンキでも塗ってですね、そういう腐らないような手立てができなかったのかなと。そういうものが腐って撤去しなければならないということになるといって、非常に私はこのソーラーシステム、せっかく建てているのがですね、無駄なってしまうのかね、そういうような気持ちを持つわけでございますけれども。実際パネルもだめなんですか、パネルがだめだというのはどこがだめなんですか。ちょっとお聞きいたします。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 私どもの聞いている段階では、十分な熱交換ができないという状態に、パネルがなってきたというふうに聞いてございます。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 熱交換ができないということ、ソーラーシステムの意味が全然なされていないということなんです。私どもが扱ったソーラーと別なのかもしれませんけれども、熱交換ができないようなソーラーシステムというのはいないんですね。ですから、どこかにやはりそういう欠陥があったのではないのかなと。十分そういうところをですね、やはりこれから私はどんどん、このソーラーシステムというのは導入していくべきではないのかなと思っております。

そういう点からですね、せっかくのそういうことを体験したわけですから、原因をきちんと調査してですね、これからの導入に備えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 現在ソーラーシステムの南小学校の部分でございますが、さきほど申し上げましたように支柱の問題と、それと熱交換といいますか、温水にする部分が非常に悪くなったというようなことでございますので、今後、利用状況に合わせたかたちで検討していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。副委員長（黒澤 誠君） 千葉委員。

委員（千葉正博君） 131ページ、負担金ですけども、日本体育・学校健康センターへの負担金について、どのような状況になっているのかお願ひいたします。

それから、同じく13節の委託料、スクールバス代行、昨年から見ればかなり減額になっておりますけれども、主な要因についてお願ひいたします。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 1点目の日本体育・学校健康センターでございますが、これは昔でいう学校安全会の関係の負担金でございます。生徒一人当たりいくらというものでございます。

それから2点目のスクールバスの代行の関係でございますが、平成11年度までは6路線ございましたけれども、平成12年度からは4路線ということで、上佐幌地区の分と新屈足の分がなくなった分で相当減額になるということでございます。

副委員長（黒澤 誠君） 吉川委員。

委員（吉川幸一君） やっぱり、下でしゃべるほうが気持ちが楽かなと思ってます。

2点くらいお願いします。小学校、中学校の委託料の中で、教職員の健康診断等がございます。これ、今までは子どもを学校休まして、教職員の健康診断を受けたわけでございますけれども、今年はこの健康診断どのようなかたちで、例年どおり学校を休ませて健康診断を受けさせるのか、それとも町内の医者と協議をしてですね、人数がいるわけですから、ある一定、生徒に迷惑のかからない曜日を設定して、健康診断を受けれる努力だけではできないものなのか。

それと今年度の、もう1点は今年度の小中学校の日の丸、君が代の問題でございます。8校ございます。小中学校で国歌国旗に対するものごとの考え方、それから卒業式、これらがどのようなかたちで行われたのか、今後行われるところがあると思います。どのようなかたちで、教育委員会では聞いてられるのか。それを1点お聞きしたいと思いません。

また、さきほど高橋委員の話と関連するわけでございますが、南小のソーラーシステム、これは非常に建ったときにいろんな不備がありまして、プールにも配管が通ったけれどもその配管はだめだったとか、今は給湯設備に切り替えてパネルを取り外すということですが、これらは、子どもがですね、いついかなるときでも、勝手にお湯が手に出るようなかたちの設備に切り替えるのか、それともパネルを小さくしてやったときの費用と、それからこれにしたときの費用とですね、計算をされたのかどうか。

また、現場の人とですね、こういう物を取り外すときにですね、十分話し合いが行われたのかどうか。その3点をお聞きしたいと思いません。

副委員長（黒澤 誠君） 加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤健治君） 1点目の教職員の健康診断でございますが、今年度といたしますか、平成11年度からでございますが、今まで共済組合のほうでございましたが、日本健康クラブという財団ございまして、そちらのほうに委託をしてございまして、7月の下旬ということで、夏休みに入ってからということで実施してございます。今年度も同じようなかたちで7月下旬ということで、授業の支障のないようにということで、進めたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の日の丸、君が代の関係でございますが、これは教育長のほうからお答えしていただきたいと思いません。

それから、3点目のソーラーシステムの関係でございますが、費用の面で配管等すべて問題が出てくるというようなこともございまして、それであれば給湯設備に切り替えたほうが、管理も非常にしやすいというようなことで、将来的なことも考えたら、管理のしやすいほうがいいだろうというようなことで、学校現場との話し合いの中で、進めさせていただいたということでございます。以上でございます。

副委員長（黒澤 誠君） 阿部教育長。

教育長（阿部靖博君） 国旗国歌の関係でございますけれども、本町におきましては、15日の日に3つの中学校、そして富村牛については小学校部門も併せてというかたちで実施をされたところであります。

数字的に申し上げますと、国旗については従来から100パーセントということになっております。歌については、昨年まではなかったわけでありましてけれども、今回につきましては、テープを流して斉唱していただくというかたちの中で実施をしたところで

ございまして、それぞれ学校で先生がたと、十分な話し合いもされたというようなことからですね、それぞれ100パーセントということでおさえているところでもあります。

また、小学校につきましては24日ということで、5校になるわけでありませけれども、こちらのほうにつきましても、現在、職員団体のほうと十分話し合いを進めているというようなことございまして、なんとか中学校に準じてですね、実施できればなというようなことで、私どものほうでは期待をしているところでございます。

副委員長（黒澤 誠君） 吉川委員。

委員（吉川幸一君） 今のお答えでしたら、中学校はまあ君が代はテープを流しての卒業式で、国旗国歌は100パーセントだというお答えだけれども、小学校は期待を申し上げているということは、まだ現場サイドで話し合いをされているのか、それとも決まっていないのか、卒業式に君が代というものを取り上げてないのか。委員長、教育長さんは知っているだろうとは、私は思っておりますけれども。

委員会としては、やっぱりそういうようなところにはどのような指導をして、今回がいちばんいいチャンスだと思う。また、法制化されたわけですから、現場には徹底指導、これは行政にも今後、国歌国旗に関してはいろいろと議員のほうからの要望ですとか、いろんなかたちで行政のほうには要望出ていくだろうと思っておりますけれども、やっぱり、教育現場サイドから、今回は直していかなければいけないと私は思っているんですよ。

今の言い方だったら、小学校は非常に苦戦をされているような言い方なんですけれども、24日まで、やっぱり指導を徹底して1校でも、やっぱり国歌国旗。国旗に関しては問題ないにしてもですね、国歌に関してはよりいっそう指導を強くしていただきたいなと、このように思っております。

副委員長（黒澤 誠君） 阿部教育長。

教育長（阿部靖博君） お答えします。私が期待をしていると申し上げたのは、あくまでも学習指導要領によってやるということが基本でございますので、その線で学校のほうでも先生がたとお話をしていますし、私どももその線です、ぜひやってくださいということで、これまでも話し合いをしているところでございます。

ですから、先生がたとの話し合いを、やっぱり気持ち的な部分でございますので、十分話し合いをしてくださいというようなことで、そういう場づくりをですね、大事にしていきたいという趣旨でのことございまして、校長さんから原案として示されている部分は、あくまでも実施を指導要領によってするというのが、基本におさえた中での話し合いということになります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に進みます、134ページから153ページまでの、第4項、幼稚園費、第5項、社会教育費、第6項、保健体育費についてご発言ください。藤井委員。

委員（藤井友幸君） 2、3お尋ねをいたします。141ページから142ページにまたがる関係でございますけれども、昨年、埋蔵文化物の調査をやられているわけでございますけれども、この事業報告によりますと、2,800点余りの石器、土器が出ているようでございます。この関係につきましても、今後どのように保管をするのか。

またですね、この報告書にはですね、歴史的重要な遺物の出土はないと書いてあるわけでありませけれども、その辺の出ているですね、内容をお聞かせをいただきたいと思

ます。

それからですね、146ページでございますけれども、賃金で嘱託館長が出ております。202万5千円でございますか、この勤務形態をお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

埋蔵文化財でございますが、ご質問ありましたように、約2,800点ほど出ておまして、内容については、石器、土器、いわゆる土器のかけらというふうに申し上げたほうがわかりやすいかと思っておりますが、それから十勝石なんかの石片ですね、破片というふうにご理解いただけたらいいと思っております。残念ながら歴史的にですね、極めて重要だっというような出土品は現在のところありませんでした。

それと今後の関係でございますが、本年度につきましてはそれらをですね分類いたしまして、報告書というかたちにまとめ上げます。その後ですね、ぜひ町民のかたにも見ていただくような機会を、実はつくりたいというふうには考えてございます。まとめましたら新内の資料館かどこかにですね、保管というふうなかたちになろうかと存じます。

それから2点目の嘱託館長の関係でございますが、嘱託ということで月額の給与体系で、月額のかたちで嘱託というかたちで勤務をしていただいております。

副委員長（黒澤 誠君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） それを新内にですね、保管するというところでございますけれども、2,800点、膨大な数でございますけれども、量にしてですね、かなりの量でないかと思うんですが、その辺の収容スペースは確保できるのかどうかですね。

それと2点目ですけれども、嘱託館長というのはですね、常時一月のうち例えば毎週びっちり出ているものか、それとも確実に1日おきとかでなくて、その辺ですね。ただ私こう見て、数字を見てですね普通のもので、例えば定数外職員の同等なような勤務をしているのであれば、少しちょっと金額が低いのかなという気もしたもんですから、お尋ねをしたわけでございます。以上よろしくお願ひします。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 件数はたいへんな量なんですけれども、一つひとつのサイズというのは非常に小さいものですから、収納スペースについては可能だというふうにご考えてございます。

2点目の嘱託館長の勤務の条件でございますが、職員に準じて勤務をしていただいております。

副委員長（黒澤 誠君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） 昨年の予算ではですね、一括してあがっておったもんですから、嘱託館長の数字は出ておませんでした。今年から出ているわけでございますけれども、これは若干低いような気もするわけですから、いかがなものでしょうか。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 現在の賃金月額はですね、16万7千200円でございます。

副委員長（黒澤 誠君） ほかに、宗像委員。

委員（宗像 一君） 147ページをちょっと見ていただきたいんですが、総合体育館関係の関係でちょっと、これ私が休んでいるときに決められているから、ちょっと失

礼があるかなと思ったりもして、ちょっと頭を痛めたんですけれども。

概要をみますとかなり利用しているわけですね。調べてみますと利用者が9,158人だということで、内訳も有料関係で4,141人のかた、リゾート関係が4,686人とかっていうふうとうたわれております。

また、大会関係も行われているんですけれども、今後ですね、館長制度がなくなってそれに代わるような方法をどのようにしておられるか。

それから、財源収入のそういうことで今の利用者数を申したんですが、財源収入があるわけなんですけれども、その金銭の扱い関係はどのようにしてこれから行っていくのかなと。

そして、11年度からの当直制度っていうのがなくなったと思っているんですよね。それで、そのなくなって夜間の勤務が晩9時から朝の9時までだったと思いますが、無人になるわけです。そういった関係の中で支障はなかったのかな、どうかなということでお尋ねしたいと思います。

それから148ページの登山学校の委託料の関係なんですけど、そこにみますと登山学校散策路周辺の林下草り管理ですか。それから遊歩道管理ということで委託料をこれ新しく載ってきたと思うんですけれども、その場所関係はどこになるのかなということでお尋ねしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えをいたします。

まず、総合体育館の館長でございますが、従来、囑託館長ということで常勤のかたちで配置をいたしておりました。今回、63歳に達したということで、3月末をもって退職をすることになってございます。その後の体制といたしましては、所管をいたしております商工観光課長の兼務発令というかたちで、対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、管理体制といたしましては、従来どおり1名の管理人を午前9時から午後9時まで配置をするという、委託契約を行う予定でございます。

また、夜間の関連がございました。夜間、平成11年ですか、廃止をいたしておりました。経費の節減というようなかたちでもって廃止をいたしたわけでございますけれども、現在までこれといった問題点は起きておりません。

それから、館長の退職に伴ってその後の金銭取り扱いということでございますけれども、体育館の使用料につきましては、商工観光課長が出納員の発令を受けておまして、商工観光課長の中で取り扱いを行っております。従来どおり変わらないというかたちになります。

それから、登山学校の委託料、これにつきましてはこの中の歩道の関係でございますか。まず散策路の周辺というのは、昨年パークゴルフ場の駐車場付近から33号、電源開発の屈足ダム公園までの間、雑木林になってございまして、その間の下草刈りを実施をいたしております。

これも後2、3年は継続して行わないとまた、元の木あみに戻ってしまうだろうというようなことで、草刈りについては登山学校のパークゴルフ場付近から、屈足ダム公園までの間の雑木林の、町が占用いたしております河川敷の部分でございます。

それから遊歩道というようなことで、登山学校の浴場裏手のほうから屈足ダムの上流部、これに至るところを下草刈りというような状況で、整備を図りたいというものでご

ざいます。

副委員長（黒澤 誠君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） わかりました。それじゃあ、いちおう館長制はなくなったけれども、職員はいちおう配置するという事なんですね。それで、いちおう当直そういうので職員がけっきょく金銭関係を扱い、課長が管理するというかたちの解釈になるのかと思います。

それで、当直関係が朝9時から、いや夜の9時から朝の9時まで当直が無人になるわけですけども、こうやってみると団体で利用している人たちっていうのは、あそこを利用するのがけっこう早いと思うんですね、そういったかたちの中で9時ごろからになると、もうほとんど体育館は入ってくるなりなんかして、そういったかたちで冬の利用もあると思うんですが、そういったときの暖房関係だとかそういった関係もですね、それじゃあ、いちおう私どもの解釈としては支障のないように、その職員の人たちがやってくさるといふ解釈をしていいのかな。その点お伺いしたいと思います。

そして後、私も再三にわたってあその環境整備と、登山学校のほうの環境整備ということ非常にうたっているんですけども、それらに向けての形勢が全くないで残念に思っています。これもいろいろ関係があるからやむを得ないと思いますけれども、ぜひそういったかたちのものもやはり、ある程度地域の目玉となるものでもあるし、そういったことで十分心がけておいていただきたいというふうにお願いします。質問終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えをいたします。

館長廃止ということではなくて、商工観光課長の兼務発令でございますので、館長が配置はされるわけです。ただ、頭かすがないと。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから大会等の利用というようなことにつきましては、あくまでも利用の申し込み、事前に申し込みをして許可をしたものでございますので、十分開催、開会時間そういったものが把握できるわけでございます。

ただ、総合体育館の利用時間帯が条例で規定されておりますから、午前9時から午後9時と。今までの状況で確かに早くお見えになるお客様もいらっしゃいます。そういった場合については、それぞれ早出をすとかですね、そういったことで対応してまいりましたので、従来となんら変わりはありません。

それから、登山学校周辺の整備の関係でございますけれども、ご承知のように十勝川の河川敷というようなことで、当然私どもも整備をするのにはかなり制限がある場所でございます。その中で、できる範囲で整備をやっていきたいという考え方で、現在進めてきておりますし、土木現業所との協議も進めてきております。

ただ、河川敷というような制限の中で、私どもが直接手を出していく整備、それについては占用許可をいただくとかですね、そういったようなさまざまな条件が付されているということをご理解をいただければなど。土現のほうもいろいろこういったまちおこし、そういったものにつきましては好意的に考えていただいておりますので、そういった状況を見極めながら、順次整備を進めていく必要があるかなというふうに考えております。

副委員長（黒澤 誠君） 川見委員。

委員（川見久雄君） 150ページの下段にございます19節、負担金補助及び交付金のうちの、これは全額になりますけれども、狩勝寿事業団の補助金についてお尋ねをいたしたいと思います。

この件については過去、少なくとも2回、このような場で質疑があったかなというふうに記憶をしているわけですが、過日の補正予算でも、300万円から700万円に補正をされた件でもございますけれども、どうもこの過去をたどっていきますと、どうも、その実態と合わないわけですね。

私も少々調べてみたわけですが、遠いことは分かりませんが、少なくとも平成4年からこの補助金になるものが、300万円ですときているわけですね。今申し上げましたように、過去においてもその点について指摘もあったわけなんですけれども、依然として新年度の予算をみましても、従来どおりと言いますか、300万円になっております。

ちょっと申し上げますと、10年度も300万円で、実は決算額は721万4千円、驚くなかれですね、当初予算に対して240パーセント超える決算額になっているわけです。

私はですね、かねがね事業アセスであるとか、予算の査定については、厳しくということをお知らせしてきておりますけれども、これはなにもですねすべての経費について減らせ減らせと言っているわけではありません。やっぱり必要なものは、これは増額もあってあたり前の話なんです。

どうもこの当初予算と実態に大きな差があるわけですね。これは、いろいろの事情もあるかなというふうに思うんですね。この言ってみればこの補助金なわけですから、この補助金と言いましてもですね、要は赤字に対する補てんということになるかと思うんですね。ですから、やはり経営努力をさせるという意味では、あまり当初から多めといたらおかしいんですけれども、そういう予算は組みたくないという、そういう考え方もあるかと思っておりますけれどもね、しかしですね、少々の補正予算ならいざしらずですね、このようにですね、今、申し上げたように2倍以上、それがずっと続いているわけですね。そして過去の実績を経験もしているわけですね。

そういうことで、依然として従来どおりの予算を組まれるということのね、そのまず理由について、ひとつお尋ねをしたいと思っております。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えをいたします。川見委員のご質問の中にもございましたように、過去、赤字補てん額ですね、極めて少ない時代もございましたので、いちばんの目的は経営努力をしていきたいという趣旨で、予算を計上させていただいております。

副委員長（黒澤 誠君） 川見委員。

委員（川見久雄君） それとですね、149ページのこの公園スキー場管理のところですね、特定財源として新得山スキー場使用料740万円。これはつうつうになりましたね。150ページの13節委託料で、新得山スキー場管理740万円とありますね。取りあえずはといいますか、この予算上ではリフトの収入を町の会計にいったん入れて、それを寿事業団にあげるんですね。それだけで運営ができないから補助金を出すわけですね。

このですね、リフトの使用料についてもね、これは歳入になるわけですが、こ

れもやっぱり少々過大に見積もっているのかな。過大に見積もるから出す分は減らしてもいいなっていう、こういう関係になるのかなというふうにも思うんですね。

その使用料ですね、いわゆるリフトの使用料、900万円台から最近では800万円、本年度は740万円ということになりますけれども、では実際の収入はどうかというと、500万円から10年度は520万円ほどなんですね。ここにやはりどうですか260万円ほどの誤差が出る。やはりですね、今年の件についてとやかく言ってもどうなるかわかりませんが、少なくともこういったことも含めてですね、やはり実績といいますか実態に合った、やはり予算編成をすべきでないかと、このように思うんですね。いかがでしょうか。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 今のご意見にありましたように、たいへんスキー場の経営はですね、ご案内のように固定経費率が85パーセントを超えるような高い、特にリフトなんかはそうなんです、ですから収入が減りますと、そのまま赤字の場合は、赤字の額がそのままきってしまうというような、ストレートにきてしまうというような、非常に傾向の強い状態でございまして、今ご意見にございましたように、実態に合わせてですね見直しを検討をさせていただきたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 吉川委員。

委員（吉川幸一君） 4点ぐらい、質問させてもらいます。140ページの、公民館の暖房改修事業補助金。私、常々言ってるんですけども、これ3,200万円、ずいぶんお金をかけられるなど。どういうふうなかたちで、直されるのかなって思っております。

ただ、私はもうそろそろあそこは、新しくされたらどうかっていうのを、一般質問で再三再四言っているホールでございますので、このお金でどのくらいの効果があるのか、それを想定しているのかをお答え願いたいと思っております。

また146ページですね、スポーツ合宿の里事業でございますけれども、私は新得町はスポーツ合宿の里ってうたっております、今いろんな合宿が入り込んでおると思っています。こういうふうなかたちの中で、やっぱり新得町、もうちょっと入り込む、そのランニングコースですとか体育館ですとかいろんな施設はあるんです。ですから、入り込んでくる人数は、まだまだたくさん来ていただいても、十分施設を利用できる場所はある。呼びかけるとですね、来た人のもてなし等はですね、もうちょっと予算を取られても、私はいいいんじゃないかなと思っておりますけれども、どのようなかたちで設定をされたのかお願いをします。

それと152ページ、これ私が分からないのかもしれないですけども、町民温水プールの管理費の中で寄附金として載ってます。去年いただいて、指定寄附で基金に載つけて、今年12年度の予算に計上したのかどうかわかんないんですけども、これは、どのようなかたちで指定寄附を受けたのか、もう1回説明を願いたいと思います。

それから、150ページの焼き肉ハウスの新設1棟のこれお話を聞きました。私、非常にこれは町民の人が、もう1棟はほしいと期待をしていた棟だと思っております。よく、町は予算を付けていただいたなと感謝をしているんですけども、中身を聞きましてちょっと残念だなと思うのは、私は下はやっぱり舗装かコンクリートかにきちんとしたほうが、肉ですとかいろんなものが落ちたとき、掃きやすいしわかるし、きちんとしやすいい思っている。

なんかこの中身をみますと、ほんとうの小砂利で、落ちたときには箒で拾ったりなんかするんですね、その下は砂利にしないと予算が付かないかもしれない、予算がその予算しかないかもしれないという話も聞いてございます。なんでもうちょっと担当課長がですね、がんばれなかったのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。1点目の公民館の暖房の改修でございますが、現在使っております暖房は、公民館を建てました昭和47年に設置した蒸気暖房でございます。これがもう、27年も経過しているものですから、もう耐用年数がきまして、それ以外にもですね、配管、熱交換機すべてがですね、もう使用に耐えられない状況でございますので、今回、全面的に改修を予定させていただいております。新しい方式はですね、温水ボイラーということで、資格のいない自動運転のできるボイラーというかたちで考えております。

それで特に効果というご質問でございますが、現在、大ホールに関しましてはですね、下が寒くて上が熱いというような関係でたいへん不評でございますし、それから音がですね暖房機の設置場所がですね、大ホールとつながっているものですから、燃烧音が直接冬の間はですね入ってきてしまうというようなことで、たいへん不評でございましたが、この辺も全面的に改修されて、特に大ホールにつきましては快適な環境で、冬期間もですね、ご利用いただけるようになるというふうに考えております。

それから、スポーツ合宿の里の関係でございますが、ご質問のようにたいへん、私ども、おかげさまでハード整備についてはですねかなりできました。

ひとつにはですね、いちばん抱えている問題はですね、宿泊施設の関係でございます。夏の間集中してですね、おおぜいのかたが泊まれるというようなことで、宿泊施設についてもう少し我々欲しいなということで、早くそういうかたちで民間のかたがですね、これに取り組んでいただけるようなかたちを期待しているところでございます。

予算の関係については、かなりお金を使っている町村もございますが、これ私ども、細く長くつきあわせていただくというようなかたちで、少しずつおいでいただくかたを増やしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、3点目の町民温水プールの関係でございますが、これはふるさと東京会のかたからいただいた寄附金で、プールの周りに植栽をしようということで計上した予算でございます。

それから、4点目の焼き肉ハウスの床の関係でございますが、床をコンクリーにするというようなことも、内部的にも検討いたしましたが、その使った後ですね、肉汁をこぼすとか炭をこぼすとかですね、いろいろこぼすというようなことでございまして、洗った後きれいに保つためにはですね、使った直後にすぐ水洗いしてデッキブラシでかけるような、そういうことが当然していかないと、かえてコンクリーの汚れというのは取れなくなるものですから、これについては私ども内部の中の検討では、やっぱり化粧砂利がいいんじゃないかというかたちで、そういうかたちの予算を計上させていただいております。

副委員長（黒澤 誠君） 吉川委員。

委員（吉川幸一君） 1点目のですね、ご理解を示してください、暖房もよくなり快適だというんですけども、今まで不快だという人がたくさんあって、あそこ建て替えたらどうだという話なんです。3,200万円ですねよくなりっこない。担当課長として

はですよ、担当課としては、できる範囲内の予算を取って、当面できないものを少しずつよくしていこうという気持ちは分かるんですけども、これっぽっちの、この改修じゃなくて、再三再四、言わせているあのホールをですね、新しくしようという話は、そのときにこれっぽっちも出なかったのかどうか、再度お願いしたい。

それから、スポーツ合宿の里のご理解はですね、確かに宿泊施設等もございます。でも私は新得のメインとして、新得町の顔を売っていただけるには、もうちょっとお金を出す必要があるんじゃないかな。予算計上をしてもいいんじゃないかなと、私は思っているんですけどもね。

これが来ることによってですね、いろんなかたが差し入れをしております。私にしたって、去年、私の大学の後輩の顔も見えていない、誰もわかんない中でですね、じゃあ清水の仲間やなんかと差し入れに行った、メロンですとか肉。その前にですね、近所の人がたは芋を差し入れに行ったり、果物を差し入れに行ったり、新しく来れば新しく来たで、やっぱり、皆さんが気を遣って、その団体に差し入れに行ったりなんかしているわけですよ。

だから、行政も僕はもうちょっとお金を使っていい。これは意見の分かれるところだと思うんですけども、私の感覚では、今、売り出している最中です。新得町に新しい団体が去年も行こう、今年も来る可能性がある。だから、そこでやっぱり合宿の里は、もうちょっと新得町はメインにされたほうがいいんじゃないのかなって私は思っております。

それから、150ページの焼き肉ハウス。今、焼き汁ですとかですね、黒くなるおそれがある。舗装、コンクリーじゃなくて、舗装でやったらもともと黒いんです。砂利なんかは、砂利なんかでなんぼ大きな砂利でも、小砂利にしたって化粧砂利にしたってですね、汚れるのは汚れる。掃くのは、竹ほうきで掃いたってなんで掃いたって掃きやすい、舗装にすれば。言葉をうまく言ったって、汚ない所が見えるからと言ったて、もうちょっと予算取ればさ、舗装にしたら後片付けみんなしやすい。

今のあそこの利用する人で、後、そのまま焼き汁だとか肉だとかをね、投げっぱなしにして使用していく人なんかいやしない。きちんと掃除している。また、その人がたまたま時間に忙しくて掃除できんかったら、次に借りる人はきちんと掃除する。その掃除する人がしやすいようにしてやらないといけない。

そしたら、砂利が掃きやすいのか、舗装が掃きやすいのは、もうはっきりしている。ただそこは予算の関係だけだと思う。私は、課長が言葉巧みだから、うまいこと言っているなあと思うけれども。ただ予算取れなただけだと思う。もう1回、もう3回はなるべくやめよと今、外野席から声がかかっていますんで、これでやめますからうまい答弁よろしくお願いします。

副委員長（黒澤 誠君） 答弁は休憩後に。暫時休憩いたします。11時20分まで。
（宣告 11時03分）

副委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開いたします。
（宣告 11時19分）

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。1点目の公民館の暖房でございますが、ご質問にありました工事費につきましては、約9,500万円でございます。それで、公民館を新しくする考えはないかというご質問でございましたけれども、私どもといたしましては、たいせつに使わせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目のスポーツ合宿の関係でございますが、ご質問にありましたようにですね、大学の卒業した、大学から来るというようなかたちでですね、たいへん差し入れもいただいております。それから選手たちがですね練習で走りまして、走ったあの沿道ですね、屈足や佐幌の農家のかたがですね、たいへん選手にがんばってくれというようなかたちでですね、差し入れもいただいております、たいへんそういう町民の温かい心配りがですね、選手たちもたいへん喜んでいただいております、そういうことも含めてですね、また、毎年新得に来ていただけたらなというふうなかたちで考えております。

できるだけ、そういうかたちの心のこもったですね、そういうおつきあいでですね、長くつきあっていただけるようなかたちで、今後も心配りを続けたいというふういに思っております。

それから、3点目の焼き肉ハウスの関係でございますけれども、我々内部でいろいろ検討いたしまして、舗装にしますとですね、燃えている炭落ちますと燃えてしまうというようなこともございますし、それからコンクリートにつきましても、万が一割れが入ったときですね、その後の問題ですとか、排水処理の問題ですとか、いろいろそれぞれにですね一長一短もございます。

いずれにいたしましても、掃除しやすくですね、清潔に使っていただけるような方法も考えていきたいというふうに思いますので、さきほどのご意見もですね、十分参考にさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 吉川委員。

委員（吉川幸一君） 3回目やらないつもりでおったんですけれども、私はねたいせつに使うというのは、これ、どなたも同じだと思ふんです。だれも、言葉でですね、たいせつに使わないよ、乱暴にするよなんていうふうな言い方にはならないんですよ。それが答弁だなんて思ったらだめなんだ。みんなたいせつに物事は、会館やなんかは使うわけですから、ちょっとでも新しいものにすれって、再三再四しゃべっているわけだから、そういうものがなんで出ないんだって、私はそこら辺で疑問感じるのさ。

九千何百万円も使ったら、約1億円じゃない。もうちょっと足せば会館できるじゃない。ちょっとだよ、ほんとの。

それと、やっぱりね、新得町は2点目の合宿。これは今、新得町がメインにしようとしている。清水もですね、今、民間でもって、まあよその町村のことを言ったらおかしいんですけれども、350万円ぐらい、民間のかたちで金を出そうっていうふうにして継続をしていこうと。

出し方にその町村その町村の考え方があるから、よその町村のことは別にしまして、あまりにもこの金額はですね、低すぎると私は思う。1団体に出すわけじゃないんだから、いろんな団体が来て、いろんな団体に支援する中で、今、新得町の顔にしようと言っているときにですね、なんか、あまりにも少なすぎる。

ここら辺はどなたかに答弁していただきたい。また同じ人が答弁したら同じ答えしか

跳ね返ってこないんだわ。助役さんどうですか。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 同じような答弁になるかと思うんですけども、1点目の公民館でございますが、これは全面的に建て直すということになりますと、今、各市町村ではやりの生涯学習センターとかという、すばらしい建物を造られていますけれども、10億円以上かけてですね、こうやられているというようなことでございます。

私どもの公民館確かに決して誇れるものではありませんし、昭和47年にですね、帯広市の市民会館、今現在、取り壊しましたけれども、その次にですね、町村で初めての固定席を有する公民館というようなことで、当時としては画期的な建物で、北海道の公民館大会にまで使われたというような実は建物でございます。

現下の情勢をみましてもですね、全面的に建て直すというようなことについてはですね、現時点では無理だというふうに考えております。ただ、今後もですね、いろんな町民の利便性の向上のためにはですね、改修をですね考えていかなければならない箇所もございますので、そういうかたちでより使いやすいような館にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、2点目でございますが、ご意見にありましたようにですね、今、各市町村でですね、この合宿環境をですね、なんとかその新たな顔にしようとか産業にしようということですね、はっきり申し上げて誘致合戦がたいへん厳しい情勢にございます。町村によりましてはですね、あえて交通費まで負担をしてですね、有名なチームを呼んで来るというようなことをやって、たいへんなお金もかけている町村もございます。

私ども何度も申しましたようにですね、少しでもお金をあんまりかけないで、心のこもったようなかたちということで、例えば冬期間たいへんスキー合宿でですね、各スキー同好会ですとか、スキー部ですとか、いろんな競技関係のかたが、たくさん冬期間も新得のサホ口のスキー場にお見えになっております。私ども、そういうところに果物等ですね、差し入れを持って行ってですね、まあ、ぜひがんばってくださいというようなかたちでですね、要するにお金よりも心というようなかたちでですね、続けさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 金澤委員。

委員（金澤 学君） 3点ほど、質問させていただきます。146ページ、負担金補助金交付金の中から、体育連盟に94万円、スポーツ少年団本部に66万2千円、補助金として出しておりますが、この補助基準はなんであるかを、まず1点目。

2点目、昨年9月にですね、ワールドカップの公式キャンプ地に立候補しましたが、その誘致予算がどこにも載ってませんけれども、これはどうなっているのか。

3番目、昨年たいへんりっぱなサッカー場を造っていただいたんですけども、関係者の間から駐車場の不足が指摘されております。これについては、どいういうふうに考えておられるのか、3点お聞きしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 1点目の体育連盟とスポーツ少年団本部の関係でございますが、体育連盟につきましては、2つございまして、1つは、各傘下の団体の助成金の配分を行っておりますし、独自の事業といたしましては、例えばスポーツ賞の贈呈なんかも、この中の予算で行ってございます。スポーツ少年団本部につきましても、同様のことでございまして、各傘下の少年団に対する助成金等でございます。

それから、2点目、ワールドカップの誘致の関係でございますが、特に特定した予算を計上はしておりません。この4月ないしは5月の段階で、一度で組織委員会のほうで現地調査というようなかたちがございますので、その現地調査の推移をみながらですね、対応を考えてまいりたいと考えております。

それから、3点目のサッカー場の駐車場の問題でございますが、これもたいへん私どものほうも苦慮をしております。現在考えておりますのが、河川敷の所に止める方法ですね、それから隣接の土地の所有者のかたですね、空き地がございますので、そこ、たまたま、去年のランニングコース造成のときに、残土処理が必要なものですから、残土処理で使っておりますね、その後、帰すときに整地をした場所がございますので、ご本人もそれを使っただけでもけっこうだということかたちもいただいておりますので、それらをですね活用させていただいて、対応していきたいというふうに考えております。

副委員長（黒澤 誠君） 金澤委員。

委員（金澤 学君） まず1点目、今、体育連盟には20団体、人数で1,196名、そしてスポーツ少年団には13団体で209名おりますけれども、私が35年前ぐらいに新得町に帰ってきて、体育連盟、私サッカーやっておりますして体育連盟に加盟したときも、体育連盟の補助はだいたい100万円ぐらいでした。ということは30年間、これ変わってないということなんですよ。

しかも、今後、中学校に新学習要綱でクラブ活動なくなりますよね、そうすると、その地域社会がその学校に代わって、これからスポーツ面でいろいろサポートしなければならないのに、予算面でこのまんまではだめだと思うんですよ。ですから、ぜひもう、増額していただきたいと思います。

2点目、ワールドカップの公式キャンプ地のことなんですけれども、向こうが来てからどうするか対応するという態度では、どうもいけないと思うんですよ。積極的にやっぱり予算を組んで誘致活動をしないと、全国で何か所でしたっけ、20か所でしたっけ、30か所でしたっけ、やっておりますんで、もうちょっと力を入れてやってほしいと思います。

3番目、駐車場についてはですね、早急に解決してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 各団体に対する助成につきましてはですね、なかなか私どもの体育連盟なりスポーツ少年団に限らずですね、すべての団体、たいへんご苦労をされてですね、地域のそれぞれの団体の目的の遂行のためにですね、ご努力をいただいております。なかなかその団体に対する助成をですね、増やすというような情勢にございませぬけれども、その中の補助金の中でですね、いろいろ工夫を加えていただきながら、今後もそういうかたちの、ご質問にありましたような地域社会でスポーツの振興なんていう関係もですね、図っていただけるような方策も、ともに考えさせていただきたいというふうに思います。

2点目のワールドカップの関係でございますが、ご質問にありましたように、対応するというのは、例えば施設のこういう部分が改修が必要だとか何とかという関係でございますが、この中で特にこの部分というかたちではございませぬが、誘致するためのご理解をいただくためのパンフレット等につきましてはですね、今、現在、準備に入っておりますので、そういう意味では積極的にですね、来ていただけるような方法をとっ

ていきたいというふうに考えております。

3点目のサッカー場の付近の駐車場の関係でございますが、ご意見のようにできるだけですね、1台でも多く止めれるような方策を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 斎藤委員。

委員（斎藤芳幸君） 137ページの8節の子育て支援事業の講師謝礼とありますけれども、今、社会問題になっている子どもの虐待ということがありまして、これを報道でいろいろ聞いてますけれども、新得では親子に対する、あるいは母子に対する勉強会とか指導とか、そういうことをなされておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。今、ご質問がありました子育て支援につきましてはですね、なごみを使ってですね、定期的にお母さんがたが集まる、お子さんと一緒に集まるような機会をとらえて、いろいろ相談に応じるというようなかたちで定期的にする部分。あるいはご質問にあったようなですね、そういう相談会的な部分とかですね、それか私も幼児遊び教室というようなかたちで、お母さんと小さな赤ん坊なり幼児がですね、一緒に遊ぶといいますが、集団でそういうやる機会がございますので、そういう中にも入っていただいて、対面して机を挟んでですね、やるというような相談ではなくてですね、そういう中から自然に子育てに対する知恵だとか、その心配ごとの相談に乗れるようなかたちをとっていきたいというふうに考えております。

副委員長（黒澤 誠君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） 150ページ、今までの質問の関連になるかとも思うんですけども、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、13節の委託料、新得山スキー場の管理ということなんですけれど、これも雪の状態によって、その利用者が大幅に変動がありますので、昨年、一昨年と比べると2万人ほど利用者が多かったということです。今年、もう既にスキー場をクローズしましたよね。今年の状況は雪がたいへん多かったのも、もっと増えているのではないかなと思いますけれども、1点、今年の状況をお聞きしたいと思います。

それと毎年言われることなんですけども、やはりサホロと違って新得山の場合は地元のかた、特に子どもとお年寄りの利用が、どちらかという割合が高いと思います。その中で、常にコース整備の不備ということがいわれるわけなんですけれども、毎年これ、狩勝寿事業団に委託しているわけですから、そこにお任せする以外にはないかとも思いますけれども、より整備の充実の方向性が見えないものなのか、その辺についてのアドバイスができないものなのかということをお聞きしたいです。

2点目に、15節の工事請負費、陸上競技場改修ということで、私も、この300メートルが400メートルになるということぐらいしか認識になかったわけなんですけれども、結果的には変則の400メートルコースになって残念だという声を聞くわけです。変則ということになると、例えばですね、全道規模の公式の競技ですとか、そういうものが当然持ってこれないということになりますし、その辺の経緯をお伺いしたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。この20日で新得山スキー場クローズをいたしまして、延べでリフトの乗車人員は、10万とんで4,658名でございました。昨年は、一昨年は、たいへん営業期間が長かったということもありますけれど

も、雪の状態なんかで、おかげさまでですね、1日当たりの乗車人員につきましても、近年になくたくさんご利用をいただいております。

その中のコースの整備の関係でございますが、私どもかなり神経を使ってですね、コース整備にあたってはつもりでございますけれども、至らない点があればですね、きちんとやるようにですね、指導をしまいたいというふうに考えております。

それから、2点目のご質問にありました陸上競技場の改修の400メートルのトラックの関係でございますが、きちんとしたですね、コース設定することがあそこの場所では物理的に河川敷に挟まれ、こちら側も土手なんかにも挟まれておりまして、物理的にレイアウト上、設定ができません。特に私どもがですね、400メートルのトラックを設定したいという、さきほどのいろいろご質問もありましたスポーツ合宿の選手がですね、最近では長距離といえどもですね、スピード系の競技になってきておりまして、彼らが普段練習するのは400メートルのトラックで、ストップウォッチを使って決められたスピードで走るというような、そういう練習がたいへん必要になっておりまして、実業団のチームのかたからも400メートルのですね、コースきちんとしたコースでなくてもいいから、きちんとしたトラックのコースがほしいということで。

だいたい今のところおおむね400メートルの3コース程度ですから、長距離の実業団等のかたが、400メートルのトラックを使って練習するというような、そういう練習の対応はできるかというふうに考えておりまして、陸上競技的にはですね、現在のその300メートルの6コースの、トラックをひくというようなかたちの対応になりますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） 1点目の新得山のスキー場の整備ですけれども、今の狩勝事業団の委託による整備、スキー場ですので、雪踏みの状況なんですね。より滑りやすくするというためには今年のように雪が多い場合には、プッシュが出ているということもないでしょうし、いかにきれいにコースを踏んであるかによって、けがの具合も少なくなるし滑れるコースも多くなると。10万人を超えたということですので、近年にない利用者だと思うわけですね、たいへん便利な場所にありますし。

ただ実際に滑っているかたに聞きますと、何回かの積雪まで待って圧雪車が入るといふふうに聞いてます。そうすると圧雪車が入るまではコース、雪が深いわけですよ、当然、足腰の体力のない人は、それなりの滑り方しかできないでしょうし、毎回毎回、降雪のたびに踏むということが可能なのかわかりませんが、お聞きしますと、過去と違って今の狩勝事業団の中には、なかなかピステを運転できるかたがいないということで、当然外部委託になると。そうすると、その委託するかたのその都合に応じてできないので、ある程度、雪を積もらせてからできないと踏めないというような話も聞いております。

ただ運転できる人と、年間契約というんですか、その辺はいろんなやり方があると思うんですけれども、できるだけコース整備を最優先するかたちで、寿事業団のほうにこうアドバイスができないものなのか。その分の予算がもし上乘せになるというのであれば、何百万円もかかるというわけでありませぬので、そこはきちんと対応してコース整備に、もっと熱を入れる姿をみせる必要はないのかというふうに思います。

それから、運動公園の改修ですけれども、3コースということで、せっかく改修するわけですから、過去にあそこの、この改修についてのいろんな計画を練ったときに、ど

こまで駐車場を狭くすれば、本来の400メートルのコースができるかということで、いろいろ図面上、やった記憶もありますけれども、例えば駐車場近くの別な所に確保するとか、ということで、せっかく今回5,000万円以上も出して開設するわけですから、もう少しこう抜本的によりよいものにする必要がないのかなどなのか、3コースという変則コースであくまでも、合宿の里で使う人のためということを前提に造るべきなのか、あるいは本来のコースがですね、新得町にとってはぜいたくすぎるという意見が強ければ、また、これはこれでいたしかたないのかも知れませんが、その辺一考を要することではないのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋未治君） 1点目のスキー場ですね圧雪の関係でございますが、私ども、圧雪車に乗る人の都合にあわせて圧雪しているというふうには、私どもとらえておりませんで、適宜きちんと圧雪作業はやっているというふうに理解をしております。

最初ですね、特に何回かの降雪後でなければ踏まないというのはですね、私が考えるにですね、最初の降雪時にですね、これについてはですね私ども判断して、よそ目から見るとですね、圧雪車で遠くから見ると新得山真っ白くなっていると。踏めるんじゃないかという状況に見えるかもしれませんが、現実的に圧雪車の圧雪をして、キャタピラーが土に触らないまでの降雪というのが必要でございますので、何回かの降雪を待たないと土を上げて巻き込んでしまいますので、キャタピラーでございますので、その分ですね、多分最初の段階で、オープンする最初の段階でもっと早く踏んでですね、もっと早くやれば滑れるんでなかったのかという判断かと思いますが、その分については私ども十分現場を見ながらですね、検討させていただいております。

ただ、今ご意見にありましたように、万が一そういうことがあるとたいへんなことでございますので、きちんと対応できるようなですね方策も、今後もまた検討も加えてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の陸上競技場の関係でございますが、陸上競技のトラックを使うというんじゃないくて、全面土にしてですね、ソフトボールでも使いますよとか、いろんなイベントでも使えます。あるいは町民運動会のとときとか、そういうときとか300メートルの6コースのラインを引きます。それから実業団で、実は400メートルのトラックの幅で練習をしたんだというのであれば、我々は例えばラインをひくとか、パイロンをおいてですね、そういうかたちで多目的に使っていただくというようなことを考えておりまして、完全にそのトラックにつなぐということでは、まず、いってございません。

ご質問にありましたきちんとしたですね、400メートルをどの程度とれるのかというそのシミュレーションですね、加えてまた検討もしてまいりたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

副委員長（黒澤 誠君） 菊地委員。

委員（菊地康雄君） スキー場の圧雪のことについてもですね、毎年同じような苦情が聞かれるわけですよ。今後そのようなことのないように、どうかたちでお客様の、あるいは町民の意見を集約するのかということ、スキー場の中でもできるように、私も又聞きですので、詳しいその状況は分かりませんから、的確な対応ができるようにしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 今、ご意見にあったように、私ども、お客さんの意見をですね、要望意見を直接聞けるような方法も検討してまいりたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 私はページ数は言えないんです。なぜかというと高久委員長の教育行政執行方針の中での質問をさせていただきたいと思うんです。2点でございます。

まず、リバーサイドパークゴルフ場、オープン4月29日、クローズ10月29日というように、しっかりとうたわれております。昨年からみますと約1か月ぐらい多くなったんでしょうか、これもですね、利用されている皆さんがたの声を、まあ、教育委員会のほうに申し上げて、ようやく1か月伸びたのかなと。

私は少なくともですね、雪の降るまではやったほうがよろしいんじゃないのかな、と申しますのはですね、十勝川の向こうの千代田温泉の所にですね、民間のパークゴルフ場があるんです。そこはですね、その各町村がクローズをいたしますというと、だいたい1日170、180人の人が来るんだそうですよ。そこは、夜間もできるようにしておりましてね、1回やりますと300円取っているんだそうですが、そういうような大盛況を博しているんだそうです。

私は思うんですけれども、雪さえ降らなかつたらですね、これだけのいい施設なんですから、利用できるうちはさせたほうがよろしいんじゃないのかなということで、前にも質問させていただいた経緯があるんですけれども、その辺、このようにうたってしまえばですね、お役所式でいきますというと、ぴちっとやめて終わりということになるんでないかと思うんですが、その辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

ビーバーについてであります。これは恐らく5月から10月までというように決めておられるんでしょうけれども、確かに管理経費節減のために、努力をされますというようにうたわれているわけでございますけれども、決して無駄なものは使っていないというように理解はさせていただいておりますし、ただ鹿追町、それから芽室町、これが通年、営業しているということでございますね、どうして新得はできないのかという声があるわけです。やはり、今申し上げましたように、経費がかかるからということが最大の原因でないのかなというように思うんですけれども、その辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 1点目の、サホリリバーサイドのパークゴルフ場の開設期間の関係でございますが、ご質問にあったとおり前と後ろ延長させていただいております。この開設につきましてもですね、最初からたくさんの要望があるから、できるだけ早く開いて、遅くまでやろうというようなかたちでさせていただいております、ただ今の雪の状況でございますね、4月29日のオープンがですね、たいへん心配されますので、現在融雪剤もですね、散布について手配をしているところでございます。

ご意見にありました雪の降るまでということでございますが、降雪時にですね、物理的に使えなくなるまで、前もご意見いただきましてご答弁申し上げましたけれども、その間に霜がきてですね、たいへん芝が弱っている段階で人間が踏みつけることになりましてですね、たいへん芝にダメージを与えてしまいますので、なかなかそこまで踏み切るのはいかがなものかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の町民温水プールの利用、通年にできないかというようなご意見か

なと思いますが、プールの利用につきましてはですね、7月と8月がピークになってですね、富士山のように極端な利用状況にございまして、10月になりますとほんとうに利用が少なくなります。

これが私どもですね通年開くことによって、この下がった利用状況が上がるというようなこう見通しというのが、他のプールをみてもですね、特定のかたについては、確かに健康づくり等のためにですね、通年が望ましいというふうに考えますが、私ども逆に、ご承知のとおり冬期間開くということになりますと、また暖房費もたいへん夏場よりもかかるというような状況にございまして、そういう関係もあって通年の開設はいたしかねるというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） パークゴルフ場、これはやはり今、課長の答弁の中にもありましたけれども、町民の健康管理のために、こういう運動施設というものをお造りになったわけにございまして。そうしますとですね、芝が大事なのか町民の健康管理が大事なのかというと、やっぱり僕は芝なんていうのはですね、踏みつければ踏みつけるほど丈夫になるというように聞いているんです。

それは、サホロゴルフ場だってですね、使用できなくなるまで使わすわけですから、そういう点からいくとですね、そう心配したことはないのではないのかというように思っているんです。ですから、できれば日にちは決めないで、できるだけ利用してもらおうほうが、町民のためにもなるんでないのかなというように思うんですがいかがでしょうか。

それから、プールについてはですね、これは私も十分、半年間で3,800万円ぐらい使うわけですからね、ですからそれはたいへんだなと思いますけれども、ただ他町村どうしてできるのかなと。なぜ、新得はできないのかなという素朴な疑問を持つ町民もいるわけでありまして、もちろん金のかかることなんだよというようには言っておりますけれども、なかなかそんなことは承知で建ててくれたんでないのかというような反論もあります。

ですけれども、実際はですね、今、言ったように、7、8月をピークにだんだんだんだん減っていくという状況をみたらですね、それはやっぱり無理かなと思いますけれども、そういったことで町民の中にも、そういう意見のある人がいるということですね、理事者側もよく知っておいていただきたいなと思うわけです。そういうことで、ひとつまた答弁をよろしくお願いします。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 長い間ですね、使わしてほしいというような意見は何人のかたからも聞いております。ただですね、ご承知のとおり、たいへんこのサホロリバーサイドのパークゴルフ場につきましてはですね、町外の利用が実はたいへん多い状況にございまして、昨年の実績でいきましてもですね、約40パーセントのかたが、町外のかたが今利用をいただいております。それから昨年の収入の約60パーセントをですね、町外のかたが占めるという、実はたいへん町外のかたにもご利用いただいている部分にございまして、ぜひこれにつきましてはですね、たいへん芝がいいというようなことで、ほかのところですね、まだ無料の施設が多い中でわざわざお金を払ってですね、ここまで足を運んでいただけるというのは、やはりコースが魅力的であるというふうに考えております。

ただご意見なんかもですね、十分専門家のかたのご意見も聞きながらですね、可能な限り使っていただけるようなかたちで、また検討も加えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

2点目のプールの通年使用につきましてはですね、同じようなことの繰り返しで申し訳ございませんが、たいへん費用のかかることでございますので、なかなか通年についてはですね踏み切れないということですね、これはそういう声を私ども聞いてございますので、こういうかたちでのご理解もいただけるような方法もですね、含めて検討を加えてまいりたいというふうに、ご理解をいただくような方法を、また考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 一つご提案を申し上げたいわけでございますけれども、今、こういうスポーツ施設というのは、健康管理との関係というのは非常に大きなものがあるわけでありまして、このパークゴルフ場が、今、新得町に4か所ですか、4か所あると思うんです。

十勝一高い医療費だというような記事が出たことがありますけれども、それですね、私がかねがね思っていたんですけれども、このパークゴルフをやる人口が増えたというのと、その健康のほうと、医療費の関係ですね、これがどういう具合になっているのかなというの、これ調べる方法ないのかなと思ったことがあるんです。

やっぱり、私どもが調べるといってもこれは限度がありますし、そういった面ですね、一度そういう関係をですね、なにかお話しをお聞きしますという、帯広市で専門にそれを研究しているというように聞いておりますので、そんな関係等ともですね連絡をとって、一度その計算をしていただきたいなど、このように思っているんで提案をさせていただきます。

副委員長（黒澤 誠君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 勉強させていただきます。

副委員長（黒澤 誠君） これをもって、第10款、教育費を終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 午後1時まで休憩いたします。

（宣告 11時58分）

副委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時00分）

副委員長（黒澤 誠君） 次に、予算書の153ページをお開きください。第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費の審査を行います。153ページから155ページまでの第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費を終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に、予算書の156ページをお開きください。156ページから169ページまでの、歳出関連の各種明細書、4給与明細書から、6地方債明細書までについてご発言ください。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって、一般会計歳出の予算質疑を終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に条例の審査に入ります。議案第22号、町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[税務課長 秋山 秀敏君 登壇]

税務課長（秋山秀敏君） 議案第22号、町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。22ページ下段を御覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、地方税法の改正に伴いまして、納期限の翌日から1か月までの期間の町税条例の延滞金の割合を既に改正をいたしておりますが、このため、使用料等の町税外収入金の延滞金の割合も、これに準じて改正しようとするものであります。

改正内容であります。納期限後、1か月までの期間の延滞金の割合を、税と同様に当分の間の措置といたしまして、前年の11月30日現在の公定歩合の率に4パーセントを加算した割合が、7.3パーセントに満たない場合につきましては、その年内の延滞金の割合を、公定歩合の率に4パーセントを加算した割合とするものでございます。

この改正によりまして、納期限後、1か月までの期間の延滞金の割合は、現行7.3パーセントが、平成12年度につきましては、年4.5パーセントということになります。

なお、納期限後、1か月を超える期間の延滞金の割合14.6パーセントは変更ございません。この改正によりまして、収入金額にはあまり影響がございませんが、税金のほうとの率の統一を図ったものでございます。

条例本文に戻りまして、第1条は、町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部改正でございます。

第2条は、公共下水道受益者負担金条例の一部改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成12年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[税務課長 秋山 秀敏君 降壇]

副委員長（黒澤 誠君） これから、質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって、議案第22号の質疑を終結いたします。

副委員長（黒澤 誠君） 次に、一般会計の歳入の審査を行います。予算書の12ペ

ージをお開きください。第1款、町税の審査を行います。12ページから16ページまでの、町税全般についてご発言ください。藤井委員。

委員（藤井友幸君） 直接ページには関係ございませんけれども、現在ですね、差押え物件があるかと思えますけれども、何件ぐらいあるのかお知らせをいただきたいと思えます。

副委員長（黒澤 誠君） 秋山税務課長。

税務課長（秋山秀敏君） お答えいたします。現在、土地建物などの不動産の差し押えにつきましては8件ございまして、最近1件納入されましたので、現在、差し押え中は7件ということでございます。また、所得税などの国税還付金の差し押えが7件ございまして、合わせて14件ということになってございます。

副委員長（黒澤 誠君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） それでですね、その8件のうちですね、なんて言いますか競売なんかかけた経緯がございましてか。

副委員長（黒澤 誠君） 秋山税務課長。

税務課長（秋山秀敏君） お答えいたします。差し押えされている物件につきましては、ほとんどが国税のほうの差し押えもなされておりまして、民間のですね金融機関等の抵当にも入ってございまして、町独自で競売等はいたしておりませんけれども、裁判所のほうでですね、競売をするような場合につきましては、交付要求等を行っております。

副委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって第1款、町税を終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に予算書の16ページをお開きください。第2款、地方譲与税から、第11款、使用料及び手数料まで一括して審査を行います。16ページから22ページまでについてご発言ください。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって第2款、地方譲与税から、第11款、使用料及び手数料までを終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に予算書の23ページをお開きください。第12款、国庫支出金、第13款、道支出金まで一括して審査を行います。23ページから31ページまでについてご発言ください。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって第12款、国庫支出金、第13款、道支出金までを終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次に予算書の31ページをお開きください。第14款、財産収入から、第19款、町債まで一括して審査を行います。31ページから39ページ

までについてご発言ください。高橋委員。

委員（高橋欽造君） 普通財産の貸付料率ということで、町長、非営業については4パーセントを5パーセントに。営業については、6パーセントを7.5パーセントというように、徐々に改正しようとしていこうというお考えを述べられておりましたですね。

それで私、かねがね思っていたんですけれども、普通財産を貸し付けたときに、軽微な修理費は借り主の負担というように契約書にはうたっているんですね。そこで、軽微というのは、どの程度を言うのかということで、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答え申し上げます。軽微な修理と契約書にうたっておりますが、構造の根幹に関わるか関わらないかが、判断の基準になるのかなというふうに考えております。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） ちょっと、分かったような分からんようなことなんです。それですね、私は確認をいたしたいんですけれども、たまたま、いつの質問のときか、渡邊議員がたしか、例のバイオさんで借りた建物についての質問をしたことがあるというように思っているんですが、あのときですね、バイオさんで家賃が高いからなんとか、少し軽減してほしいということで町に図ったんですね。

そうすると町は、それじゃあ半分にしようということで半分にされました。私どもも聞いていたのは、半分というから半分、その家賃も半分になるのかなとそう思っておりましたら、その仕切ったお金をですね額をですね、家賃に振り掛けたんですね。たしか、あれ250万円ぐらいかかったはずなんです。

そういうのは軽微というのかな。それからそういうものというのは、家賃に振り掛けないといけないのかなという疑問を抱いているもんですから、その辺どうなんでしょうね。お答えいただきたいと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。ご質問のバイオの関係ですが、家賃を半分にするということは、貸し付けの面積も半分にすることで、言ってみれば相手方の都合によって仕切ったというふうに、仕切りをしたというふうに理解をしております。普通財産につきましては、あくまでも、私法上の契約と申しますか、相手方の都合によって改造とか間仕切りとかする場合は、相手方の負担というふうになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 私の考え方が違っているのかもしれませんが、家賃を軽減してほしいと、こう言ったわけですね。そうすると町はそんなにあれなんだから、じゃあ軽減する方法としてはこういう方法があるよと。じゃあ半分に仕切っちゃおうという、たいへん親切な、僕はお考えをさせていただいたのではないのかなと思っているんですね。

ところが、その仕切り賃が家賃に跳ね返るというのは、僕はいかがなものなのかな。それから、その後になにか屋根、雨漏りがしたと、屋根を直してくれと言ったら300万円ぐらいかかるよと。それも家賃に跳ね返るよというお話がされたやに聞いているわけですね。そうするとですね、あの会社もそろそろなくなるでしょうから、私はまあ、そんなどうでもいいんですけれども、ただし、やっぱりこれからですね、そういうような

ことが絶対生じないとは限らないと思うんですね。

僕はやっぱりね、それは間違っているんじゃないのかなと思うんです。屋根を修理するというのは絶対軽微じゃない。これはやはりですね、貸し主が負担すべき問題でないのかなというように思っているんです。ですから、せっかく家賃を半減にさせていただけるもんだと思っていたら、それもプラスされ、けっきょくはですね、ほんとうに微々たる軽減しかされなかったと。それでも、感謝はしていましたけれどもね。

だけでも、僕はやっぱりそういうようなことはですね、ちょっと考える必要があるんでないのかなと。これは法律的にこうやって決められているということはないと思うんですね。法律にしたって人が要するに作るわけですから。やっぱり、そういうなんていうんでしょうか、合わないことはですね、やはり改正されるべきでないのかなというように思うんですけれども、いかがでございましょうか。

副委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。バイオにつきましては、当初の貸し付けの条件というか、その経緯というのは、あまり私もよく覚えているというか分かってないわけですが、聞くところによりますとその当初貸し付けしたときに、この建物は高いですよという、貸付料がですね高いですよという話をして貸し付けして、それでもいいですよということで了解して、借り受けていただいたという話を聞いております。その高いということで、軽減の申し出があって間仕切りをして半分にして、家賃も下げたのかなというふうに思っているんですが、そういう経過の中で家賃を下げるために間仕切りをしたもんですから、相手方の負担ということで、それは使用料に上乘せをしているものだというふうに思っております。

もうひとつ、屋根の修理の関係ですが、雨漏りというか、すが漏りの関係なんです、その年、年によって雪の量とかによって、すが漏りも発生するのかなというふうに思っているわけですが、あくまでも他の貸し付けとの絡みもありますし、町の貸し付けは、そういうふうに私法上の契約というか、相手方の負担ということでやっておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。ご指摘いただいたことにつきましては、今後、検討はしてみたいとは思いますが、ご理解をいただきたいなと思います。

副委員長（黒澤 誠君） 暫時、休憩いたします。

（宣告 13時17分）

副委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開いたします

（宣告 13時21分）

副委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

副委員長（黒澤 誠君） これをもって第14款、財産収入から、第19款、町債までを終わります。

副委員長（黒澤 誠君） 次いで、予算書の1ページ平成12年度新得町一般会計予

算から、11ページ歳入歳出予算事項明細書までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

副委員長(黒澤 誠君) これをもって、議案第17号から議案第22号まで、及び議案第28号の質疑を終結いたします。

副委員長(黒澤 誠君) 次に条例の審査に入ります。議案第23号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。西浦住民生活課長。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長(西浦 茂君) 議案第23号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。24ページをお開きください。

提案理由でございますが、介護保険法の施行に伴い、国民健康保険が改正されたので、それに伴い本条例を改正するものであります。

本文にまいりまして、改正内容でございますが、第6条、第7条につきましては金額の単位の表示を、円単位から万単位に文章の整理をさせていただきました。

第12条、失礼しました。第11条、第12条は罰則規定でございますが、国民健康保険法で条例で罰則の規定を設けることができると、規定されておりますが、今回、介護保険法の第1号被保険者と同様の規定とするため、国民健康保険法が改正されましたので、条項が改正されましたので、適用項目の改正と過料額を2万円から10万円に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成12年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[住民生活課長 西浦 茂君 降壇]

副委員長(黒澤 誠君) これから、質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

副委員長(黒澤 誠君) これをもって、議案第23号の質疑を終結いたします。

副委員長(黒澤 誠君) 引き続き条例の審査を行います。議案第24号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[税務課長 秋山 秀敏君 登壇]

税務課長(秋山秀敏君) 議案第24号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、平成12年4月1日より介護保険法が施行されるのに伴い、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの、介護保険第2号被保険者の保険料を定めるために、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。

1の第2条の改正は、国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者の国民健康保険税額を今までの医療費分に加えて、今回、新たに課税されることになる介護保険料

との合算額とし、その介護保険料の算定方法につきましては、従来の医療給付費分と同様に所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4つの区分により算定した額の、合算額とするものでございます。

6の第6条の追加は、介護保険料の所得割額の税率を0.6パーセントに定めるものでございます。これによりまして、33万円の基礎控除額を控除した後の総所得金額に0.6パーセントを乗じまして、その額を算定するものでございます。

次のページをめくっていただきまして、7の第7条の追加は、介護保険料の資産割額の税率を、6パーセントに定めるものでございます。被保険者の固定資産税額のうち、土地及び家屋にかかる部分の額に6パーセントを乗じまして、その額を算定するものでございます。

8の第7条の2の追加は、介護保険料の被保険者均等割額を、一人につき5千400円とするものであります。

9の第7条の3の追加は、介護保険料の世帯別平等割額を1世帯当たり3千800円とするものでございます。

11の第10条、第7項及び第8項の追加につきましては、介護保険料の月割課税の取り扱いを定めたものでございまして、賦課期日の4月1日を過ぎてから、介護保険の被保険者となった場合は、被保険者となった月から月割課税額を行います。

また、被保険者であったものが賦課期日後に被保険者でなくなった場合につきましては、被保険者でなくなった月の前月まで課税するものであります。

13の第13条、改正前で申しますと第10条の改正につきましては、介護保険料にかかる低所得者軽減を定めたものでございます。

6割軽減対象者は、均等割額を一人につき3千240円、平等割額を1世帯2千860円減額するものでございます。4割軽減対象者につきましては、均等割額を一人につき、2千160円、平等割額を1世帯1千520円それぞれ減額するものでございます。

なお、介護保険料の限度額につきましては、今回の条例改正には入ってございませんが、7万円ということで、現在、地方税法改正案が、現在、国会で審議中でございますので、3月31日付けをもって本町の限度額も7万円とすることで、条例改正を専決処分でさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

したがいまして、限度額につきましては、従来の医療費給付分52万円に、介護保険分の7万円が加わりまして、合計59万円とさせていただくものでございます。これらの改正によりまして、平成12年度の介護保険料の課税額は、総額で1,335万4千円、一人当たりで、年額1万3千968円。月額になおしますと、1千164円となる見込みでございます。

なお、納付につきましては、従来の国民健康保険税と合算して、一緒に納付していただくということになります。

附則といたしまして、この条例は平成12年4月1日から施行するものでございます。なお、条例本文の説明は省略をさせていただきたいと思っております、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[税務課長 秋山秀敏君 降壇]

副委員長（黒澤 誠君） これから、質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

副委員長(黒澤 誠君) これをもって、議案第25号の質疑を終結いたします。
失礼いたしました。議案第24号の質疑を終結いたします。

副委員長(黒澤 誠君) 暫時休憩いたします。吉川委員長と交代いたします。
(宣告 13時31分)

委員長(吉川幸一君) 休憩を解き再開いたします。
(宣告 13時32分)

委員長(吉川幸一君) 予算書の170ページをお開きください。次に議案第29号、平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行います。170ページから186ページまで一括してご発言ください。金澤委員。

委員(金澤 学君) 182ページ、19節、そこに出産育児一時金として300万支出しておりますが、私ちょっと、どこで聞いていいか分からないので、これに関連してその少子化対策について、ちょっとお聞きしたいと思います。

執行方針では前段で町長も少子化対策はたいせつだと言っておりますが、具体的にどのような施策を執るおつもりなのかをお聞きしたいと思います。

委員長(吉川幸一君) 長尾企画調整課長。

企画調整課長(長尾 正君) 少子化対策でございますが、今年度、新規のものとしたしましては、子育て支援事業を実施いたします。従来のものでございますが、保育所の閉所時間が延長、一時預かり保育の実施、地域との交流並びに在宅児との交流、骨粗しょう症検診の継続、これは新得高校の女子生徒を対象にいたしております。またチャイルドシートの貸付制度、公園の整備、持ち家住宅の促進、宅地の分譲、入学資金の貸付制度などを実施いたしております。

委員長(吉川幸一君) 金澤委員。

委員(金澤 学君) 若いお父さんお母さんに、こういろいろお話を聞きますと、例えば2人いる家庭で、もう一人つくるためには、つくる気ありませんかとか聞くんですね、たいていのお父さんお母さんはやっぱり不安なんですね、すごくて。それで町としては、けっきょく2人の夫婦から2人の子どもでは、子どもは増えないわけですよ。3人目、4人目産んでいただかないとだめなわけですよ。

そのためにはですね、もっと、そのなんぼセミナーやろうが講習会やろうが、そんなこと効き目ないと思うんですよ。ですから、例えば児童手当を大幅に引き上げるとか、それから税金をうんと安くするとか、それからなんですか、例えば公営住宅を優先的に入れて、その家賃を軽減するとか、そういう思い切ったことをやらないと効果ないと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長(吉川幸一君) 長尾企画調整課長。

企画調整課長(長尾 正君) 少子化対策につきましては、国が実施しなければならぬもの、また地方が実施できるもの、2とおりに分かれておるのかなというふうに思っております。新得町としては少子化対策にかなり積極的に取り組んでいるというふうに考えております。

今、お話の児童手当とか、税金の面のお話もございましたが、税金の部分での減免というのは、税法上できないのかなというふうに考えております。児童手当の増額というのは、やってやれないわけではないわけですが、かなりの財政負担も伴いますので、現状では考えておりません。

委員長（吉川幸一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

委員長（吉川幸一君） 予算書の187ページをお開きください。次に議案第30号、平成12年度新得町老人保健特別会計予算の審査を行います。187ページから194ページまで一括してご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第30号の質疑を終わります。

委員長（吉川幸一君） 次に条例の審査に入ります。議案第25号、介護保険条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

〔保健福祉課長 浜田正利君 登壇〕

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第25号、介護保険条例の制定についてご説明を申し上げます。

40ページを御覧いただきたいと思います。

まず提案理由といたしまして、本年4月1日からの介護保険法の施行に伴い、第1号被保険者の保険料等について定めることを目的に、本条例を制定しようとするものです。本文に戻っていただきたいと思います。

まず第1条については、保険者である新得町が行う介護保険について、法令以外はこの条例で定めることを明記しています。

第2条は、65歳以上のかたの平成12年度から平成14年度までの3年間の保険料を政令に基づく、5つの所得段階別の保険料率について年額で設定をしております。月額にすると、この間いろいろ説明している、いわゆる平均的な部分ですけれども、第3号というところですが、これが2千600円になるという意味でございます。

続きまして、第3条は、年金から徴収できないかたの納期を定めており、第1項は一般的な納期で国民健康保険税の納期に合わせております。

続きまして、第2項については、年度途中で65歳になったり、転入、転出などの場合などの納期を別に定めるということにしております。

第3項については、保険料の納期ごとの計算について、100円未満が出た場合は、その金額については、最初の納期に納付するということを明記しております。

第4条、第1項から第3項までは、賦課期日である4月1日を過ぎたときの取り扱いについて、月割で保険料を計算することと定めています。

第4項は、算出された保険料の額について、100円未満については切り捨てるということにしております。

第5条については、保険料の額が決まった場合は、本人及び連帯納付義務者である世帯主並びに配偶者にも通知するというを表しております。これについては、前段の第3条でも同様としております。

第6条については、納期までに納付ができないかたへの督促について定めております。

第7条については、延滞金の取り扱いについて定めております。

第8条及び第9条については、保険料の徴収猶予並びに減免の取り扱いについて定めております。なお、取り扱いにかかる際については、今後、管内の状況をみながら定めたいというふうに考えております。これは規則もしくは要綱かなというふうに思っております。

第10条については、第2条における5段階の保険料を決定するにあたり、本人及び世帯の課税の状況を把握するため、申告をしていただくことと定めています。なお、給与支払報告書及び確定申告等については、申告がなされたものとして取り扱うこととしております。

第11条から第15条については、罰則規定ですが、違反があれば10万円以下を基本に過料を課すとしております。なお、情状により町長が定めるということについては、これもさきほどと同じように、管内の状況をみながら課していきたいというふうに考えております。

第16条は、規則への委任です。

附則といたしまして、第1条で、本年4月1日からの施行を定めております。

第2条においては、保険料の軽減にかんがみ、平成12年度から14年度までの年度ごとの特例保険料を、年額でそれぞれ定めております。

12年度は、条例第2条の4分の1相当額ということになります。同じく13年度は4分の3相当額というふうになります。

また、本町が介護報酬を、いわゆる特例加算ということで15パーセント加算される地域になっております。このことからですね、14年度においても相当額を軽減することで定めております。特例加算のないところについては、12、13年度の2年間で終わりという意味になります。

第3条では、12年度納期及び13年度の納期並びに納期ごとの保険料設定の方法を定めております。

第4条、それから第5条においては、平成12年度、13年度保険料が特例のため、資格の取得それから、喪失等があった場合についての計算方法を細かく取り扱いについて定めております。以上であります。

以上よろしくよろしくご審議のほどを、お願い申し上げます。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

委員長(吉川幸一君) これから質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。藤井委員。

委員(藤井友幸君) ちょっとお尋ねをいたします。第8条の1項、2項、3項、4項にですね、著しくという条文があるわけでございますけれども、この著しいというのは、どのような判断になるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

委員長(吉川幸一君) 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長(浜田正利君) お答えをいたします。これは、第9条の減免にも関わってきますんで、一緒にお答えをしたいと思っております。結論からいいますと、さきほどお

話したように、管内の状況を見てというのが今の判断なんですけれども、判断基準として今、思っているのはですね、前年度の所得それから被害の程度。それから仮に死亡された場合についてはその死亡の原因。これが病気によるものなのか、災害等事故によるものかといった部分からとっております。

後ですね、障害の場合については、その障害の程度によるものというふうに考えております。これについては、管内の状況がまだ出そろっておりません。今の段階でですね、帯広市がかなり先行したかたちでやっているんです。それがあある意味では基本になっていくかなというふうに考えています。

委員長（吉川幸一君） 藤井委員。

委員（藤井友幸君） 今、言ったですね、この軽減の部分でございますけれども、これは規則かなんかで定めますか。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 規則もしくは要綱で定めていきたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第25号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 引き続き条例の審査を行います。議案第26号、介護給付費準備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

[保健福祉課長 浜田正利君 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第26号、介護給付費準備基金条例の制定についてご説明いたします。次のページを御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしまして、介護保険特別会計において生じた決算剰余金のうち、保険給付費分についてのみ、次年度以降の保険給付費において、赤字が生じた場合の財源に充てることを目的に積み立てるため本条例を制定するものです。なお、いただく保険料は、3か年の保険給付費を平準化した金額で算出しております。

このことはですね、支出する保険給付費が12年度よりも13年度、13年度よりも14年度と増えていくということをご予想して、理論的には12年度については剰余金が出ると、そういう予想をしております。

なお、本年度の予算では、464万8千円をとりあえず予算計上しておりますが、最終的には決算見込みもしくは決算後というところで、金額の取り扱いは決まるかなというふうに思っております。

本文の説明については、財政調整基金等と同様なので省略をさせていただきます。

附則といたしまして、本年4月1日からの施行を定めております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

委員長（吉川幸一君） これから質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第26号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 予算書の195ページをお開きください。次に議案第31号、平成12年度新得町介護保険特別会計予算の審査を行います。195ページから207ページまで一括してご発言ください。宗像委員。

委員（宗像一君） ちょっと、直接、介護保険の関係じゃあないんですが、この間いただいた老人保健福祉計画と介護保険事業計画というのが、いただきましたわね。これ、福祉センターを建てる前にいろいろと私どもも、委員会において検討していた状態の中では、あくまでも自立した健康な人が、病気にならないようなかたちというのが、いろいろとこの介護保険の関係で、こういった計画ができたわけだということは認識するんですけども。

ちょっと、なんていうんですか、デイサービスの関係がね、やすらぎ荘でやっていたのが、結果的にはなんかなごみのほうでやるようになったというようなことを、ここに、こう書いてあるんですが、これは向こうのやすらぎのほうは、ちょっと、やっぱり無理な状態があるんですか、ここら辺でちょっと。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） どこからお話すればいいかあれなんですけれども、まずその介護保険というのは、あくまでも一つは経営というのが大前提。そのうえで介護保険以外のかたについては、いわゆる福祉サービスということで、補助事業の中で政策的にやっていくという、この2本立で過去も現在もあるかなと思っております。そのうえでですね、やすらぎ荘がこちらに来てやっていくというのは、あくまでも大きな視点というのは、やはり問題というのは経営にあったかなというふうに理解をしております。

なお、今年度の予算においてもですね、初年度ということもあって、経営に対する不安というのが、この間やすらぎとの間でいろいろありました。そういう意味で、初年度の経営支援ということで予算措置をしていると。それが結果的に裏付けられているのかなと思ってますけれども。介護保険プラス、それから補助事業の自立を併せた中で、やすらぎ荘自身がですね、事業者としてなごみで経営していくほうが、現段階ではやはり、経営として成り立つというのが結論かなというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像一君） そうしますと、自立する人だとか、それに当てはまらない、ようするに健康であってほしいというような人たちの願いであって、そこのあれでやっていったのと一緒にやっていくようなかたちですか。そしてやる人は、もう1点、やる人はですね、結果的にはここで日帰りのそういった自立したような関係の人は、社会福祉協議会でやるんだというふうに、こう私ども記憶してたんですけども、それがやすらぎとの関連。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 経過からお話したほうがいよいやうなんで、経過からお話いたします。保健福祉センターの検討委員会というのが、平成8年の2月からずっと何回かやってきております。最終的には12回を数えております。この検討委員会の論議の中をみますとですね、保健福祉センターでは、いわゆる虚弱の老人、それから痴ほうのかたを対象にしたデイというのが、最初あったように承ってます。

その後ですね、やすらぎがすべてをセンターの中で、いわゆる介護保険の対象者も含めてですね、やっていくということも一時論議の中にあつたようです。その後、二転三転しているというのが現状のようですけれども、各議員のほうに説明をしているのは、やすらぎ荘で現行やっているものについては、介護保険の中でやると。保健福祉センターについては、いわゆる自立とそれから地域リハビリと。ということで2本立てで、この間きてたというふうになっているかなと思っているんですけれども。

その後ですね、介護保険自体がですね、国の方針がなかなか見えない中での論議というのが、検討委員会の論議かなというふうに思っています。それを受けてですね、財政的な問題を考えると、やはり今の段階では保健福祉センターのほうでやるのがいちばんと。これはですね、受け皿の問題も考えても、今のやすらぎでやるよりも、やはり広いということを考えれば、介護保険の認定を受けたかた、もしくは自立のかたを一緒にしたとしても、当分の間はやっていけるというのが経過かなというふうに思っております。以上でございます。

委員長（吉川幸一君） 宗像委員。

委員（宗像 一君） こうなんか、最初のおそこに建てるときのね、検討されたときのあれでは、おふろも男女2つ別々にあるのを、ある程度やすらぎもやっているんですから、そういったことで一つのふろにして時間帯で割って、あれしたらいいんじゃないかということで検討した記憶もあるもんですから、そういうかたちを考えて一つにしてですね、そちらのほうの関係と全部賄っていくのにどうなのかなと。

この資料を見るとだんだんと、年々増えますよということが、完全に書いてあるわけですが。そういった意味において、そういったかたちの中であれ造ったものではないと私、記憶しているもんですからね。ですから事務所もなけりゃ、ふろもそういったかたちでたいした広くないだろうなとこう思っていたもんですから、ちょっと、こう読んでいるうちに、そういったこと、ちょっと疑問に思ったもんですから、あれしたんですが。

そういった対応はいちおう考えながら、今後進めていかなければいけないという解釈をしなければいけないということですか、そこら辺ちょっと。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） まず、当初お話ししていたことがかなり変わったという意味で、ある意味でコミュニケーション不足ということについては申し訳ないなというふうに思っています。なおかつですね、今後の見通しという観点からいきますと、我々の机の上での計算ですけども、そのとおり推移すれば宗像委員がお話したとおり、1か所では間に合わなくなる可能性というのが大きいかなというふうに思っております。

そのことがですね、すぐやすらぎ、それからなごみということになるかというのは、ストレートにちょっと結びつかないかなと思っています。一つはやはり、地域性という問題も出てくるかなと。このことというのは、やはり屈足地区、新得地区といったような、そういった考え方も今後、検討していかなければならんかなと思っています。取りあえず今の見通せる段階では、1か所というのが選択ということになります。

委員長（吉川幸一君） ほかに、廣山委員。

委員（廣山麗子君） 今の話ですと、なごみの中で介護保険の適用になるそのサービスと、介護保険枠外のサービスも、一緒にやられるということで理解をしてよるしいんですね。そういった中でね、今、サービスについて、これから需要がどん

どん出てくるかと思うんです。ホームヘルパー事業につきましてはね、家に中に他人を入れるということは、非常になんて言うんですか懸念している部分があって、それよりも家から出ていくかたちのデイサービスの利用のほうが、これからどんどん深まっていくのかなと思うんです。

最近いろいろ出てます介護計画のモデルプランですか、それを見ますと、要支援であってもデイサービスの利用が2回利用されてあったり、要介護度を3にしても3回、痴ほうの高齢者であれば4回、5回内のデイサービスが1週間ですね、利用されているモデルプランがけっこうあるんですけれども、そういったサービス量の問題については、足りていくのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） この間、何回かお話しているとおり、ケアプランというのが最終的な詰めをしております。その中で一部をかいま見ますとですね、やはり今まで1回だった人が2回、3回というかたもいらっしゃるのが見えてきてます。そのうえでですね、デイサービスを必要量のとおりやっていけるかどうかというのはですね、今の段階は、私、間に合うと思ってます。

ただ、さきほど宗像委員に話したように、これがじゃあ将来までと言われると、今の段階ではちょっと不安もあります。それはさきほども言ったように、それがもしかしたらそれが2か所と。それが地域性の2か所になるかもしれないし、新得での2か所になるかもしれないけれども、住民のサービスに対する要望がですね、大きければ大きいなりに担当としては、サービスの供給量を確保していくというふうに、がんばりたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） それとデイサービスの問題もそうですけれども、訪問看護の問題も、今、介護保険の中では、清水町の訪問看護ステーションを利用してということなんですけれども、望みどおり利用できるのかどうか。それと、あと芽室町の老人保健、老健のりらくですか、その利用も他の施設を利用してということなんで、新得町のその需要に見合った分、利用できるのかもどうかも、非常に大きな懸念するわけですけれども。こういったいろんな、これから動くことによって、いろんな不満だとか苦情が出てくると思うんです。そういった不満、苦情の窓口というのは、ちゃんと設置されるのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 不満ったら変ですけれども、これですね、石本委員のときにもお答えしたかなと思っているんですけれども、やはり権利を行使するという意味での、それを円滑に進めるという意味での方針、行政としての体制と。それから廣山委員の言われた、ある意味でのサービスに対する苦情の受け入れ窓口といったものはですね、やはり総体的にこう考えていかなければならんと思っています。

それで、じゃあ、今の段階でじゃあ具体的にどうだって言われたら、ちょっとお話し申し上げられない部分もあるんですけれども、間違いなくそういう意味での窓口については設置はしていくということで、今、準備は進めています。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 役場のそういう窓口になるというのは、在宅介護支援センターが、今は24時間体制でね、町民の相談を受けて対処するようなかたちになって、そう

いった所がかなめになるのかなと思うんですけれども。まず、利用者、家族のかた、町民サイドでねそういった例えばケアマネージャーさんにしても、事業者ですか、事業者のところへ直接、苦情を申しつけるというのは、やっぱりたいへんな部分かなと思うんです。

そういった中で、より身近な人に自分の抱えている不満だとか、苦情を話すようなかたちになるのが、いちばんいいのかなと思うんです。そういった中で、役場の苦情窓口を持っていく段階です、地域にいらっしゃる民生委員のかた、あと福祉委員、町内会長さんでもありますけれども、そういった人たちに対するその説明会ですか、町では何回か説明会やられていると思います。でも、なかなか集まってくる人たちが少ないと聞いております。

なかなか私たちも聞いても難しく、ほんとうに細かい部分についてはよく分からないんですけれども、例えば地域の中で相談受けるにしても、ある程度知っている中でね、行政のほうにつなげていける部分があると、もう少し行政で受ける意味合いもね柔らかくなっていくのかなと。その前に対処できる部分は、地域の中で対処していけるのかなとかたちもね、まああるんですけれども。

そういった中で、そういった人たちに対する働きかけというんですか、講習会とかそういうことも、これからどんどんねもっていかなければ、なかなか全部行政頼みとかたちにはならないと思うんです。そういうことも踏まえて、今後に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと同時に情報ですね、情報がなかなかこう分からない。私たちこれ見てもね、果たしてデイサービスが新得町で受ける場合には、いくら金額を納めたらいいのかなという部分がなかなか分かっていかない。実際に今、デイサービスに通っているかたちも、全然分からないとかたちも実はいます。家族ももちろんそうなんです。

だから今、いろんな資料、いっぱい新聞なんかの報道されますけれども、細かい部分ってなかなかこう、ケアマネージャーさんと相談しているのとありますけれども、計算していけない部分がけっこうあるんです。ですから新得町においてはこうだということで、町民が自らねサービスを自分で計算して、ケアマネージャーさんと話し合えるような方法も提示というか、情報提供をぜひしていただきたいと思ひます。以上でございます。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） まず、1点目の民生委員さんを含めた苦情処理ということの意見ですけれども、これについては私も同じ意見であります。今回、社会福祉事業法の改正によってですね、特に民生委員さんの存在感というのが、やはり今まで以上に増しているかなということが、結果として出てくるかなというふうに思っております。

それからもう1点の情報の提供ということについてはですね、この間も努力はしてきたつもりであります。更にですね、介護保険制度含めた、お金の問題を含めたですね、情報の提供については、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

委員長（吉川幸一君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） 1点だけけれどもお伺ひします。さきほど条例案25号。議案25号は承認だったわけですけれども、予算書の199ページですね、現年度分の保険料でありますけれども、ここに表が載っております。条例のほうの第2条では、12年度から14年度までの基本の5段階の額が決定されました。施行期日以降ですね、第

2条ではですね、平成12年度における保険料、それから平成13年度における保険料、それから14年度における保険料。13年、14年はまあ別にしてですね、条例では条例の附則の第2条ではですね金額決定しました。

これは基本の金額ではなくてですね、低い4分の1でなくて、それよりもっと低い金額が決定されました。しかし予算書のほうではですね、基本の金額で計算をされたのがああっておりますけれども、これの整合性といいますか、かたや条例では金額がこう決まったんだけど、予算書のほうはもとのというか基本の金額で上げていると。最初からもうこれは不足するのが分かっているんですね。この解離の関係については、どのようにですね、お考えなのかお伺いします。

委員長（吉川幸一君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） ご指摘のとおり、この予算でいけば不足は生じるというのが、まあ明らかです。それで予算を編成した時点とですね、結果的にこの条例を制定し終わった時点でかなり時間差がありました。我々担当のほうでですね、保険料の軽減については、あくまでも初年度は4分の3が結果的に安くなると。2年目は4分の1が安くなると。合わせて4分の4、そういう理解をしておりました。

その後ですね、条例の制定を終わった最終段階ではですね、いわゆるさきほどもちょっと説明したかなと思うんですけれども、特例加算と。これは全国の離島もしくは山村地域と、特別地域になるんですけれども、そういった所については15パーセント、いわゆるヘルパーさんですとか家庭訪問する場合に、15パーセント加算されるという制度なんですけれども、これについても国の特例交付金のほうで支援をするということが分かりました。その結果ですね、現行予算と条例については差があります。これについてはですね、補正予算の中で明らかにしていきたいというふうに思っています。

それで3か年で合わせて4分3プラス、今いった特例加算が軽減されるということで12年度、13年度、14年度の予算で基金からの繰入金と併せてですね、1号被保険者の総体の分で結果的に3年間でチャラになるという計算かなと思っております。

委員長（吉川幸一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第31号の質疑を終わります。

委員長（吉川幸一君） 暫時休憩をいたします。2時25分まで休憩といたします。
（宣告 14時08分）

委員長（吉川幸一君） 休憩を解き再開いたします
（宣告 14時24分）

委員長（吉川幸一君） 予算書の208ページをお開きください。次に議案第32号、平成12年度新得町営農用水道事業特別会計予算の審査を行います。208ページから221ページまで一括してご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第32号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 予算書の222ページをお開きください。次に議案第33号平成12年度新得町簡易水道事業特別会計予算の審査を行います。222ページから236ページまで一括してご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第33号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 次に条例の審査に入ります。議案第27号、公共下水道受益者分担金条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。常松水道課長。

[水道課長 常松敏昭君 登壇]

水道課長（常松敏昭君） 議案第27号、公共下水道受益者分担金条例の制定についてご説明申し上げます。

3枚目、47ページをお開きください。提案理由でございます。都市計画法第75条の規定に該当しない区域の公共下水道事業を実施するため、条例を制定するものです。

前のページに戻っていただきます。公共下水道受益者分担金条例、第1条では、目的でございますが、地方自治法第224条の規定に基づく受益者分担金の徴収をすることに関し必要な事項を定めることを目的としております。

第2条では受益者、第3条では分担区の決定、第4条では分担金の額でございます。この額につきましては、受益者負担金と同額でございます。第1分担区、新得地区、1平方メートル当たり312円、第2分担区、屈足地区、1平方メートル当たり190円となります。

第5条では、賦課対象区域の決定、第6条では分担金の賦課及び徴収、第7条では分担金の徴収猶予、第8条では分担金の非賦課及び減免、第9条では還付、書類の送達、第10条では延滞金の徴収等、第11条では受益者に変更があった場合の取り扱い、第12条では規則への委任を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成12年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[水道課長 常松敏昭君 降壇]

委員長（吉川幸一君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第27号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 予算書の237ページをお開きください。次に、議案第34号、平成12年度新得町公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。237ページから255ページまで一括してご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第34号の質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） 次に、別冊になっております。議案第35号、平成12年度新得町水道事業会計予算の審査を行います。収入、支出一括してご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって、議案第35号の質疑を終わります。

委員長（吉川幸一君） 以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、議案第17号から議案第35号の全議案に対する質疑はひととおり終わりますが、もし全般を通じまして質疑漏れがございましたら、この際、補足質疑をお受けいたします。古川委員。

委員（古川 盛君） 質問にあたりまして、私は公園の中でしゃべろうと思ったんですけれども、これは公園でない属しない件ということで、補足質問にさせていただきます。

実は、俗に言う町内会単位といいますが、にあるチビッコ広場の件でございますけれども、この件についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。このチビッコ広場は、子どもがたくさんいたときに造られたというふうに思いますけれども、今あまりにも、こう使われてないようで荒れている現状が多いわけございまして、その件について、お尋ねをいたします。

それで、町内ではどのような数で、まだまだと言いますか、町内会でもって、その維持されている数があるかということの一つと、それから町の位置付けというか、そのチビッコ広場ということで、まだまだいろんな名称があるのかどうか、その点お尋ねしたいというふうに思います。

委員長（吉川幸一君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。現在、町内会単位でございますチビッコ広場は、新得市街、屈足市街、農村部含めて14か所ございます。この基本的には、遊具の設置ですとか修繕につきましては町で行ってございます。管理につきましては、清掃ですとか、後そういった管理につきましては、町内会をお願いしているわけございまして、最近につきましてはですね、新たに新得と屈足の市街で、最近1か所ずつ新設されたものにつきましては、町内会からの要望でございまして、自分たちも手伝うので町も手伝っていただきたいということで、遊具ですとか、材料を町で提供して、基礎やなんかは、基礎ですとか設置につきましては町内会と町と一緒にやっていくという、そういったかたちで最近を進めてございます。

その進めていく中では、やはり町内会の意見が相当入っているものですから、最近の出来た公園につきましては、利用、大事にする子どもたちも大事にしますし、親と子どもが共同作業で造ったものですから。そういったことで、進めてございます。今後ともそういったかたちで新たに要望のあったものにつきましては、町内会ですとか関係機関やなんかも集まっていたきまして、検討会的もので作ってきたいというふうに考えてございます。

委員長（吉川幸一君） 古川委員。

委員（古川 盛君） 今、いろいろと説明ありましたので、よく分かったわけでございますけれども、地域でなんちゅうかチビッコ広場を守っていくというか、維持してい

くというわけでございますけれども、今の状況ですと私どもの近辺にも町内会単位というか、1町内会で維持されているように思われますので、周囲の町内会とともに、一つの広場を維持していくというか、育てていくというか、そういうふうなかたちでやってくれば、景観にもよくなるし、また地域的にも活用が大きくなるんでないだろうかというふうに思いますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

終わりです。答弁よろしいです。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 衛生費なんですけれども、ちょっと今、ページ数が見当らないんですけれども、ごみの焼却炉についてお伺いしたいと思います。今年、ごみの焼却炉を回収ということなんですけれども、町であっせんした焼却炉の回収なんだと思いますけれども、個人で持っている焼却炉もあるんですけれども、その分についてもすべて回収ということで理解してよろしいですね。

それとですね、99ページの第13節ですけれども、トムラウシ交流館の設置なんですけれども、そこにはコテージが3棟建つようになってます。そのコテージがね、床高式というんですか、床が高くなっているはずなんですけれども、その3棟のうち1棟もね、今、いろんな人たちが利用できるように、バリアフリーのかたちでできないのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、もう一つなんですけれども、122ページの15節、公営住宅の新築なんですけれども、早くにもそういうお話があったんですけれども、去年建った所もそうなんですけれども、2階の音が非常に響くらしいんです。そういったかたちの中で、どのようにそのことを認識されているのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 簡易ごみ焼却炉の回収の関係でございますけれども、これにつきましては平成5年から6年にかけて町のほうであっせんしました分、379個ございますけれども、この回収と、後、個人で買われたものをどのくらい個人で買われた数があるか掌握しておりませんので、はっきりしたことはわかりませんが、50個程度を個人で購入したのも、併せて回収しようかなというふうに考えております。

委員長（吉川幸一君） 斉藤農林課長。

農林課長（斉藤正明君） トムラウシの自然交流施設の関係でございますけれども、本体施設はバリアフリーになっておりまして、コテージ3棟につきましては、ご指摘のとおり高床式ということでございます。まだ実施設計はしてございませんので、内部協議、それからトムラウシの交流施設の維持管理を予定している期成会がでございます。期成会と十分協議して検討していきたいと思っております。

委員長（吉川幸一君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 公営住宅の2階の音の関係でございますけれども、私ども検定ですとかそういった現場の検定時なんかで、2階で、1階にいましてですね、私どもが1階にいまして、2階から音、どういう音がするかということで試して、相当大的な音でですね出していただいても、検定のときには響かなかったわけでございますけれども、直接、本人からは聞いてないわけでございますが、やはりお子様がですね、イスからなんていうんですか、どんと落ちたときに聞こえるのではないかというふうに認識しているわけございまして、依然にご指摘ありました2階と1階の部分の床については、防音シート等でですね、施工いたしまして、相当数の騒音については遮断できたも

のと考えておりますので。

そういったことで、やはり入居者のモラルというんですか、入居者の心得の中にも、やはり、そういったことも周知徹底してですね、2階のかたにつきましては、1階の住んでいるかたの迷惑がかかれないように住んでいただきたいことも含めてまして、ピーアールですとか、広報をしていきたいということで考えてございます。

委員長（吉川幸一君） 廣山委員。

委員（廣山麗子君） 公営住宅の建設については、今、屈足の分についてはまだ1戸が空いているような状態です。今年3戸建ち上がるわけですから、そういったことも含めてね、今後に向けて、ぜひ住んでいる人の状況も聞きながら、防音対策しっかりしていかなければ、造るところが空いていくような状態であっても困りますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（吉川幸一君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 公営住宅、今おっしゃったとおり、1階の部分が2戸のうち1戸が空いております。そういったことが、屈足地区では2階建ての公営住宅初めてなものですから、どういったこと、なんていうんですか、平屋しか今まで建ってませんのでね、2階建ての1階部分というのはピーアール不足というんですか、いろいろで出来たときに一般公開などもして、ピーアールしているわけでございますけれども、今後ともですね、お年寄りですとか、後、障害者にとって住みよい環境でございますので、ピーアールに努めて入居がしていただけるようにしていきたいということ。それと防音対策につきましては、今後ともできるだけ最新の技術を使って、対策を立ててまいりたいと考えております。

委員長（吉川幸一君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 平成12年度の予算書並びに他のいろいろな議案を拝見させていただきまして、たいへん町長の意欲的な面が表れてきまして、顔が見えてきたなど、こう思います。かつて町長の顔が見えませんでしたと言ったことがありましたが、お礼言上で見えてまいりましたとお伝えしておきたいと思います。

そこでですね、町長の公約そのものは、新得町の全町公園化と、こういうことでございまして、要するに住みやすい美しい町で、人間が終えんのときを迎えたときに、この町で終わりたいと思わせるような町になってもらうのが、いわゆる全町公園化の基本的な理念でないかなとこう思うわけなんです。

そこで、新得町の駅を降り立って見たときに、まだそのような感じがしない。例えば駅前にパチンコ屋さんがある、買われたんだそうですけれども、空き地があって、なにか話を聞きますと、やっぱり対抗業者が出ないように、こうするために買われたんだといったようなうわさも出ているわけなんです、そういうようなことでは、将来ともにあそこがああいう状態になっていくよとなるわけなんです、たいへん残念だなということで。そういう面で、やっぱり町長のリーダーシップを執っていただけると助かったなとこう思うわけなんです。

これは将来的な問題になっちゃうんですが、ぜひ、駅前を美しくするというのについてですね、お考えをいただきたいなと思います。更に身体障害者、あるいは老人が歩きやすい歩道、あるいは道路と。そういったものを造っていくということについても、市街地の道路についてもいろいろありますけれども、あまりに歩道やなんかの改良という予算というものが見受けられなかったんで、できるだけそういった面をですね、これ

重点的に今後、採り上げてですね、やあ住みやすいまちだなあと思わせるようなまちを考えていただきたいなど。

これはいわゆる将来ですね、合併問題がどのように、こうなるかは分からないわけですが、その前にですね、町村合併がどのようになるか分からないけれども、その前に、新得の市街にふさわしいようなまちづくりを進めていかないと、新得が本町になるんらいんです。だけれども、よその町に本町がいったということになると、だんだんその重点が本町のほうに行きまして、新得がさびれていくということになりかねないんで、そういうことにならないように、心がけをしていただきたいなど。

合併は自立、自立ということに各町村ともおっしゃってますが、仮に中川昭一が5年後に自治大臣になったと仮定したときに、どのように展開するかということをお考えですね、いやだいやだと言ってもらえないような時代が来るんじゃないのかという気もしいわけではありません。そこでですね、美しいまちづくりについては、ひとつ、ぜひがんばっていただきたいということと。

それからもう一つですね、拓鉄公園ですね、あれたいへん、今年度で整備が終わったということなんです、できるだけ自然に手を加えないという町長の考え方も分かるわけなんです、市街地周辺の公園については、ある程度の手を加えなければならぬというふうな気もするわけですね。

そういうことからいくと、私たち、自分の子どもが小さなころには、よく拓鉄公園に行って遊ばせたことがあるんですが、あのときは遊ばせるのにいいような環境があったと思う。あんまり草ぼうぼうでもなかったし、適当なあずまやだとか、お稲荷さんがあったりということですね。今はそういうのはなくて、自然に池にしても、あまりいい池でなくなると。

それと今、言われているのは、あの歩道ですね板の。我々身体障害者はたいへん危ないから歩けない。それじゃ年寄りはどうだかったら、年寄りは手すりがないから歩きづらいと。こういうことでだいたい若い人ぐらいが歩けるのかなといったようなことで、利用する人に限定されちゃうんで。もう少し。それ今、ちょっと雑音が入りまして、蚊に食われるよというようなことも出てますんでね。そういうようなこともいろいろと考えて、自然は新得はたくさんありますんでそれは大事にすると。だけど、市街地周辺の公園についてはできるだけ、ある程度、手を加えて利用しやすいものにしていただきたいものだなと、こういうふうにお考えしております。

それから最後に、総務委員会で要望したトムラウシのかすみの滝ですね。その他にもたくさんいろいろな滝があるわけなんです、比較的このかすみの滝は道道沿いでもありまして、利用しやすい所なんで、営林署との協議の中でというお話でございますけれども、できるだけ早く実現させていただけるようにご努力をしていただきたいなど。そのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

委員長（吉川幸一君） 齊藤町長。

町長（齊藤敏雄君） まことにバラエティに富んでございまして、的確にお答えできるかでございますけれども、まず一つには、新年度の予算、総体的にこの予算編成に対して、お褒めをいただきましたことはたいへん有り難く思っております。

本町は、今ご指摘ございましたように、まさに町全体が自然環境に非常に恵まれた所でありまして、この優れた自然環境というのは、将来に向かって保全していくこと。もちろんそれは、利用との調和の問題あるわけですが、基本的にそうした自然環境

というものをやはり大事にしていきたいと、基本的にそのようにおさえております。

そうした町が置かれている全体の環境の中で、どういうふうなまちづくりを進めていくかということが、非常にたいせつな問題であります。当然、住まれる住民にやさしいまちづくりをしていかなければなりませんし、あるいはまた、いろいろな、まだ取り残されている整備についても、これから年次計画的に、逐次、市街化区域の中も、整備していく必要があると、基本的にそのように考えております。

そこで何点か具体的なお話がございました、駅前の整備の問題であります。当面は駐車場が非常に狭いということで、今年の予算の中にその整備についての予算を反映いたしました。

また、駅西が非常に都市計画が遅れているということで、今年から、当面、駅西の道路の整備に着手をしていくと。長い将来に向かっては、駅西と駅前をですね、なんらかのかたちで一体化を図って駅西のかたがたが商店街に出てくる際にですね、その利便性が増すような、そういう整備もしていかなければならないと考えております。

また、歩道の問題であります。歩道はたしか、20センチほどの段差があるかと思っております。これは、国が示している道路の構造レートということで、この車社会でありまして、その危険を排除するというので、この歩道が20センチほどの高さになっております。

しかし、商店街に入るとか、あるいは車が入る所はどうしても下げなければならないということで、歩いていて非常に不便なのが実態であります。バリアフリーの歩道というのは、これは最近の話でありまして、従前はなかなかこれは警察のほうの一つのルールから見てもですね、難しさがあつたと。しかし、今日、高齢化社会の時代に至りまして、そうした歩道のバリアフリー化についても、かなり弾力的になりつつあるところと。いうふうな中でありますので、私どもこれから歩道を整備する場合には、基本的にはバリアフリー化をどうしても目指していく必要があると考えております。

しかし、歩道の整備だけでも、かなり財政投資が必要になってまいりますので、したがって新得、屈足両市街ともですね、将来に向かって年次計画的に進めていくと。あるいは新たに整備をするところについては、基本的にバリアフリーで対応していかなければならないと考えております。

また、合併の問題もございましたが、これは今、早々に合併の結論は、私は出す必要はないのではないかと。もっともっと知恵を凝らして、将来の本町の在り方というものを、町民の皆さんがたと一緒にやっぱり考えて、議論を巻き起こしていく必要があるなと思っております。そうしたことも考えながら、本町の将来に向かって禍根のない結論を、最終的には出していかなければならないと、このように思っているところであります。

また、拓鉄公園、非常に不評を買っておりまして、機会があるごとに議会の皆さんがたからご指摘を受けております。この拓鉄公園の整備にあたっての基本的なコンセプトはですね、約5ヘクタール近い面積だったかと思っておりますけれども、いわゆる、その寄贈者の意図というものが、そこに実はあるわけでありまして。できるだけその現状といたしまししょうか、自然の状態というものを保全しながら整備してほしいという、そういう意図がベースになってですね、町民の検討委員会の中で、どういう整備をしたらいいかというふうなまとめ上げられたものであります。

しかし、確かにですね、今、お話ありますように、自然が少し残り過ぎておりまして、その結果として非常に使いにくいというご批判がございました。したがって、私どもとい

たしましても、担当課をとおしていろいろなコンセンサスを得ながら、徐々にではありますけれども、当初から見るとですね、少しずつ状況を変えてきているかなと。この後においても、やはり使われる町民の皆さんがたにご理解がいただけるような、やはり整備をしていかなければならないなと思っております。

したがって今後、そうした検討に携わった人たちも含めて、更にそうした方向に再整備をしていきたいと思っております。

かすみの滝の件は私、ちょっと現場あまり詳しく分かっておりませんが、今言われている範囲では、周辺の道路整備は単独では困難があるというふうに言われております。細部につきましては、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。以上であります。

委員長（吉川幸一君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。かすみの滝につきましては、昨年の秋に総務常任委員会のほうの所管事務調査というようなことでご案内申し上げたところでございます。その際、案内をしていただきました森林官のほうからも、事業の予定があるというふうにお伺いをいたしております。その際、造林産業の集材を行う場所、これらを設けなければならないと。そういった後が駐車スペースに使えるじゃないだろうか、そういうふうなお話を聞いておりますんで、ちょうどトムラウシ温泉への行く途中、往復になりますと30分ぐらい、片道15分ぐらいで行けるわけでございますんで、霧吹きのかきとか、秘奥の滝よりも、手軽に滝を眺めていただける場所になるかと、そのように判断しております。いずれにいたしましても国有林事業のですね、進ちょく状況をみながら、担当の森林官のほうとも打ち合わせをさせて、対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（吉川幸一君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 町長並びに課長から、ご親切なお話をいただきまして、だいたい認識度はイコールかなとこう思っているわけなんですけれども、歩道についてはですね、確かに危険という面もあるんですけれども、帯広市の西2条通り、あそこを見ますとですね、バリアフリーでずっとですねってますよね。中にシカの像があって危険だとかという話もありますけれども、それはそれとして、道路の問題についてはですね、ずっときれいにやってねいるんです。新得の場合と条件は違うんでしょうけれども、国道がバイパスになっちゃって、あそこはほとんどあまり大型車が通らなくなっているというかたちの中で、早急にですね、帯広市の西2条通りみたいな感じの道路ができるといいなと、こう切望しておりますんでよろしく願いいたします。

委員長（吉川幸一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

委員長（吉川幸一君） それでは討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（吉川幸一君） 討論はないようですので、これから議案第17号から議案第35号を一括して採決いたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（吉川幸一君） 挙手全員であります。
よって議案第17号から議案第35号はそれぞれ原案どおり可決されました。

委員長（吉川幸一君） 以上をもって、本予算特別委員会に付託されましたすべての案件の審査は終了いたしました。不慣れな委員長の進行で、戸惑いもありましたけれども、皆様のご協力ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

（宣告 14時56分）

町議会委員会条例第25条第1項の規定
により署名（または記名押印）する。

臨時委員長

委員長

副委員長